

茨城県地域防災計画

地震災害対策計画編

令和6年3月

茨城県防災会議

第 1 章 総則

第 1 節 地震災害対策計画の概要

第 2 節 茨城県の防災環境

第 3 節 茨城県の地震被害

第 4 節 各機関の業務の大綱

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第 2 節 地震に強いまちづくり

第 3 節 被害軽減への備え

第 4 節 防災教育・訓練

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 初動対応

第 2 節 災害情報の収集・伝達

第 3 節 応援・受援

第 4 節 被害軽減対策

第 5 節 被災者生活支援

第 6 節 災害救助法の適用

第 7 節 応急復旧・事後処理

第 4 章 災害復旧・
復興対策計画

第 1 節 被災者の生活の安定化

第 2 節 被災施設の復旧

第 3 節 激甚災害の指定

第 4 節 復興計画の作成

付 編

東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

地震災害対策計画編

目 次

第1章 総 則

第1節 地震災害対策計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の用語	1
第3 計画の構成	1
第4 基本方針	2
第2節 茨城県の防災環境	3
第1 自然環境の特性	3
1 地 形	3
2 地 質	3
第2 社会環境の特性	3
1 概 要	3
2 人口の見通し	4
3 経済の見通し	4
4 広域交通ネットワークの整備	5
5 生活環境の変化	6
第3節 茨城県の地震被害	7
第1 地震災害の歴史	7
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震	14
第4節 各機関の業務の大綱	17
第1 茨城県	17
第2 市町村	17
第3 指定地方行政機関	18
第4 自衛隊	21
第5 指定公共機関	21
第6 指定地方公共機関	23
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	24

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	25
第1 対策に携わる組織の整備	25

1	活動体系の全体像	26
2	県の活動体制の整備	29
3	市町村の活動体制の整備	30
4	防災関係機関等の活動体制の整備	30
5	第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進	30
第2	相互応援体制の整備	32
1	応援要請・受入体制の整備	33
2	他都道府県災害時の応援活動のための体制整備	35
第3	防災組織等の活動体制の整備	37
1	自主防災組織の育成・連携	38
2	事業所防災体制の強化	39
3	ボランティア組織の育成・連携	40
4	企業防災の促進	43
5	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	44
第4	情報通信ネットワークの整備	46
1	情報通信設備の整備	47
2	防災情報ネットワークシステムの整備	49
3	アマチュア無線ボランティアの確保	49
第2節	地震に強いまちづくり	51
第1	防災まちづくりの推進	51
1	防災まちづくり方針の策定	52
2	防災空間の確保	53
3	防災拠点の整備	54
4	市街地開発の推進	55
5	避難施設の整備	55
第2	建築物の不燃化・耐震化等の推進	57
1	建築物の耐震化の推進	58
2	建築物の不燃化の推進	60
3	建築物の液状化被害予防対策の推進	60
4	防災対策拠点施設の耐震性の確保等	61
5	文化財保護	62
第3	土木施設の耐震化等の推進	63
1	道路施設の耐震化等の推進	64
2	鉄道施設の耐震化の推進	64
3	海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進	64

4	港湾、漁港の耐震化の推進	65
第4	ライフライン施設の耐震化の推進	67
1	電力施設の耐震化	68
2	電話施設の耐震化	68
3	都市ガス施設の耐震化	69
4	上水道施設の耐震化	70
5	下水道施設の耐震化	71
6	廃棄物処理施設	71
第5	地盤災害防止対策の推進	73
1	地盤災害危険度の把握	74
2	土地利用の適正化の誘導	74
3	斜面崩壊防止対策の推進	74
4	造成地災害防止対策の推進	75
5	地盤沈下防止対策の推進	75
6	液状化防止対策等の推進	75
第6	危険物等施設の安全確保	77
1	石油類等危険物施設の予防対策	78
2	高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策	79
3	毒劇物取扱施設の予防対策	80
4	放射線使用施設の予防対策	81
第3節	被害軽減への備え	82
第1	緊急輸送への備え	82
1	緊急輸送道路の指定・整備	83
2	ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備	84
3	緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	84
第2	消火活動、救助・救急活動への備え	86
1	出火予防	87
2	消防力の強化	87
3	救助力の強化	88
4	救急力の強化	89
5	地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	89
第3	医療救護活動への備え	91
1	医療救護施設の確保	92
2	後方医療施設の整備	92
3	医薬品等の確保	95

4	医療機関間情報網の整備	95
5	医療関係者に対する訓練等の実施	96
6	医療関係団体との協力体制の強化	97
7	医療ボランティアの確保	97
第4	被災者支援のための備え	99
1	指定緊急避難場所・指定避難所の指定	100
2	食料、生活必需品等の供給体制の整備	103
3	応急給水・応急復旧体制の整備	106
4	罹災証明書の交付	107
第5	要配慮者安全確保のための備え	109
1	社会福祉施設等の安全体制の確保	110
2	在宅要配慮者の救護体制の確保	111
3	要配慮者の避難所等における支援体制の確保	113
4	外国人に対する防災対策の充実	113
第6	燃料不足への備え	116
1	燃料の調達、供給体制の整備	117
2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	117
3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	118
4	平常時の心構え	118
第4節	防災教育・訓練	119
第1	防災教育	119
1	一般県民向けの防災教育	120
2	児童生徒等に対する防災教育	122
3	防災対策要員に対する防災教育	123
第2	防災訓練	124
1	総合防災訓練・避難力強化訓練	125
2	県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練	125
3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	126
第3	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	128
1	基礎的調査研究	129
2	防災アセスメントの実施	130
3	被害想定調査の実施	130
4	災害対策に関する調査研究	130
5	災害教訓の伝承	131

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応	132
第1 職員参集・動員	132
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容	133
2 職員の動員・参集	136
第2 災害対策本部	141
1 県	142
2 市町村、指定地方行政機関等	157
3 国の現地対策本部との連携	157
4 合同調整所の設置	157
第2節 災害情報の収集・伝達	159
第1 通信手段の確保	159
1 専用通信設備の運用	160
2 代替通信機能の確保	160
3 アマチュア無線ボランティアの活用	163
第2 災害情報の収集・伝達・報告	165
1 地震情報の収集・伝達	169
2 被害概況の把握	173
3 被害情報・措置情報の収集・伝達	175
4 国への報告	181
第3 災害情報の広報	183
1 広報活動	185
2 報道機関への対応	188
第3節 応援・受援	189
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保	189
1 自衛隊に対する災害派遣要請	190
2 自衛隊の判断による災害派遣	182
3 自衛隊受入体制の確立	193
4 災害派遣部隊の撤収要請	195
5 経費の負担	195
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行	196
1 応援要請の実施	197
2 応急措置の代行	200
3 応援受入体制の確保	201

4	消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保	201
第3	他都道府県被災時の応援	204
1	他都道府県への応援・派遣	204
第4節	被害軽減対策	206
第1	警備対策	206
1	警備体制	207
2	警備実施	207
3	警備活動に対する援助要求	210
第2	避難指示、誘導	211
1	避難指示、高齢者等避難	212
2	警戒区域の設定	214
3	避難の誘導	214
4	指定緊急避難所	215
5	広域避難（広域一時滞在）	215
第3	緊急輸送	217
1	緊急輸送の実施	219
2	緊急輸送のための道路の確保	219
3	輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保	221
4	緊急輸送状況の把握	225
5	交通規制	225
第4	消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動	229
1	消火活動	230
2	救助・救急活動	232
3	水害防止活動	234
4	海上災害対策活動	235
第5	応急医療	238
1	応急医療体制の確保	239
2	応急医療活動	241
3	後方支援活動	243
第6	危険物等災害防止対策	248
1	危険物等流出対策	249
2	石油類等危険物施設の安全確保	250
3	高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保	250
4	毒劇物取扱施設の安全確保	250
5	有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策	251

第7	燃料対策	252
1	連絡体制の確保と情報の収集	253
2	重要施設への燃料の供給	253
3	災害応急対策車両への燃料の供給	253
4	燃料の確保	254
5	県民への広報	254
第5節	被災者生活支援	255
第1	被災者の把握等	255
1	避難者、疎開者、自宅被災者の把握	256
2	罹災証明書の交付	257
第2	避難生活の確保、健康管理	259
1	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営	260
2	避難所等における生活環境の整備	263
3	健康管理	264
4	精神保健、心のケア対策	265
第3	ボランティア活動の支援	268
1	ボランティア「受入窓口」の設置・運営	269
2	ボランティア「担当窓口」の設置・機能	270
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	272
1	ニーズの把握	273
2	相談窓口の設置	273
3	被災者への情報伝達	274
4	安否情報の提供	275
第5	生活救援物資の供給	276
1	食料、生活必需品等の供給	277
2	応急給水の実施	280
第6	要配慮者安全確保対策	283
1	社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	284
2	在宅要配慮者に対する安全確保対策	285
3	外国人に対する安全確保対策	286
第7	応急教育	289
1	児童生徒等の安全確保	290
2	応急教育	291
第8	帰宅困難者対策	293
1	各機関の取組	293

第9 義援物資対策	296
1 義援物資の供給	297
第10 愛玩動物の保護対策	298
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	299
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置	299
第6節 災害救助法の適用	300
1 被害状況の把握及び認定	301
2 救助法の適用基準	302
3 救助法の適用手続	303
4 救助法による救助	304
5 災害対策基金等の管理	304
6 郵政事業に係る特別取扱い	304
第7節 応急復旧・事後処理	306
第1 建築物の応急復旧	306
1 応急危険度判定	307
2 住宅の応急修理	308
3 応急仮設住宅の提供	309
4 建築物の応急復旧への支援	310
第2 土木施設の応急復旧	311
1 道路の応急復旧	312
2 港湾、漁港の応急復旧	313
3 鉄道の応急復旧	313
4 その他土木施設の応急復旧	322
第3 ライフライン施設の応急復旧	324
1 電力施設の応急復旧	325
2 電話施設の応急復旧	328
3 都市ガス施設の応急復旧	331
4 上水道施設の応急復旧	332
5 下水道施設の応急復旧	334
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去	336
1 災害廃棄物の処理	337
2 防疫	340
3 障害物の除去	342
第5 行方不明者等の捜索	344
1 行方不明者等の捜索	345

2	遺体の処理	345
3	遺体の火葬	346

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節	被災者の生活の安定化	348
第1	義援金の募集及び配分	348
1	義援金の募集及び受付	349
2	委員会の設置	349
3	義援金の保管	349
4	義援金の配分	349
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	351
1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	352
2	災害見舞金の支給	354
3	生活福祉資金の貸付	354
4	母子父子寡婦福祉資金の貸付	356
5	農林漁業復旧資金	356
6	中小企業復興資金	358
7	住宅復興資金	358
第3	租税及び公共料金等の特例措置	360
1	国税等の徴収猶予及び減免の措置	360
2	その他公共料金の特例措置	361
第4	雇用対策	362
1	離職者への措置	363
2	雇用保険の失業給付に関する特例措置	363
3	被災事業主に関する措置	363
第5	住宅建設の促進	365
1	建設計画の作成	365
2	事業の実施	366
3	入居者の選定	366
第6	被災者生活再建支援法の適用	367
1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	368
2	支援法の適用基準	368
3	支援法の適用手続	369
4	支援金の支給額	370
5	支援金支給申請手続	370

6	支援金の支給	371
第7	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	372
1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	373
2	補助事業の適用基準	373
3	補助事業の適用手続	373
4	支援金の支給額	374
5	支援金支給申請手続	374
6	支援金の支給	375
7	市町村への補助	375
第2節	被災施設の復旧	376
1	災害復旧事業計画の作成	377
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	377
3	災害復旧事業の実施	378
4	解体、がれき処理	379
第3節	激甚災害の指定	380
1	災害調査	380
2	激甚災害指定の手続	383
第4節	復興計画の作成	384
1	事前復興対策の実施	385
2	復興対策本部の設置	385
3	復興方針・計画の策定	386
4	復興事業の実施	386

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章	総則	388
第1節	計画作成の趣旨	388
第2節	計画作成の基本方針	388
第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱	390
第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	397
第1節	東海地震注意情報等の伝達	397
第2節	警戒体制への準備	397
第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について	397
第4章	警戒宣言発令時の対応措置	400
第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達	400
第2節	警戒体制の確立	402
第3節	地震防災応急対策の実施	411

第4節 住民等のとるべき措置.....	433
---------------------	-----

第 1 章

総

則

第1章 総 則

第1節 地震災害対策計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画であって、県内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と十分調整を図るものとする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画において、国土強靱化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等は、国土強靱化に関する部分については、県国土強靱化計画の基本目標である、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県 茨城県

第3 計画の構成

この計画は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画は、本県の地域における震災対策を体系化したものであって、「茨城県地域防災計画」の中の「地震災害対策計画」とするものである。

第4 基本方針

地震災害対策計画の基本方針は

1. 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
2. 地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
3. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4. 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。

第1章 総 則

第2節 茨城県の防災環境

第1 自然環境の特性

1 地 形

茨城県の地形は、高度200～1,000mの山地及び丘陵と広大な平野からなる。全面積約6,000km²強のうち、76%は高度100m以下の土地であり、地形分類上は、台地と低地をあわせた平野の面積が全面積の67%に達する。山地と丘陵をあわせて約30%である。そして、残りは霞ヶ浦や北浦等の湖沼となっている。県中・南部に関東ローム層におおわれた洪積台地と沖積低地が発達する。沖積低地は、主要河川沿いや湖岸及び海岸に比較的幅狭く細長く分布する。

2 地 質

平野部の大半は標高20～40mの平坦な洪積台地で、千葉県の下総台地とあわせて常総台地とよばれ、関東ローム層と成田層等の洪積（統）で構成されている。

低地には、沖積世の砂礫や粘土が堆積していて、いわゆる、軟弱地盤地帯となっている。

久慈山地と那珂川沿の丘陵地及び台地には第三紀層（170万年～6500万年前）が分布している。これらは主として碎屑岩類よりなり、一部に火山岩を含む。碎屑岩類を主体とする第三紀層は大洗付近から日立、北茨城の海岸沿にも分布している。

八溝山系は主として、ジュラ紀（14300万年～21200万年前）の堆積岩よりなり、阿武隈山地は変成岩類と花崗岩類などからなっている。

大洗～那珂湊には白亜紀（6500万年～14300万年前）の堆積岩層が分布し、高萩～北茨城には炭田（古第三紀層）が、日立には鉱床がある。

第2 社会環境の特性

1 概 要

本県をとりまく近年の動きを見ると、県民の生活様式が多様化し、少子化や高齢化が進行するとともに、経済の国際化等によって産業構造が変化してきている状況にある。また、21世紀を迎え、科学技術の発展や情報化の急速な進展、地球的規模の環境問題等への対策が急がれている。

こうした本県の社会・経済的構造の変化と災害の関連をみると、災害の態様もこのような構造の変化に対応して複雑化と多様化の傾向を示し、しかも単なる自然環境としてのみ認識されていた災害から、地域社会の構造的変化とともに次第に人為的・社会的要因を多分に含んだ災害に変わってきている。

2 人口の見通し

本県の人口は、平成12(2000)年に299万人となった後、平成17(2005)年に298万人、平成22年(2010)年に297万人、平成27(2015)年に292万人、令和2年(2020)年に287万人と、減少傾向にある。

こうした中、東日本大震災以降の11年間で、本県の人口は12万人程度減少しているが、今後の見通しとして、つくばエクスプレス沿線等を中心に、一定の人口の定着が見込まれる一方で、県全体としては、少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、令和12(2030)年には、概ね275万人程度になるものと見込まれる。

より長期的には、高齢化が一層進展し、75歳以上人口の割合が高まっていくことから、人口の自然減少が急激に進み、令和32(2050)年には、概ね255万人程度になるものと見込まれる。

人口の構成については、令和32(2050)年には、年少人口の割合は14%程度になるとともに、生産年齢人口の割合は51%程度にまで低下する一方、高齢者人口の割合は35%程度にまで上昇し、そのうちの約6割を75歳以上人口が占めるものと見込まれる。

3 経済の見通し

本県は首都圏の一角に位置し、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、災害も少ないという条件の下で、つくばや東海には世界に誇れる最先端の科学技術が集積し、日立や鹿島には我が国有数の産業拠点が形成されているほか、つくばエクスプレスや高速道路、茨城港及び鹿島港、さらには茨城空港など陸・海・空の広域交通ネットワークが概成するなど、本県の発展を担う基盤が整ってきた。

農業を中心とする第一次産業については、多様な担い手の育成・確保が図られるとともに、消費者等のニーズに対応した競争力のある産地が形成され、本県農産物のブランド化が一層進むとともに、農商工連携による新商品の開発や観光産業等との連携による販路拡大も図られることから、生産額は安定的に推移していくものと見込まれる。

第二次産業については、広域交通ネットワークの整備により、本県の利便性が飛躍的に高まることから、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道沿線を中心に、製造業や物流産業など様々な企業が数多く立地し、投資も活発化するものと見込まれる。

また、日立や鹿島など主要な産業拠点では、電気機械やエネルギー、鉄鋼、化学等を中心に安定した成長が見込まれるほか、つくばや東海地域を中心として最先端の科学技術拠点が形成され、既存の工業集積と連携しつつ、次世代自動車や環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品等といった成長分野において新たな企業群の創出が期待される。

第三次産業は、本県の県内総生産の約6割を占めている。今後は、広域交通ネットワークの整備やIT化の一層の進展により、人・物・情報の交流がますます活発になっていく中、近隣都県からの観光客が増加するとともに、茨城空港を核としたアジアとの観光・交流が拡大することが見込まれる。

また、生活大県づくりが進む中で、医療・介護や健康、子育て関連サービスなど生活関連産業が着

実に成長するほか、ITを活用した物流産業等の集積も期待される。

さらに、ソーシャルビジネスなど時代のニーズに対応した新たな産業も一定の成長が期待される。

雇用については、産業大県として魅力ある雇用の場が創出されるとともに、多様な働き方が可能となる労働環境も整備されることから、女性や高齢者の就業が一層促進され、県内の就業者数は人口減少社会にあっても安定的に推移するものと見込まれる。

4 広域交通ネットワークの整備

茨城県内の広域交通ネットワークは、県内を南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめ、東西に連絡する北関東自動車道や国道50号、千葉県から鹿行地域を經由し水戸に至る国道51号、県西地域を南北に貫く新4号国道等により形成されている。

また、本県における高速道路網の完成に向け、首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道水戸線の整備が進められている。

鉄道は、南北の幹線となる常磐線のほか、水戸を起点として、県西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されているほか、つくばと秋葉原を結ぶつくばエクスプレスについては、輸送人員が順調に伸びており、東京や県内への延伸が今後期待されている。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港については、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、韓国ソウル間、台湾台北間の7路線が就航している。

今後、北関東自動車道をはじめとした4本の高規格幹線道路及び2つの重要港湾、空港など、陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、県内と国内外との結びつきが一層強まり、物流や観光、文化など様々な分野における交流が促進されるものと期待されている。

5 生活環境の変化

社会経済情勢の変化や情報化の進展等により、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。また、個人の生活・行動様式の多様化によって、衣・食・住や就業形態、さらには余暇時間の過ごし方等も多彩になっている。

さらに、週休二日制の定着や労働時間の短縮等による自由時間の増大を背景に、レジャーや余暇生活に重点をおく人、特に、自然とのふれあいを求める人が急激に増加するなど、自然と共存したやすらぎのある生活に対するニーズが高まっている。

第1章 総 則

第3節 茨城県の地震被害

第1 地震災害の歴史

1 地震災害の歴史

[明治以前の地震]

発 震 年 月 日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 摘 要
西 暦	日 本 暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波、早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町(約110m)の内陸に達し、平常の汀線より20余町(約2.2km)の沖まで水が引いた。
818	弘仁9. 7. ー	36° 0' }	139° 0' }	M≥7. 5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数。
1420. 9. 7	応永27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子及び相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝5. 10. 9	35° 5'	142° 0'	M≒8. 0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間等で家流倒約550(あるいは487)軒、死・不明130余(あるいは189)。水戸領内で潰家189、溺死36。舟破損又は流失353。房総で倒家233余、溺死246余。奥州岩沼領で流家490余、死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855. 11. 11	安政2. 10. 2	35° 65'	139° 8'	M=7. 0~7. 1	江戸地震。激震地域は江戸の下町で、なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く14,346軒。土蔵潰1,410。死者は1万位。布佐、布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛、上町でも瓦落ち、土蔵少損、土浦で蔵の潰、大破あり。

最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001
 宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

[明治以後の地震]

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1895. 1. 18	明治28. 1. 18	36° 1'	140° 4'	7.2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。
1896. 1. 9	明治29. 1. 9	36° 30'	141° -'	7.3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり(周期8分)。
1897. 1. 17	明治30. 1. 17	36° 2'	139° 9'	5.6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。
1921. 12. 8	大正10. 12. 8	36° 0'	140° 2'	7.0	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石堀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下等があった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。
1922. 5. 9	大正11. 5. 9	36° 0'	140° 0'	6.1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。
1923. 1. 14	大正12. 1. 14	36° 1'	139° 9'	6.1	水海道付近の地震。 東京で傷1、家屋小破数軒。
1923. 9. 1	大正12. 9. 1	35° 19'	139° 08'	7.9	関東大地震。 全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99,331。負傷103,733。行方不明43,476。茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。
1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 26'	140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震。 水戸(煉瓦塀倒る)、久慈(崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1)、鉾田(石垣崩る)、石岡(土蔵に亀裂)、真壁・土浦(壁の剥落)、宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)等の被害があった。

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1931. 9. 21	昭和6. 9. 21	36° 10'	139° 15'	6.9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。
1938. 5. 23	昭和13. 5. 23	36° 34'	141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 9. 22	昭和13. 9. 22	36° 27'	141° 03'	6.5	鹿島灘の地震。 水戸は震度5、僅少被害。
1938. 11. 5	昭和13. 11. 5	36° 56'	141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄道の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4	昭和49. 8. 4	36° 01'	139° 55'	5.8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。
1983. 2. 27	昭和58. 2. 27	35° 56'	140° 09'	6.0	茨城県南部の地震。 傷11人(東京8人、神奈川2人、千葉1人)。藤代・取手・牛久・船橋等でガス管の破損等の被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
1987. 12. 17	昭和62. 12. 17	35° 23'	140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震。 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71, 212。茨城県で負傷者4、住家一部破損1, 259。

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2000. 7. 21	平成12. 7. 21	36° 32'	141° 07'	6. 4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟、阿見町で断水等の小被害。
2004. 10. 6	平成16. 10. 6	35° 59'	140° 05'	5. 7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16	平成17. 2. 16	36° 02'	139° 53'	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。
2005. 4. 11	平成17. 4. 11	35° 44'	140° 37'	6. 1	本県における震度5強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16	平成17. 8. 16	38° 09'	142° 17'	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所（JRR-4）が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19	平成17. 10. 19	36° 23'	141° 03'	6. 3	鉾田市で軽傷者1名、物的被害無し。
2008. 5. 8	平成20. 5. 8	36° 13'	141° 36'	7. 0	水戸市で震度5弱を記録。常総市で軽傷者1名、下妻市で6棟、土浦市で1棟が住家一部破損。
2008. 7. 5	平成20. 7. 5	36° 38'	140° 57'	5. 2	日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	36° 06'	142° 52'	9. 0	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震（M7.7）が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊2,637棟、半壊25,054棟、一部損壊190,500棟 床上浸水33棟、床下浸水610棟（令和5年5月1日現在）
2011. 3. 23	平成23. 3. 23	37° 05'	140° 47'	5. 5	鉾田市で震度5弱を記録。
2011. 3. 24	平成23. 3. 24	36° 10'	140° 02'	4. 8	鉾田市で震度5弱を記録。

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2011. 4. 11	平成23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7.0	鉾田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2011. 4. 12	平成23. 4. 12	37° 03'	140° 38'	6.4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1名、物的被害無し。
2011. 4. 13	平成23. 4. 13	36° 54'	140° 42'	5.7	北茨城市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2011. 4. 16	平成23. 4. 16	36° 20'	139° 56'	5.9	鉾田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名。
2011. 8. 1	平成23. 8. 1	36° 54'	141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。
2011. 8. 19	平成23. 8. 19	37° 38'	141° 47'	6.5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1名。
2011. 11. 20	平成23. 11. 20	36° 42'	140° 35'	5.3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。
2012. 2. 19	平成24. 2. 19	36° 45'	140° 35'	5.2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。
2012. 3. 1	平成24. 3. 1	36° 26'	140° 37'	5.3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2012. 3. 10	平成24. 3. 10	36° 43'	140° 36'	5.4	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 3. 14	平成24. 3. 14	35° 44'	140° 55'	6.1	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01'	143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013. 1. 28	平成25. 1. 28	36° 34'	140° 33'	4.8	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2013.1.31	平成25.1.31	36°42'	140°36'	4.7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2013.9.20	平成25.9.20	37°03'	140°41'	5.9	高萩市、鉾田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2013.11.10	平成25.11.10	36°00'	140°05'	5.5	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2013.12.31	平成25.12.31	36°41'	140°37'	5.4	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2015.5.25	平成27.5.25	36°03'	139°38'	5.5	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2016.5.16	平成28.5.15	36°02'	139°53'	5.5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。
2016.7.27	平成28.7.27	36°27'	140°36'	5.4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
2016.11.22	平成28.11.22	37°21'	141°36'	7.4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2016.11.24	平成28.11.24	37°10'	141°25'	6.2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。
2016.12.28	平成28.12.28	36°43'	140°34'	6.3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。
2017.8.2	平成29.8.2	36°48'	140°32'	5.5	水戸市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害無し。
2017.8.2	平成29.8.2	36°07'	140°01'	4.6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で軽傷1名、物的被害無し。
2018.9.5	平成30.9.5	36°28'	141°20'	5.5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。
2020.4.12	令和2.4.12	36°11'	139°57'	5.1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。
2021.2.13	令和3.2.13	37°43'	141°41'	7.3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。
2021.10.7	令和3.10.7	35°35'	140°06'	5.9	古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。
2021.11.1	令和3.11.1	36°27'	140°36'	5.3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。
2022.3.16	令和4.3.16	37°41'	141°37'	7.4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。
2022.4.19	令和4.4.19	36°09'	140°03'	5.4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。

第1章 総則
 第3節 茨城県の地震被害
 第1 地震災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2022.5.5	令和4.5.5	36°02′	139°08′	4.8	筑西市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2022.5.29	令和4.5.29	36°02′	140°09′	5.4	ひたちなか市など4市村で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2022.11.9	令和4.11.9	36°02′	140°00′	4.9	城里町で震度5強、笠間市など4市で震度4、水戸市など27市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。
2023.3.24	令和5.3.24	36°04′	140°03′	4.7	日立市など3市で震度4を記録。人的・物的被害無し。
2023.5.26	令和5.5.26	35°06′	140°07′	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。

注：1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は2004年から消防庁による。

2 資料

資料3-1 「気象庁震度階級関連解説表」

第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震

1 茨城県地震被害想定

本県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、本県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に本県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、本県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

本県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定された。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定 of 観点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府(2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県(2012)

なお、想定地震の震源位置、規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

2 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

(1) 南海トラフ地震

1) 南海トラフ地震対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

なお、「事前避難対象地域」については、30cm以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域がないため、当該地域は設定しない。

水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村（6市1町1村）

2) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

(2) 首都直下地震

1) 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、次の市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町（29市8町2村）

2) 地方緊急対策実施計画

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、地方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。

なお、地方緊急対策実施計画の目標及び期間については、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編のほか、茨城県国土強靱化計画に記載のとおりとする。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1

第1章 総則

第3節 茨城県の地震被害

第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震

項の規定に基づき、次の市町村が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、北相馬郡利根町（30市8町2村）

2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

3 資料、関連項目

(1) 資料

資料3-2 「茨城県地震被害想定調査の概要（平成30年12月）」

資料4-1 「地震防災対策強化地域の指定について（報告）」

資料4-2 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果中間報告」

資料4-3 「中央防災会議地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告」

資料4-5 「大規模地震防災・減災対策大綱」

(2) 関連項目

「第2章 第4節 防災教育・訓練」第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

第1章 総 則

第4節 各機関の業務の大綱

地震災害に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 茨 城 県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御と拡大の防止
- 5 救助、防疫等罹者の救助・保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 文教対策
- 10 震災時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員
- 12 震災時における交通、輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第2 市 町 村

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除と拡大の防止
- 5 救助、防疫等罹災者の救助・保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市町村営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策

- 10 災害対策要員の動員
- 11 災害時における交通、輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第3 指定地方行政機関

関東管区警察局

- 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事。
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- 3 管内防災関係機関との連携に関する事。
- 4 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事。
- 6 津波、火山警報等の伝達に関する事。

関東総合通信局

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
- 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

関東財務局

- 1 災害復旧事業費の査定立合に関する事。
- 2 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事。
- 3 災害復旧事業の融資（長期）に関する事。
- 4 国有財産の無償貸付業務に関する事。
- 5 金融上の措置に関する事。

関東信越厚生局

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事。
- 2 関係機関との連絡調整に関する事。

茨城労働局

- 1 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する事。
- 2 災害時における賃金の支払いの確保に関する事。
- 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事。

第1章 総則

第4節 各機関の業務の大綱

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 4 労災保険給付に関する事。
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関する事。

関東農政局

- 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
- 2 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- 4 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- 6 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- 7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。

関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- 3 被災中小企業の振興に関する事。

関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。
- 2 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

関東地方整備局

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
- 2 公共施設等の整備に関する事。
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
- 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- 6 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- 7 災害時における応急工事等に関する事。
- 8 災害復旧工事の施工に関する事。
- 9 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事。
- 10 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。
- 11 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。

第1章 総則

第4節 各機関の業務の大綱

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 12 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- 13 大規模自然災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。
- 14 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。
- 15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

関東地方測量部

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- 3 地殻変動の監視

東京管区气象台（水戸地方气象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- 1 情報の収集及び連絡に関すること。
- 2 活動体制の確立に関すること。
- 3 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- 4 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- 5 海上交通安全の確保に関すること。
- 6 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- 7 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

第4 自 衛 隊

第1章 総則

第4節 各機関の業務の大綱

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第5 指定公共機関

日本郵便株式会社

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

日本銀行（水戸事務所）

- 1 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- 3 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- 4 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
- 5 上記各業務にかかる広報に関すること。

日本赤十字社（茨城県支部）

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- 4 義援金品の募集配布に関すること。

日本放送協会（水戸放送局）

- 1 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること。

独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）

- 1 ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。
- 2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- 1 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社（東海発電所）

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- 1 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス株式会社（日立LNG基地）、東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること。
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

救助物資の輸送の協力に関すること。

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）、株式会社JERA

- 1 災害時における電力供給に関すること。
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

KDDI株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

ソフトバンク株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第6 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- 2 生活福祉資金の貸付に関すること。

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関すること。

水防管理団体

- 1 水防施設資材の整備に関すること。
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- 3 水防活動に関すること。

運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること。
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- 3 高圧ガスの供給に関すること。
- 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体

- 1 被害調査に関すること。
 - 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
 - 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

第 2 章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

■基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

2 留意点

(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

県及び市町村は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するなど周知徹底を図っておくことが必要である。

(2) 関係部局間等の連携体制の強化

県の各部局は、災害時に他部局とも連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より部局間の連携体制の強化を図っておく必要がある。また、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

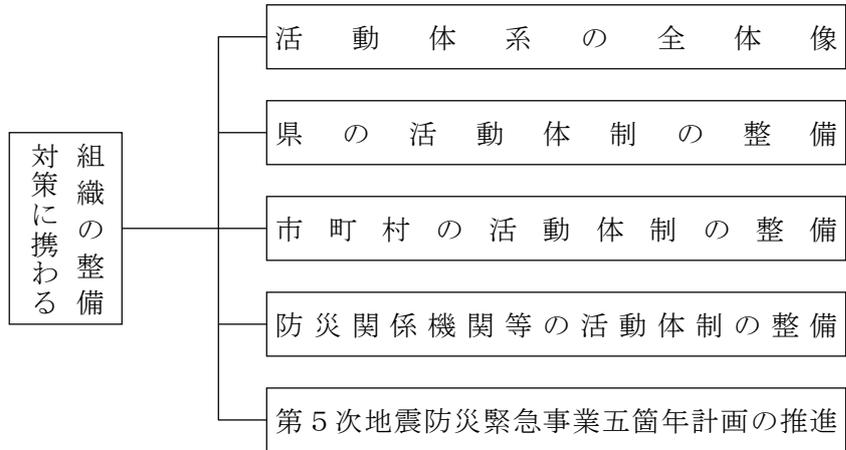
県、市町村及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。

(4) 複合災害対策

県、市町村等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実することが必要である。

県、市町村等の防災関係機関は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める必要がある。

3 対策体系



■ 対 策

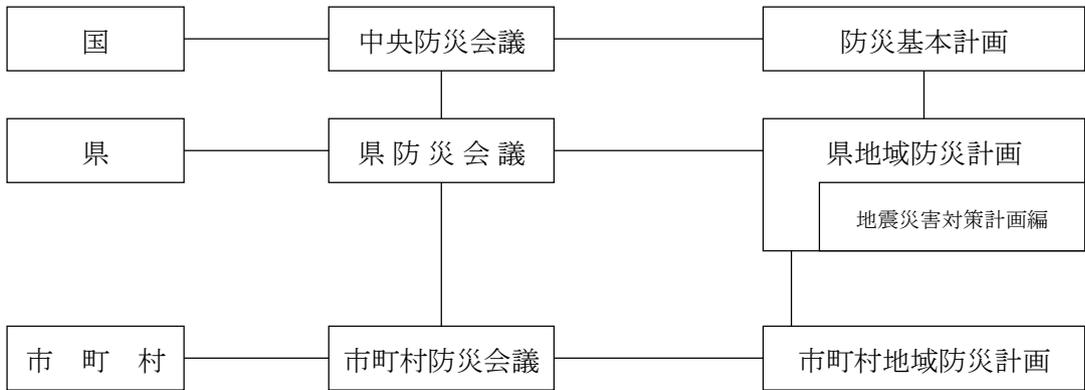
1 活動体系の全体像

(1) 県の防災体制整備

【県（各部局）】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画等を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災対法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



1) 県防災会議

県は、災対法第14条に基づき茨城県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長・職員又は県職員のうちから任命された委員をもって組織する。また、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、幹事は委員を補佐する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

なお、男女共同参画部局は、防災担当部局と連携し、防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った防災・減災のための人材育成を行う。

2) 関連する県の防災組織

① 県災害対策本部

ア 設置の根拠

災対法第23条

イ 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 組織



第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

② 県水防本部

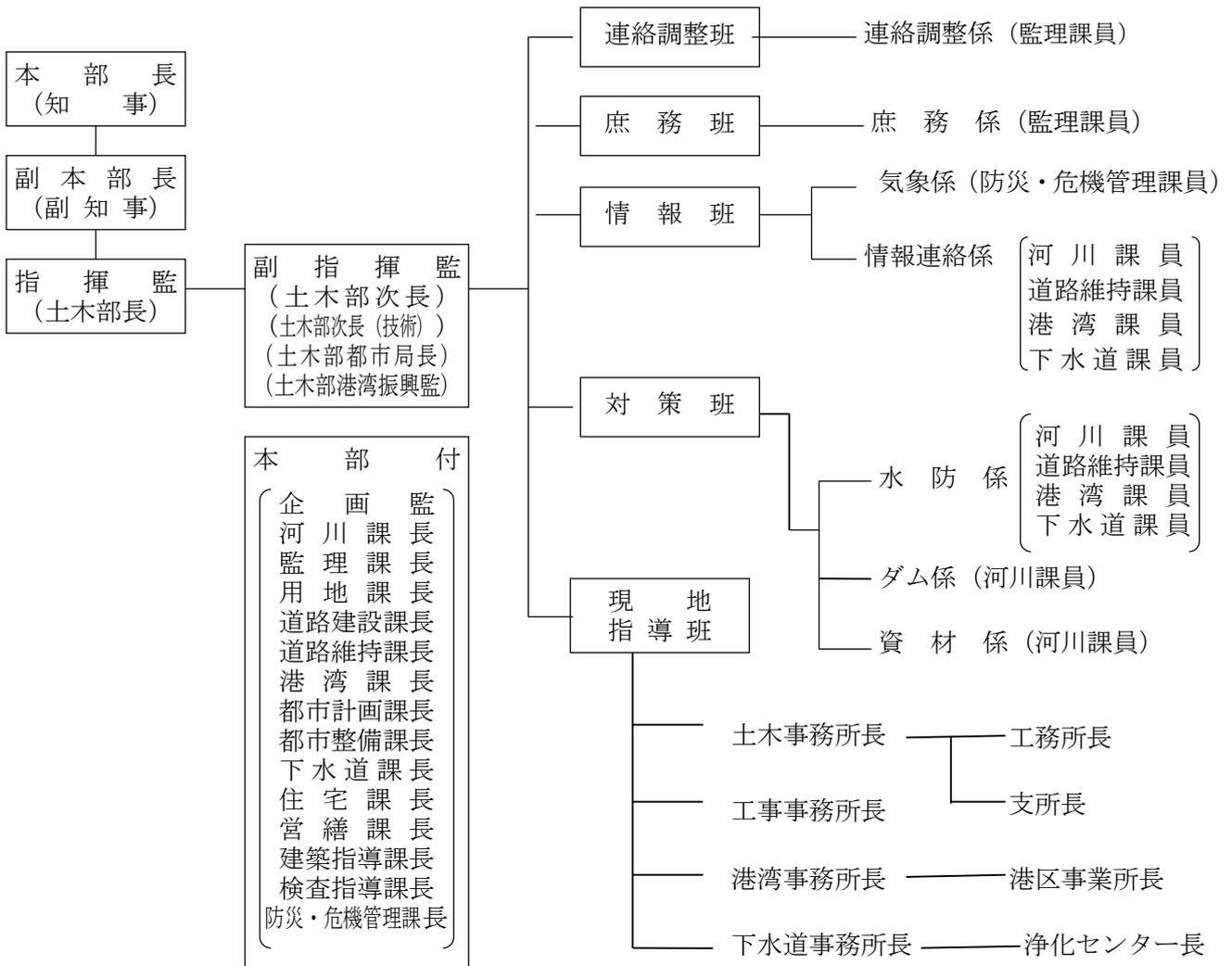
ア 設置の根拠

水防法第7条

イ 所掌事務

県内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災の警戒と防御

ウ 組織



第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

(2) 市町村の防災体制整備

【市町村】

市町村は、災対法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した災害対策計画を作成し、対策推進を行う。また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

(3) 防災関係機関の防災体制整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村等との連携を密にする。

2 県の活動体制の整備

【県（各部局）】

(1) 県職員への災害時の役割と体制の周知徹底

県職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、各部署において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、県は、研修会等を通じて周知徹底を図る。

- 1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 2) 災害時における体制（動員体制等）
- 3) 県地域防災計画（地震災害対策計画）の内容
- 4) 県の地震被害想定調査の結果
- 5) 地震に関する基礎知識

このうち、1)及び2)については、各部局により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部・事務所等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、(2)に示す活動要領（マニュアル）等を用いて事前の周知徹底を図ることとする。

(2) 各部局における地震災害対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

県の各部局は、地震災害対策計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、(1)に示した方法に基づきその周知徹底を図るものとする。

なお、活動要領は組織の改編や人事異動、地震災害対策計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行うものとする。

(3) 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成等

県は、県の機関や職員自身も被災し、人・物・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下に

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

において、応急対策業務や優先度の高い復旧業務を実施しつつ、優先度の高い通常業務についても維持するため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。

また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部署において、同計画に基づき、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。

なお、同計画及び同マニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応し検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。

(4) 部局間の連携体制の整備

県の各部局は、災害時に他部局とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。また、各部局で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行うものとする。

3 市町村の活動体制の整備

【市町村】

市町村は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市町村地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、市町村の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

4 防災関係機関等の活動体制の整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

【県（各部局）、市町村】

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して五箇年計画を策定し、これに定められた事項の着実な推進を図るものとする。

なお、市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものとする。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料1-1 「茨城県防災会議委員・幹事一覧」

資料1-2 「防災関係機関窓口」

資料1-3 「茨城県防災会議条例」

資料1-4 「茨城県防災会議運営規程」

(2) 関連項目

「第3章 第1節 初動対応」第1 職員参集・動員

「第3章 第1節 初動対応」第2 災害対策本部

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第2 相互応援体制の整備

■基本事項

1 趣旨

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

他都道府県及び市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

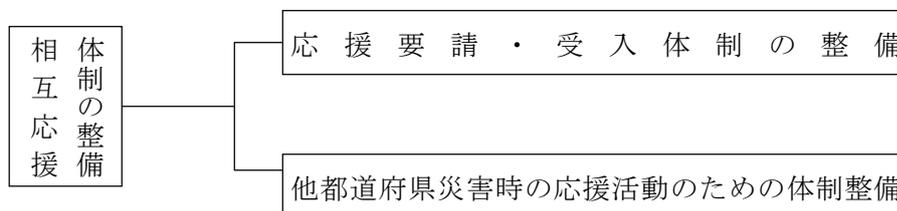
(2) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の都県、市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

(3) 実効性の確保

相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、実効性の確保が必要である。

3 対策体系



■対 策

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 都道府県間の相互応援

【県（防災・危機管理部）】

1) 協定の締結

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。

現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を、また福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結しており、要請手続、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。

2) 応援要請体制の整備

県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3) 応援受入体制の整備

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 市町村間の相互応援

【市町村】

1) 協定の締結

市町村は、当該市町村の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第2 相互応援体制の整備

2) 応援要請体制の整備

市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3) 応援受入体制の整備

市町村は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

4) 県の役割

県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう、協定等の締結や応援要請手続、情報伝達方法等に係るマニュアルの整備等を支援するものとする。

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(4) 県における県内市町村の応援

【県（防災・危機管理部）】

県は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、市町村や民間機関の協力を得て、応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成するとともに、大規模災害が発生した場合は、「いばらき災害対応支援チーム」として派遣し、被災市町村（原則として県内）の災害対応を支援するものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携

1) 県と防災関係機関との連携

【県（防災・危機管理部）】

県は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、次の防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、又は事前協議を行い、その内容についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図ることとし、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第2 相互応援体制の整備

- ① 日赤茨城県支部との委託契約
(資料2-7)「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書」
- ② 県医師会との協定
(資料2-8)「災害時の医療救護についての協定」
- ③ NHK水戸放送局、茨城放送との協定
(資料2-22、2-23)「災害時における放送要請に関する協定」

2) 防災関係機関間の連携

【防災関係機関】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておくこととする。

(6) 公共的団体等との協力体制の確立

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県（防災・危機管理部）】

(1) 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障を来さないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。

(2) 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

3 資料、関連項目

(1) 資料

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第2 相互応援体制の整備

資料2-2 「震災時等の相互応援に関する協定」

資料2-3 「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」

資料2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

資料2-5 「茨城県緊急消防援助隊受援計画」

資料2-6 「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書（日赤）」

資料2-7 「災害時の医療救護についての協定（医師会）」

資料2-22 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」

資料2-23 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」

(2) 関連項目

「第3章 第3節 応援・受援」第2 応援要請・受入体制の確保

「第3章 第3節 応援・受援」第3 他都道府県被災時の応援

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

2 留意点

(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域における昼夜間人口の構成を十分考慮し、時間帯によって偏りが無いようあらかじめ構成員を調整しておくことが必要である。

(2) ボランティアの自主性、自発性の尊重

ボランティアの自主性、自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努めることが必要である。

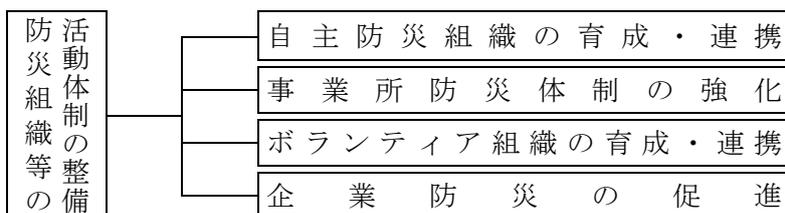
(3) ボランティア意識の醸成

ボランティア活動の普及・振興を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要である。

(4) 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア制度がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図っていく必要がある。

3 対策体系



■対 策

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1) 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

3) 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

【県（防災・危機管理部）、市町村、施設管理者】

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

3 ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害ボランティアの定義

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、関係団体】

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	関連項目
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救 援 物 資 の 仕 分 け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等、	養成有り 登録有り	県（福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士） 歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）	養成無し 登録無し	県（保健医療部、福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会	第2章 第3節 第3 対策7 参照
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（県民生活環境部）	県国際交流協会	第2章 第3節 第5 対策3 参照
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県（防災・危機管理部）	県（防災・危機管理部）	第2章 第1節 第4 対策3 参照

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、(2)から(4)のとおりとする。

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

【県（福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

また、県社会福祉協議会は、併せて、災害の発生時における迅速な支援体制整備等のため、平時から災害初動期において活動できる人材の養成等を図る。

なお、県は、災害発生時において、広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により、上記の「受入れ窓口」の設置が困難となる場合には、率先して必要な措置を行う。

(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの養成・登録

【県（福祉部）、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

1) コーディネート機能の強化

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害時、それぞれ、「ボランティア支援本部」、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

[ボランティア支援本部における業務]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[災害ボランティアセンターにおける業務]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

2) ボランティアリーダーの養成

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

3) 一般ボランティアの登録

県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

4) 専門的知識等を有するボランティアの養成及び確保

県は、ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識等を有する人材の養成及び確保を図る。

(5) 災害ボランティア団体との連携

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

(6) 災害ボランティアの活動環境の整備

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

【県（県民生活環境部、福祉部、教育庁）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、県民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3) ボランティア保険への加入促進

県及び市町村は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

4 企業防災の促進

(1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

【県（各部局）、市町村、企業、商工会、商工会議所】

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

このため、県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、県、市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

【関東運輸局茨城運輸支局・鹿島海事事務所】

関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は、公共交通・物流を担う運輸事業者に対して、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」を推進するものとする。

(2) 情報連絡体制の整備

【県（産業戦略部）、市町村、商工会、商工会議所】

県、市町村は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

【企業】

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【市町村、住民、企業】

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3 防災組織等の活動体制の整備

付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」第3 ボランティア活動の支援

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第4 情報通信ネットワークの整備

■基本事項

1 趣旨

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

2 留意点

(1) 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、県及び市町村は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

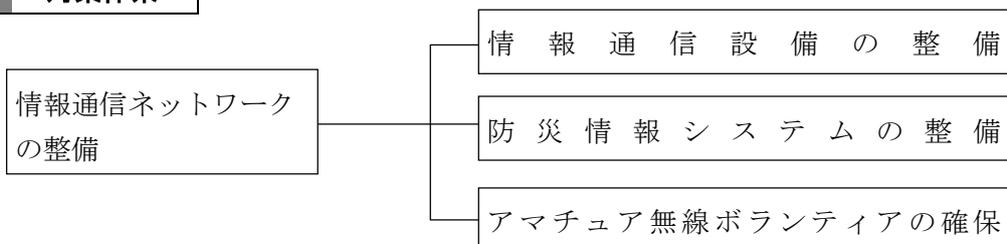
(2) 業務継続性の強化

県及び市町村は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 対策体系



■対 策

1 情報通信設備の整備

(1) 県の情報通信設備

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】

1) 防災情報ネットワーク

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。

通信系統図は資料6-1「茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」に示すとおりであり、県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

2) 震度情報ネットワークシステム等の維持・整備

県は、震度の分布状況の把握に支障を来し、初動対応に遅れが生じることがないように、震度情報ネットワークシステム等の適正な維持・整備に努める。

3) 防災行政無線以外の県の無線設備

・ 漁業無線

水産試験場漁業無線局で整備・運用している。

4) 災害時の優先通信

県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。

市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登録状況について把握し、関係機関との情報共有を図る。

(2) 市町村の情報通信設備

【市町村】

1) 市町村防災行政無線等

市町村は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

3) 災害時の優先通信

市町村は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関

係機関との情報共有を図る。

(3) 防災関係機関の情報通信設備

【防災関係機関】

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

- 1) 関東管区警察局 警察無線設備
- 2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備
- 3) 気象庁 気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット）
- 4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備（多重回線）
- 5) 東京電力パワーグリッド（株）茨城総支社 東京電力通信設備
- 6) JR東日本（株）水戸支社 鉄道通信設備
- 7) 茨城交通（株） 茨城交通通信設備

これらの通信系統図については資料6-2「防災関係機関専用通信設備の通信連絡体制」参照のこと。

(4) 情報通信設備の耐震化

【県（防災・危機管理部、土木部、警察本部）、市町村、防災関係機関】

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行うものとする。

1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

(5) サーバの負荷分散

【県・市町村】

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

2 防災情報ネットワークシステムの整備

【県（防災・危機管理部）】

(1) 防災情報ネットワークシステムの概要

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

(2) 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- 1) 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- 2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- 3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- 4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- 5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

4 資料、関連項目

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第4 情報通信ネットワークの整備

(1) 資 料

資料6-1 「茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」

資料6-2 「防災関係機関専用通信設備の連絡体制」

資料6-3 「非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関」

(2) 関連項目

「第3章 第2節 災害情報の収集・伝達」第1 通信手段の確保

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

■基本事項

1 趣旨

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

2 留意点

(1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、災害に強いまちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、県と市町村が一体となって災害に強いまちづくりの総点検を行い、障害者、高齢者、女性等の意見を反映した防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

(2) 都市計画的な観点からの対策の展開

建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画的な観点から総合化し、都市構造を耐震強化し、その機能の信頼性を向上させるように、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。

(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものであり、都市構造が防災上、不完全な状態で地震被害に遭遇することも想定し、災害後の避難のための施設や、応急対策活動のための拠点整備等のソフト対策を講じるためのハード対策が必要となってくる。

これらのことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に押さえることが可能な都市構造を構築することが重要である。

(4) 民間企業等との協力体制の整備

都市構造を構成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。

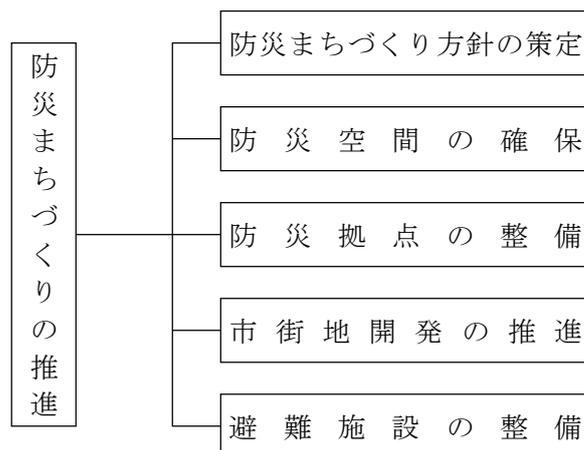
防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

(5) 県民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、又は、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発の実施、インフラ整備にあたっての用地取得等、県民の協力、合意無しでは、円滑な実施はできない。

よって、県、市町村は、防災教育やまちづくり教育の機会において、県民に対し、普及啓発を行い、県民の気運を高めるような措置を講じることが必要である。

3 対策体系



■対 策

1 防災まちづくり方針の策定

【県（土木部）、市町村】

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市町村マスタープラン等の都市計画マスタープランへ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保

【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地等の防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時には、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空

間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 防災拠点の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備及び指定

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】

1) 防災基地の整備

県は、非常時においては、県災害対策本部機能をバックアップし、平常時においては、防災教育機能を有する防災基地を県内に1箇所整備することを目標とする。

2) 広域活動拠点（防災公園）の整備

県は、市町村が行う応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用し、物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努める。

3) 河川施設、下水道施設等を活用した防災活動拠点の整備

河川沿線の河川防災ステーション、下水道処理場敷地等を活用して防災活動拠点を整備する。

4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、災害直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急物資輸送等を行う拠点として、また、被災地の復旧・復興の支援拠点として、港湾・漁港整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

5) 道の駅における防災拠点等の整備

道の駅の持つ機能を活かし、災害直後は地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、設置者である市町村と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

6) 後方支援拠点の指定

自衛隊・消防・警察等の広域支援部隊のベースキャンプ機能や車両の待機場としての機能を有する後方支援拠点を、県内各地区に指定する。

7) 物資拠点の指定

県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

【市町村】

市町村は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 市街地開発の推進

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

【県（土木部）】

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町村の実施する再開発事業を促進する。

また、市町村が市街化区域で実施する土地区画整理事業を活用し、災害に強いまちづくりを促進する。

【市町村】

木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

5 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難場所

【市町村】

市町村は、延焼火災、山崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- 1) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- 2) 避難場所は、町丁目単位で検討し、到達距離は1 km以内とする。

(3) 広域避難場所

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、災害時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)の避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- 1) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
 - 2) 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。
 - 3) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
 - 4) 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
 - 5) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
 - 6) 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。
- (4) 避難路の確保

【市町村】

広域避難場所を整備した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

- 1) 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料7-3 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」

資料8-1 「市町村別都市計画事業実施状況」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難指示、誘導

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

■基本事項

1 趣旨

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。

2 留意点

(1) 耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般県民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。

また、公共施設については、耐震改修プログラム等を策定し計画的な耐震化に取り組む必要がある。

(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害(地震等)により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。

(3) 地域特性との対応

県内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

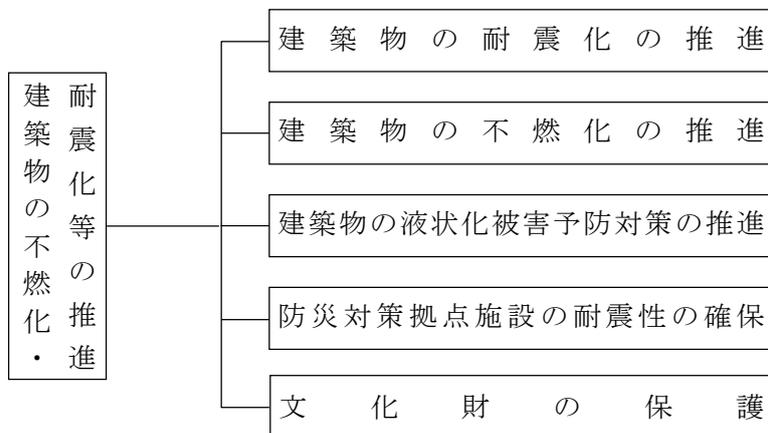
(4) 防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合

には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

3 対策体系



■対策

1 建築物の耐震化の推進

【県（土木部）、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画に基づき市町村との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を推進する。

2) 耐震診断基準の周知

県内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

3) 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

4) 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

5) 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定体制の充実

1) 判定士の養成

地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2、400人確保することを目標として計画的に養成する。

2) 動員体制の整備

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市町村の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

1) 被災宅地判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

2) 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

(4) 建築物の落下物対策の推進

1) 一般建築物の落下物防止対策

県及び建築主事を置く市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ① 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ② 市町村は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

- ③ 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ 県及び市町村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の不燃化の推進

【県（土木部）、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんとする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

【県（土木部）、市町村】

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- 1) 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- 2) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- 3) 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整

4) 液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第42条)

2) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

(1) 県有施設の耐震性の確保等

【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部、土木部、教育庁、警察本部）】

県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる防災上重要建築物として指定した次の施設について、必要に応じ耐震補強工事を行い、耐震性の確保を図った。

なお、地震時の停電に備えバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努める。

また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用にも努める。

- | | |
|---|----------|
| 1) 県庁舎、合同庁舎 | 災害対策本部等 |
| 2) 保健所、病院 | 医療救護活動拠点 |
| 3) 土木・工事事務所（工務所を含む）、港湾事務所（港区事業所を含む）、警察署、消防学校、浄水施設、下水道施設 | 応急活動拠点 |
| 4) 県立高等学校、特別支援学校、中等教育学校、中学校 | 避難収容拠点 |
| 5) 社会福祉施設 | 要介護施設 |
| 6) その他重要建築物 | |

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県又は市町村が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物等の所有者による施設の耐震化

【国（土木部）、市町村、特定建築物の所有者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物（以下「特定建築物等」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県等の所管行政庁は、特定建築物等の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

5 文化財保護

【国（文部科学省）、県（教育庁）、市町村、文化財の管理者】

国、県、市町村及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料8－2「防火地域、準防火地域の指定状況」

(2) 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第1 建築物の応急復旧

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第3 土木施設の耐震化等の推進

■基本事項

1 趣旨

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

2 留意点

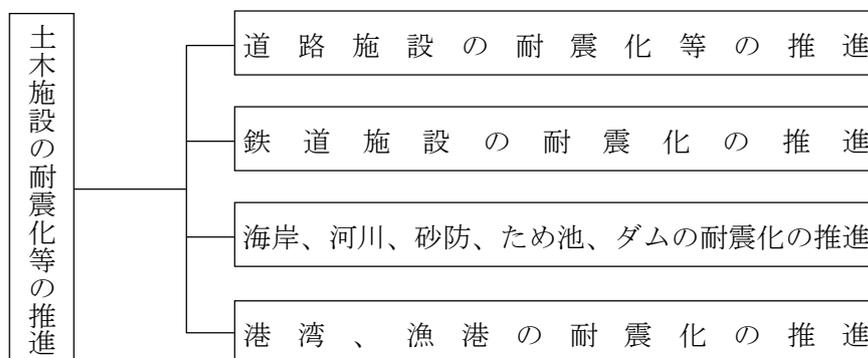
(1) 地域特性を考慮した対策の対応

県内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。

(2) 耐震性劣化に対する対策の必要性

県内においては、地下水の過剰揚水等により地盤沈下が広範囲にわたっている地域があり、このような地域においては、基礎の不同沈下等により、土木施設の耐震性能が建設時点に比べ短期間に著しく劣化する危険性がある。このため、こうした地盤沈下等災害の対策との連携を図り、土木施設の耐震性劣化の状況を正確に把握し対策を行っていくことが必要である。

3 対策体系



■ 対 策

1 道路施設の耐震化等の推進

【県（土木部）、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

(1) 道路施設の耐震性の向上

- 1) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- 2) 落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- 1) 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。
- 2) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- 3) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- 4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2 鉄道施設の耐震化の推進

【東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、その他鉄道事業者】

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進

(1) 海岸、河川、砂防の耐震化の推進

【県（土木部）、関東地方整備局】

河川、砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等の河川建造物の改築改良を優先的に行う。

また、水防情報テレメータシステムの更新・充実を図り、出水時における水防活動に必要な河川水位、雨量及び河川監視カメラ等による情報を的確かつ迅速に収集・配信するとともに、河川等における二次的な災害防止に対処できる体制を構築する。

(2) 農業用ため池、ダムの耐震化の推進

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

1) 農業用ため池

市町村は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

また、県は、国庫補助制度を最大限に活用し、計画的に耐震対策が実施できるよう市町村に対して支援を行う。

※ 資料22-2（防災重点農業用ため池一覧）

2) ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令等に準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、ダムごとに地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理の安全性をより期するものである。

4 港湾、漁港の耐震化の推進

【県（農林水産部、土木部）、関東地方整備局】

(1) 港湾の耐震化の推進

1) 港湾における耐震強化岸壁の整備

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の海上輸送機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を各港の港湾計画と整合を図りながら整備する。

① 茨城港（常陸那珂港区）

中央ふ頭地区において耐震強化岸壁を整備（平成18年3月、平成28年4月供用開始）。

② 鹿島港

外港地区に耐震強化岸壁を整備（平成25年4月供用開始）。

③ 茨城港（日立港区）

第4ふ頭地区に耐震強化岸壁を整備（平成25年8月供用開始）。

2) 港湾における液状化対策の推進

港湾の主要施設において、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

(2) 漁港の耐震化の推進

県内主要漁港の主要施設において、地震・津波による被災を受けにくい構造の検討を進め、漁港機能が麻痺することを軽減し、被災しても漁港機能の復旧に要する期間が短縮できる漁港施設の整備を推進する。

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第3 土木施設の耐震化等の推進

1) 漁港における耐震化対策の推進

県内主要漁港の主要施設について、地震・津波で被災を受けにくい構造、各漁港の被災の特性を踏まえた耐震化対策を検討し、必要に応じた整備を行う。

2) 漁港における液状化対策の推進

県内主要漁港の主要施設において、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、被災しても短期間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

5 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第2 土木施設の応急復旧

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

■基本事項

1 趣旨

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2 留意点

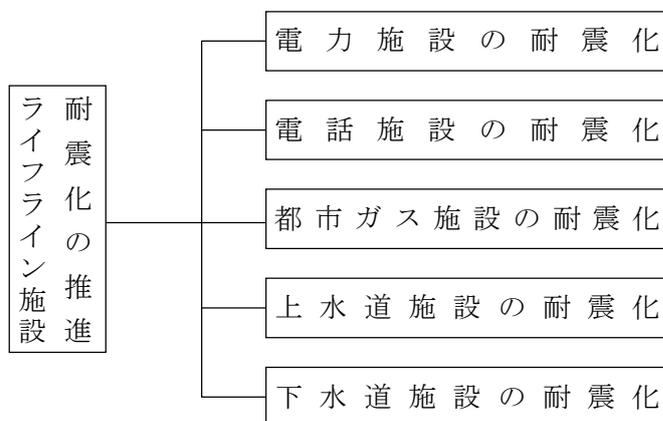
(1) 被害想定結果の対策への反映

被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が把握できる。このことから、この被害想定結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

大規模な地震によってライフライン施設が被害を被り、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を図ることが必要である。

3 対策体系



■対 策

1 電力施設の耐震化

【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

(1) 電力施設の現況

1) 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

2) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

3) 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

4) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。

2 電話施設の耐震化

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、KDDI株式会社】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- 1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- 2) 主要中継交換機の分散設置
- 3) 通信ケーブル地中化の推進
- 4) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
- 5) 電気通信設備に対する予備電源の確保
- 6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- 7) 社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- 1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- 2) 災害等時のトラヒックコントロール
- 3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

3 都市ガス施設の耐震化

【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】

(1) 施設の現況

1) ガス製造施設

- ① ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。
- ② 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配慮している。

2) ガス供給施設

① ガスホルダー

- ア ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。
- イ 球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

② ガス導管

- ア ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。
- イ 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。
- ウ 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。
- エ 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的接合に

移行している。

オ ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。

カ ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所等である。

キ 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

ク ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、処理要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

3) 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、かなりの耐震性を有している。

4) 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- 1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。
- 2) 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- 3) 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- 4) 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- 5) 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- 6) 通信施設の整備・増強を推進する。

4 上水道施設の耐震化

【県（政策企画部）】

県は上水道施設の耐震化の施設整備を促進する。

【水道事業者等】

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化、液化化

対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

5 下水道施設の耐震化

【県（土木部）、市町村】

(1) 既存施設の耐震化

県及び市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

3) 耐震化の具体例

- ① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- ② 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

県及び市町村は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

6 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

7 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第3 ライフライン施設の応急復

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第5 地盤災害防止対策の推進

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 留意点

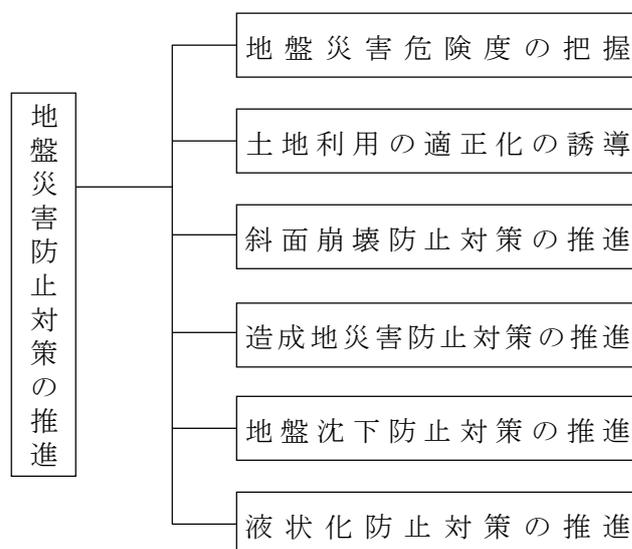
(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

3 対策体系



■対 策

1 地盤災害危険度の把握

【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】

(1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

2 土地利用の適正化の誘導

【県（政策企画部、土木部）、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

地震による土砂災害から、県民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

4 造成地災害防止対策の推進

【県（県民生活環境部、農林水産部、土木部）、市町村】

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

(3) 大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

5 地盤沈下防止対策の推進

【県（政策企画部、県民生活環境部、土木部）、市町村】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

6 液状化防止対策等の推進

【県（各部局）、市町村】

液状化による被害を軽減するため、県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在

し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

7 資料、関連項目

(1) 資料

- 資料8-3 「土砂災害警戒区域等指定箇所」
- 資料8-4 「急傾斜地危険箇所」
- 資料8-5 「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」
- 資料8-6 「地すべり危険箇所」
- 資料8-7 「地すべり防止区域指定箇所」
- 資料8-8 「土石流危険溪流」
- 資料8-9 「砂防指定地」
- 資料8-10 「市町村別土砂災害危険箇所」

(2) 関連項目

「第2章 第4節 防災教育・訓練」第3 災害に関する調査研究

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第6 危険物等施設の安全確保

■基本事項

1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

2 留意点

(1) 地震時の被害の予測と対策の推進

危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

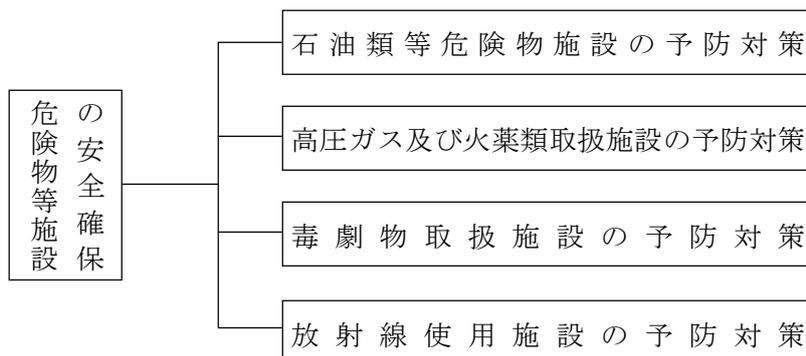
また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。

さらに、地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(2) 新たな危険物への対応

先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。

3 対策体系



■対策

1 石油类等危険物施設の予防対策

【県（防災・危機管理部）、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

【県（防災・危機管理部）、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3) 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

1) 製造所への対策

- ① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

2) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

【県（保健医療部）】

1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

2) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

【毒劇物取扱施設の管理者】

1) 毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
 - エ 事故時における応急措置を行う者
- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

【毒劇物取扱施設の管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4 放射線使用施設の予防対策

【放射線使用施設の管理者、県（保健医療部）】

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

県は、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

5 資料、関連項目

(1) 資料

- 資料9-1 「危険物等施設の現況」
- 資料9-2 「火薬等取締対象施設の現況」
- 資料9-3 「高圧ガス防災事業所一覧」
- 資料9-4 「都市ガス事業所一覧」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第6 危険物等災害防止対策

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

2 留意点

(1) 陸上、海上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

県内の道路や港湾及びヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図っていく。また、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上、海上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、隣接都県、関係機関、関連企業との協力的体制の中で、整備を進めることが必要である。

(2) 地域特性と対策の対応

地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行うことが必要である。

(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。

また、県等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。

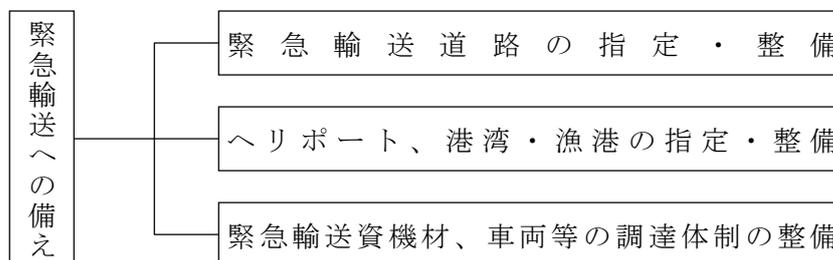
(4) 地震発生後の情報連絡手段の整備

地震発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整

備することが必要である。

3 対策体系



■対 策

1 緊急輸送道路の指定・整備

(1) 緊急輸送道路の指定

【県（土木部）】

県は、陸上、海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を整備する。

1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸
- ・ 交通軸と防災拠点(Aランク)を連絡する道路、又は防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路

2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 第1次緊急輸送道路と防災拠点(Bランク)を連絡する道路、又は防災拠点(A、Bランク)を相互に連絡する道路
- ・ 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

- ・ 第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院 等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊 等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関 等）

(2) 緊急輸送道路の整備

【関東地方整備局、県（土木部）、市町村、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 緊急輸送道路における無電柱化の推進

【関東地方整備局、県（土木部）、市町村】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。

2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）、市町村】

県及び市町村は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得る港湾・漁港の整備に努める。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

【県（土木部）】

県は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備

【県（防災・危機管理部）】

県は、県の保有車両等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努める。

(3) 交通安全施設及び資機材の整備

【県（警察本部）】

県は、交通規制が実効あるものとするため、交通流監視カメラ、信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

4 資料、関連項目

第2章 災害予防計画
第3節 被害軽減への備え
第1 緊急輸送への備え

(1) 資料

資料8-11 「路面冠水箇所」

資料10-1 「緊急輸送道路一覧」

資料10-2 「輸送関係機関団体」

資料10-3 「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」

資料10-4 「東日本旅客鉄道（株）の旅客輸送能力」

資料15-6 「自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等の能力」

資料23-1 「茨城県防災航空隊離発着場」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第3 緊急輸送

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

■基本事項

1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

2 留意点

(1) 地震時の出火要因への対処

過去の地震事例を中心に、出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。

(2) 広域応援体制の確立

県内の消防本部間の相互応援、緊急消防援助隊等による県外からの広域応援体制の確立を図る。また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。

(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。

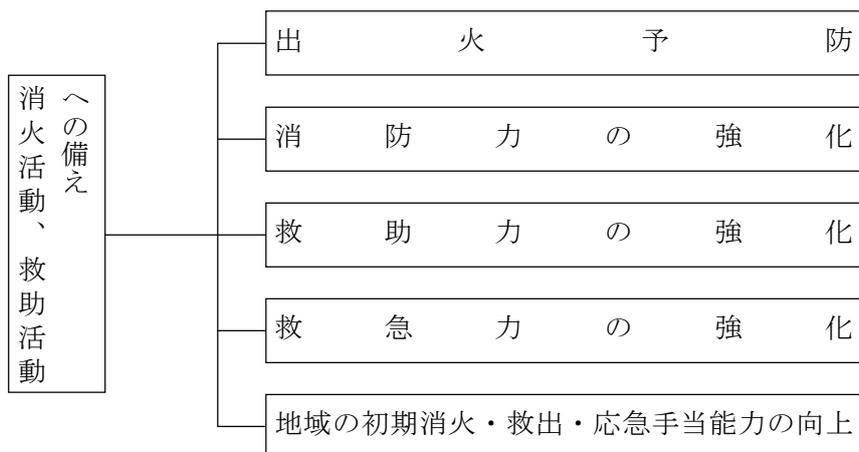
地域の住民は自主防災組織等を結成し、自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることが必要である。

(4) ヘリコプターの有効活用の検討

県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく必要がある。

また、地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。

3 対策体系



■対策

1 出火予防

【県（防災・危機管理部）、市町村、ガス事業者】

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

県及び市町村は住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を普及啓発する。

2) 電気器具からの出火の予防

県及び市町村は住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと等を普及啓発する。

3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市町村はその旨を周知、指導する。

2 消防力の強化

【県（防災・危機管理部）、市町村、県消防協会】

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県下の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応する能力のある消防本部の形成に努める。

(2) 署所の適正配置

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

(3) 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(4) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(5) 消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(6) 広域応援体制の整備

1) 広域消防応援協定

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、各消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

2) 緊急消防援助隊の編成

県は、県内の消防本部と協議の上、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

3) 防災ヘリコプター等の効果的な運用

地震後の消防活動需要に適切に対応するため、全国航空消防防災協議会により、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

3 救助力の強化

【県（防災・危機管理部）、市町村】

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

前項(5)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

前項(6)に準ずる。

4 救急力の強化

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、医療機関】

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- 1) 救急救命士の計画的な養成
- 2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3) 救急隊員の専任化の促進
- 4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- 5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- 6) 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

【県（防災・危機管理部）、市町村、自主防災組織・住民】

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出资機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、県、市町村はこうした地域の取組を支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市町村はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市町村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

資料23-2 「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」

(2) 関連項目

「第3章 第3節 応援・派遣」第2 応援要請・受入体制の確保

「第3章 第4節 被害軽減対策」第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第3 医療救護活動への備え

■基本事項

1 趣旨

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、県、市町村及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

2 留意点

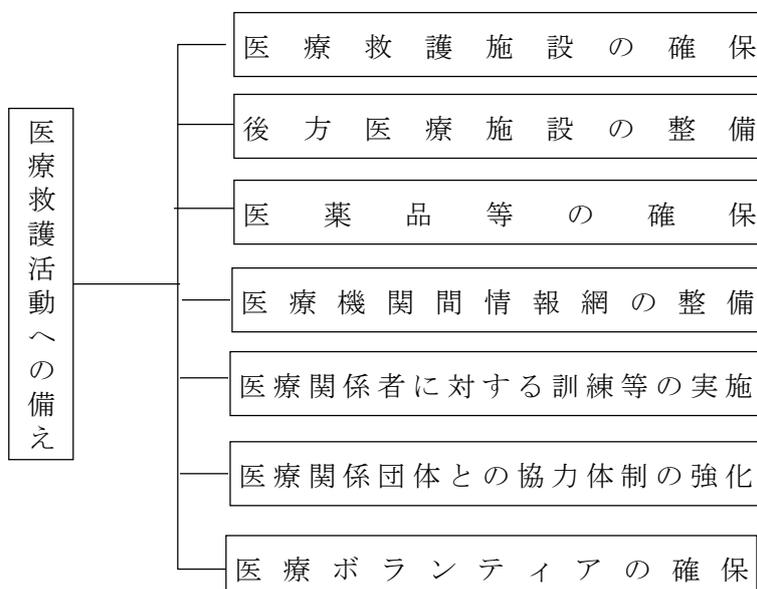
(1) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのため、平常時から無線、インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確立するとともに、非常用通信手段を確保しておくことが必要である。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター等災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。

3 対策体系



■対 策

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

【県（保健医療部、土木部）、市町村、病院】

県及び市町村は、医療救護の活動上重要な拠点となる公立病院、保健所及び市町村保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努めるものとし、国及び県はこれを促進する。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

【県（保健医療部）、病院】

1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

県は、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

県は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

2 後方医療施設の整備

【県（保健医療部）、病院】

(1) 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保や医療支援等を行うための災害拠点病院を指定する。

（災害拠点病院の主な機能）

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。
- ・被災地からの重症傷病者の受入れ。
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣。
- ・DMAT等の受入れ。
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し。

第2章 災害予防計画
 第3節 被害軽減への備え
 第3 医療救護活動への備え

・研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

災害拠点病院の指定基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、自家発電機及び3日分程度の備蓄燃料、3日分の容量の受水槽（又は井戸設備）の設備整備、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、自己完結型の医療に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また、災害拠点病院においては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の習熟に努めるほか、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

（指定状況）

基幹災害拠点病院:2 地域災害拠点病院:16

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水 戸 赤 十 字 病 院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日 立	株 式 会 社 日 立 製 作 所 日 立 総 合 病 院
〃	常陸太田・ひたちなか	株 式 会 社 日 立 製 作 所 ひ ち ち な か 総 合 病 院
〃	水 戸	茨 城 県 立 中 央 病 院 水 戸 済 生 会 総 合 病 院
〃	鹿 行	医 療 法 人 社 団 善 仁 会 小 山 記 念 病 院 神 栖 済 生 会 病 院
〃	土 浦	総 合 病 院 土 浦 協 同 病 院
〃	つ く ば	筑 波 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー 病 院 筑 波 大 学 附 属 病 院 筑 波 記 念 病 院
〃	取 手 ・ 竜 ヶ 崎	J A と り で 総 合 医 療 セ ン タ ー つ く ば セ ン ト ラ ル 病 院 牛 久 愛 和 総 合 病 院
〃	筑 西 ・ 下 妻	茨 城 県 西 部 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー
〃	古 河 ・ 坂 東	古 河 赤 十 字 病 院 茨 城 西 南 医 療 セ ン タ ー 病 院

(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

【県（保健医療部）】

県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行

うDMA Tを派遣するDMA T指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。

(指定状況)

医療機関名	
1	筑波メディカルセンター病院
2	茨城県立中央病院
3	J Aとりで総合医療センター
4	取手北相馬保健医療センター病院
5	茨城西南医療センター病院
6	水戸済生会総合病院
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
8	総合病院土浦協同病院
9	筑波大学附属病院
10	株式会社日立製作所日立総合病院
11	水戸赤十字病院
12	総合病院水戸協同病院
13	古河赤十字病院
14	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
15	茨城県西部メディカルセンター
16	筑波記念病院
17	城西病院
18	医療法人社団善仁会 小山記念病院
19	神栖済生会病院
20	つくばセントラル病院
21	牛久愛和総合病院

(3) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備

【県（福祉部）】

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。

(DPAT登録状況)

機関名
茨城県立こころの医療センター（*）
筑波大学附属病院（*）
一般社団法人茨城県精神科病院協会

＊) 上記2機関は先遣隊(48時間以内に被災地で活動可能なチーム)としても登録している。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の備蓄

【県(保健医療部)】

1) 医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える。

また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しが必要である。

(2) 輸血用血液製剤の確保

【県(保健医療部)、茨城県赤十字血液センター】

県及び茨城県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくものとする。

なお、県及び茨城県赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。

(3) 医療用ガスの確保

【県(保健医療部)】

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

(4) 医療機器の確保

【県(保健医療部)】

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

4 医療機関間情報網の整備

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実

【県(保健医療部)、病院】

県は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力できるよう、データ通信が可能な通

信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

(2) 県防災通信システムの整備

【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）】

県は、災害など非常時の通信の確保を目的として、救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院等に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える防災情報ネットワークシステムの整備に努める。

(3) 医療機関間連絡網の整備

【県（保健医療部、病院）】

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を随時開催する等により災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成

【病院】

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 防災訓練の実施

【病院、医療関係団体】

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) トリアージ技術等の教育研修

【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】

国（厚生労働省）及び県は、災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進する。

(4) DMATの研修

【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】

国及び県は、DMATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

(5) DPATの研修

【国（厚生労働省）、県（福祉部）】

国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

(6) 災害医療コーディネーターの研修

【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】

国及び県は、救護班等の派遣等に関する調整体制を強化するため、災害対策本部保健医療部及び保健所現地対策班において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンに対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

(7) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の研修

【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】

国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するDHEATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。

県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

6 医療関係団体との協力体制の強化

【県（保健医療部）、市町村、医療関係団体】

県及び市町村は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

7 医療ボランティアの確保

【県（保健医療部）、各医療関係団体】

県は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、あらかじめ医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

8 資料、関連項目

(1) 資料

資料11-4 「茨城県災害用医薬品等確保対策要綱」

資料11-5 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」

資料11-6 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」

資料11-7 「トリアージタグ」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第5 応急医療

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第4 被災者支援のための備え

■基本事項

1 趣旨

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

2 留意点

(1) 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。

(2) 最大規模の被害を想定した対策の対応

備蓄・調達数量の目標値は、県内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。

(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保

電気、水道、ガス等県民生活に必要な不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。

(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散

災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散させる必要がある。

(5) ニーズに応じた調達・確保

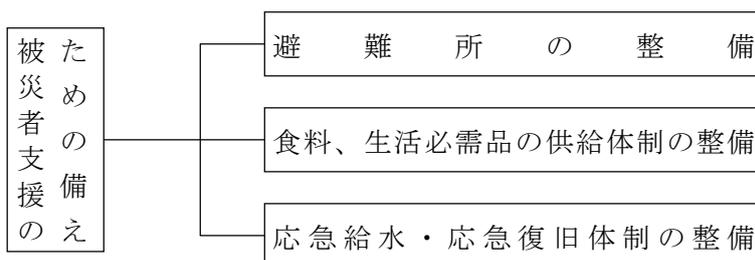
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達

に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達

高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

3 対策体系



■対策

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

【市町村】

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市町村は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危

除を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【県（防災・危機管理部、教育庁）】

県は、市町村が行う指定緊急避難場所の指定状況を把握しておくとともに、市町村域を超えた指定緊急避難場所の指定について助言を行う。また、市町村が行う避難場所の確保を支援する目的で、市町村からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。

(2) 指定避難所の指定

【市町村】

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

【県（防災・危機管理部、教育庁）】

県は、市町村が行う指定避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について助言する。

また、国が策定する「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営ガイドライン」等及び県が策定する「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用し、避難所運営マニュアル未策定の市町村に対し、早期の策定を促進する。

さらに、市町村が行う避難所の確保を支援する目的で、市町村からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。

(3) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

【県（防災・危機管理部、土木部、教育庁）】

県は、避難所に指定されている県の施設について耐震診断を行う。特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や改築を計画的に行っていくものとする。

また、大規模な地震が発生した場合には、市町村の避難所が被災し、不足することも想定されることから、事前に避難所として活用できる施設を選定しておくものとする。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

- 1) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- 2) 生活必需品
- 3) ラジオ、テレビ
- 4) 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む）
- 5) 放送設備
- 6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- 7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8) 給水用機材
- 9) 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- 10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- 11) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- 12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- 13) 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、

洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

(5) 避難所の運営体制の整備

市町村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

【県（防災・危機管理部、教育庁）】

県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村が行う避難所の備蓄物資の整備を促進していくものとし、その整備状況について把握しておくものとする。さらに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システム等を整備するものとする。

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

避難所に指定された学校等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を整備する。

2 食料、生活必需品等の供給体制の整備

(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備

1) 県の体制整備

県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。

県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料の公的備蓄を行うものとする。

なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。

さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。

① 公的備蓄

【県（防災・危機管理部、土木部）】

ア 備蓄品目

(ア) 食料等

パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

(イ) 生活必需品等

毛布、ビニールシート、パーティションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレトペーパー、マスク、消毒液等

なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

イ 備蓄場所

県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。

② 流通在庫備蓄

【県（防災・危機管理部）】

県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

ア 調達品目

(ア) 食料等

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

(イ) 生活必需品等

- ・ 寝 具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
- ・ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ）
- ・ 衣 料 品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）
- ・ 炊 事 用 具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
- ・ 食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

- ・ 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ・ その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）

（ウ）一般用医療品

なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

イ 協定締結事業者：資料13-3「流通在庫備蓄協定締結企業一覧」参照

ウ 輸送方法：協定書の定めるところにより、原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

③ 国・他都道府県からの調達

【県（防災・危機管理部、農林水産部）、関東農政局茨城県拠点】

ア 政府所有の米穀の調達

県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。

（ア）全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会）

（イ）1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

（ウ）災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定

2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が

発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市町村において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮するものとする。

3) 住民及び地域、事業所等の備蓄

【住民及び地域】

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記①公的備蓄及び②流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

【事業所等】

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。

3 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

【水道事業者等】

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

- 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
 - ▷集結場所、駐車場所、居留場所
 - ▷職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ▷緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ▷地震規模に応じた断水時期の目処
 - ▷住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ▷ 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ▷ 自らの食事、宿泊用具、工所用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

【県（防災・危機管理部、政策企画部、水道事業者等）】

水道事業者等は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行うものとする。

<品目>

- 1) 給水タンク車
- 2) 給水タンク
- 3) 浄水器
- 4) ポリ容器
- 5) ポリ袋等

県は、水道事業者等への指導等により、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備の促進を図る。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

【県（防災・危機管理部）】

県は、避難所又はその周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を行う市町村に対し助成を行う。

(4) 検査体制の整備

【市町村】

市町村は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

4 罹災証明書の交付

【県（防災・危機管理部）、市町村】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

県は、市町村と協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、市町村の各担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会を設けること等により、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

- 第2章 災害予防計画
- 第3節 被害軽減への備え
- 第4 被災者支援のための備え

また、研修受講者の名簿作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料7-3 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」

資料12-2 「給水車等の配備状況一覧」

資料13-1 「公的備蓄物資の保管状況」

資料13-2 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第2 避難指示、誘導

「第3章 第5節 被災者生活支援」第2 避難生活の確保、健康管理

「第3章 第5節 被災者生活支援」第5 生活救援物資の供給

「第3章 第5節 被災者生活支援」第8 帰宅困難者対策

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第5 要配慮者安全確保のための備え

■基本事項

1 趣旨

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

2 留意点

(1) 要配慮者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

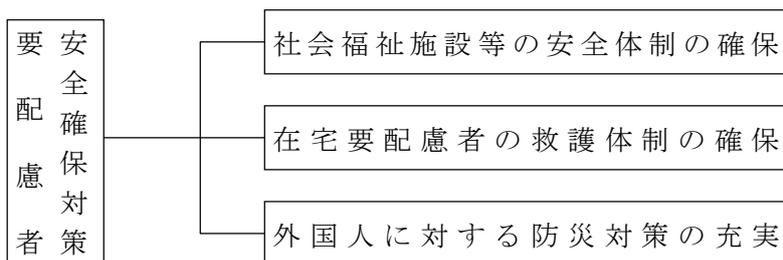
(2) 夜間、休日等の対応

地震発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため県及び市町村は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

3 対策体系



■対策

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

【施設等管理者、県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び市町村は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

【施設等管理者、県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、福祉関係団体】

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市町村は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図ることとする。

また、県は、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

さらに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

【施設等管理者、県（福祉部）、市町村】

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、県及び市町村はこれを促進する。

また、県及び市町村は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

【施設等管理者、県（福祉部）、市町村】

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び市町村は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

【施設等管理者、県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

県及び市町村は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 在宅要配慮者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者状況把握

【市町村】

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の

作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

【県（福祉部）】

市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市町村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、民生委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。

また、県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

(1) 災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の研修

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、避難所等で福祉的支援を行うDWATが災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

(2) 助産師による支援活動

【県（福祉部）、市町村】

県は、市町村の要請等により、一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請し、避難所等において、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を行う。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県、市町村及び県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県、市町村及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県、市町村及び県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1) 外国人相談体制の充実

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県、市町村及び県国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

【県（県民生活環境部）、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、県及び市町村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

3) 外国人への行政情報の提供

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県、市町村及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県、市町村及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域

で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの登録・養成

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。また、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

6) 語学ボランティアの支援

【県（県民生活環境部）、市町村】

県及び市町村は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

4 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-11 「災害時の助産師による支援活動についての協定」

資料11-8 「社会福祉施設等一覧表」

資料11-9 「避難行動要支援者対策関係様式例」

(2) 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」第6 要配慮者安全確保対策

第2章 災害予防計画

第3節 被害軽減への備え

第6 燃料不足への備え

■基本事項

1 趣旨

災害の発生に伴い、本県への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、県民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

2 留意点

(1) 連絡体制の整備

大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、県、市町村、県石油業協同組合等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。

(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定

災害時において、優先的に燃料を供給すべき県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。

(3) 応急復旧等を実施する車両の指定

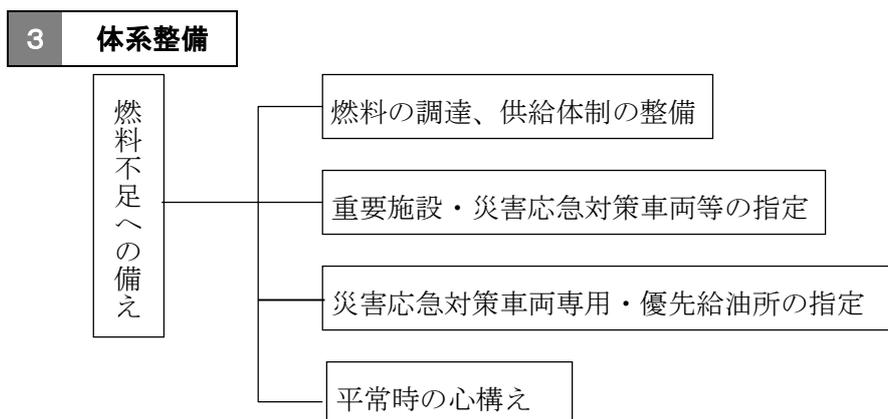
災害時において、応急復旧や県民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。

(4) 県民への普及啓発

応急対策や県民生活の維持のために必要な施設や車両への燃料供給の制度について、県民への理解を促進するとともに、災害に備え、県民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。

(5) 石油連盟との情報共有

石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣により、災害時石油供給連携計画を実施する勧告が行われ、石油連盟の会員会社である石油元売会社から直接供給される場合に備え、対象施設等の情報を整理し、石油連盟と共有しておく必要がある。



■対 策

1 燃料の調達、供給体制の整備

【県（防災・危機管理部）】

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、あらかじめ、県石油業協同組合と協定を締結する。

また、併せて、県石油業協同組合等や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立するとともに、緊急給油に必要な情報の共有を図る。

【市町村】

市町村は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

【県石油業協同組合】

県石油業協同組合は、災害発生時における県民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、県及び市町村と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、県及び市町村との情報共有を図る。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 重要施設の指定

【県（防災・危機管理部）】

県は、別に定める基準に基づき災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設をあらかじめ指定しておく。

(2) 災害応急対策車両の指定

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

【災害応急対策車両専用・優先給油所】

県及び市町村から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市町村と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 平常時の心構え

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から県民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

【住民、事業所】

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

5 関連項目

(1) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」第7 燃料対策

第2章 災害予防計画

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個人個人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県、市町村、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

2 留意点

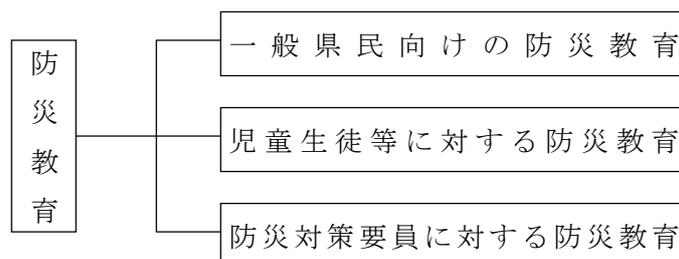
(1) 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。

(2) 幅広い教育

防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。

3 対策体系



■ 対 策

1 一般県民向けの防災教育

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

県民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等の、防災への寄与に努めることが求められるため、県、市町村及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(1) 普及啓発すべき内容

県、市町村、防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。
また、自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。
- ③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組
地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- ④ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。
- ⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- ⑥ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
- ⑦ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等
平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及・啓発を図る。

⑨ 適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

⑩ 避難場所・避難経路の確認

平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。

⑪ 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。

2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県及び市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

4) 防災関連設備等の準備

- ① 非常用持出袋
- ② 消火器等消火資機材
- ③ 住宅用火災警報器
- ④ その他防災関連設備等

(2) 普及啓発手段

県、市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

1) 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布

県、市町村、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

2) 講習会等の開催

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3) その他メディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ② ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ③ 文字放送の活用
- ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- ⑤ 地震体験車等の教育設備の貸出

(3) 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

2 児童生徒等に対する防災教育

【県（教育庁）、市町村】

(1) 児童生徒等に対する防災教育

1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第2章 災害予防計画

第4節 防災教育・訓練

第2 防災訓練

■基本事項

1 趣旨

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 留意点

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。

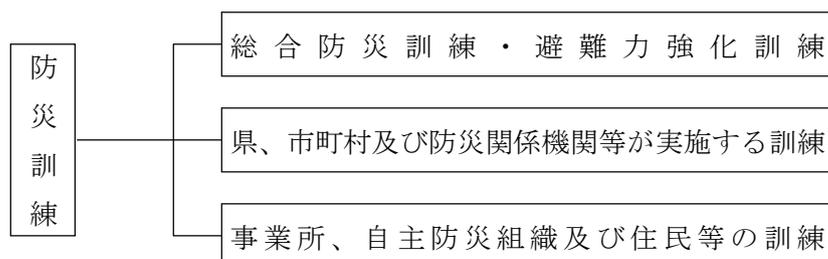
(2) 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

3 対策体系



■対 策

1 総合防災訓練・避難力強化訓練

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

(1) 訓練種目（例）

- 1) 災害対策本部設置、運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- 4) 救出・救助、救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧、障害物排除
- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報収集伝達
- 10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- 11) 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係機関と協力し、県及び市町村等が主催して実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

(1) 避難訓練

1) 市町村による避難訓練

地震時における避難指示及び立退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市町村が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

県及び市町村は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市町村は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

県及び市町村は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚

第2章 災害予防計画
第4節 防災教育・訓練
第2 防災訓練

及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 資 料

資料14－3 「茨城県総合防災訓練実施状況」

第2章 災害予防計画

第4節 防災教育・訓練

第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

■基本事項

1 趣旨

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 調査研究に用いるデータ及び手法

実際の災害対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。

また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点で最も有効な手法を活用していくよう努めることが必要である。

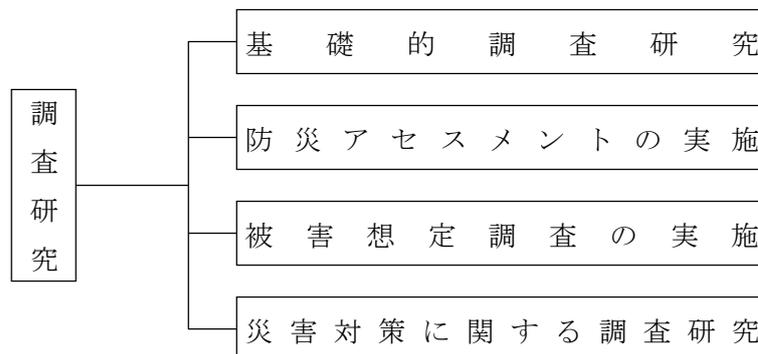
(2) 既存の調査研究成果の活用

県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を、県に集約することによって、情報の一元化を図り、それらを有効に活用できるようにしていくことが必要である。

(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防計画の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。

3 対策体系



■対策

1 基礎的調査研究

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

県内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全県の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

1) ハード面

① 建築物の用途、規模、構造等の現況

② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

③ ガソリンスタンド等危険物施設の現況

④ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

2) ソフト面

① 昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布

② 県民の防災意識等

(3) 災害事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

2 防災アセスメントの実施

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、県民の普及啓発のための資料として、県内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市町村、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

3 被害想定調査の実施

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

(1) 県下全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、市町村、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。このため、特に、あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については、県及び各市町村の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、県下全域を対象とした想定調査を推進する。

(2) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

4 災害対策に関する調査研究

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 地震被害軽減のための調査研究
- 防災教育・訓練のための調査研究
- 応援・派遣に関する調査研究
- 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 被災者生活救援のための調査研究
- 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 復興のための調査研究

5 災害教訓の伝承

【国（国土地理院関東地方測量部）、県（各部局）、市町村、住民】

国（国土地理院関東地方測量部）、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県、市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

6 関連項目

「第1章 第2節 茨城県の防災環境」

「第1章 第3節 茨城県の地震被害」

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」第5 地盤災害防止対策の推進

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

■基本事項

1 趣旨

県及び各機関は、県内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

(2) 職員の動員・参集

- 1) 職員の動員配備体制の決定
- 2) 職員の動員
- 3) 自主参集
- 4) 非常参集

■ 対 策

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	県内の2市町村で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
	「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。		
警戒体制 (事前配備)	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
			必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催
	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
			災害警戒本部を設置
			必要に応じて災害対策本部を設置
	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。		
「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は発表されたとき。			
非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表されたときであって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害対策本部を設置 (注) 配備人員は、おおむね左記のとおり。
	第2 県内で震度6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に大津波警報が発表されたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の3分の1)	
	第3 地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

付表

部 局 名	事前配備体制	
	事前配備 1	事前配備 2
総 務 部	報道・広聴課 1	総務課 2 人事課 2 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1
政 策 企 画 部		政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1
県 民 生 活 環 境 部		生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1
防 災 ・ 危 機 管 理 部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員 (20) 消防安全課 全員 (20) 原子力安全対策課 1
保 健 医 療 部	保健政策課 1	保健政策課 4 健康推進課 1 医療政策課 2
福 祉 部	福祉政策課 1	福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1
営 業 戦 略 部		営業企画課 4
立 地 推 進 部		立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1
産 業 戦 略 部		産業政策課 3 技術革新課 1
農 林 水 産 部	水産振興課 1	農業政策課 3 農業技術課 1 林業課 1 水産振興課 2 農村計画課 2
土 木 部	監理課 1 道路建設課 2 道路維持課 2 河川課 2 港湾課 2 都市整備課 2 下水道課 2	監理課 5 道路建設課 2 道路維持課 4 河川課 3 港湾課 3 都市整備課 3 下水道課 3

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

<p>(土木・工事事務所(工務所含む)) (港湾事務所) (下水道事務所)</p>	<p>○震度5弱・津波注意報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波注意報発表市町村を管轄する事務所)</p> <p>土木・工事事務所(工務所含む) 各2人 港湾事務所 各2人 下水道事務所 各2人</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 配備なし</p>	<p>○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)</p> <p>土木・工事事務所(工務所含む) 各4人 港湾事務所 各4人 下水道事務所 各3人 浄化センター 各2人</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所</p> <p>土木・工事事務所 各4人 ・水戸土木 ・潮来土木 ・常陸大宮土木 ・高萩工事 ・鉾田工事</p> <p>港湾事務所 各4人 ・茨城港湾 ・鹿嶋港湾</p> <p>下水道事務所 各3人 ・流域下水 ・鹿島下水</p> <p>浄化センター 各2人 ・那珂久慈浄化センター</p>
<p>企 業 局</p>		<p>総務課 企画経営室 3 施設課 4</p>
<p>(水道事務所)</p>		<p>4水道事務所(浄水場を除く。) 各4人 16</p>
		<p>6浄水場 各2人 12</p>
<p>病 院 局</p>	<p>経営管理課 1</p>	<p>経営管理課 4</p>
<p>県 民 セ ン タ ー</p>		<p>4県民センター 各2人 8</p>
<p>教 育 庁</p>		<p>総務課 3</p>
<p>警 察 本 部</p>	<p>警備部長が別に定める。</p>	

2 職員の動員・参集

(1) 職員の動員配備体制の決定

【県（防災・危機管理部）】

1) 警戒体制

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告等をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

2) 非常体制

防災・危機管理課長の報告等をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

3) 決定者

上記1) 2) の決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事 (第1順位)	副 知 事 (第2順位)

(2) 職員の動員

【県（各部局）】

各部局長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。動員の詳細については、「災害対策本部設置後の事務局員の動員等に係る取扱要領」によるものとする。

なお、その他の地方機関における動員については、地方機関の長が別に定めるところによる。

また、動員に当たっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

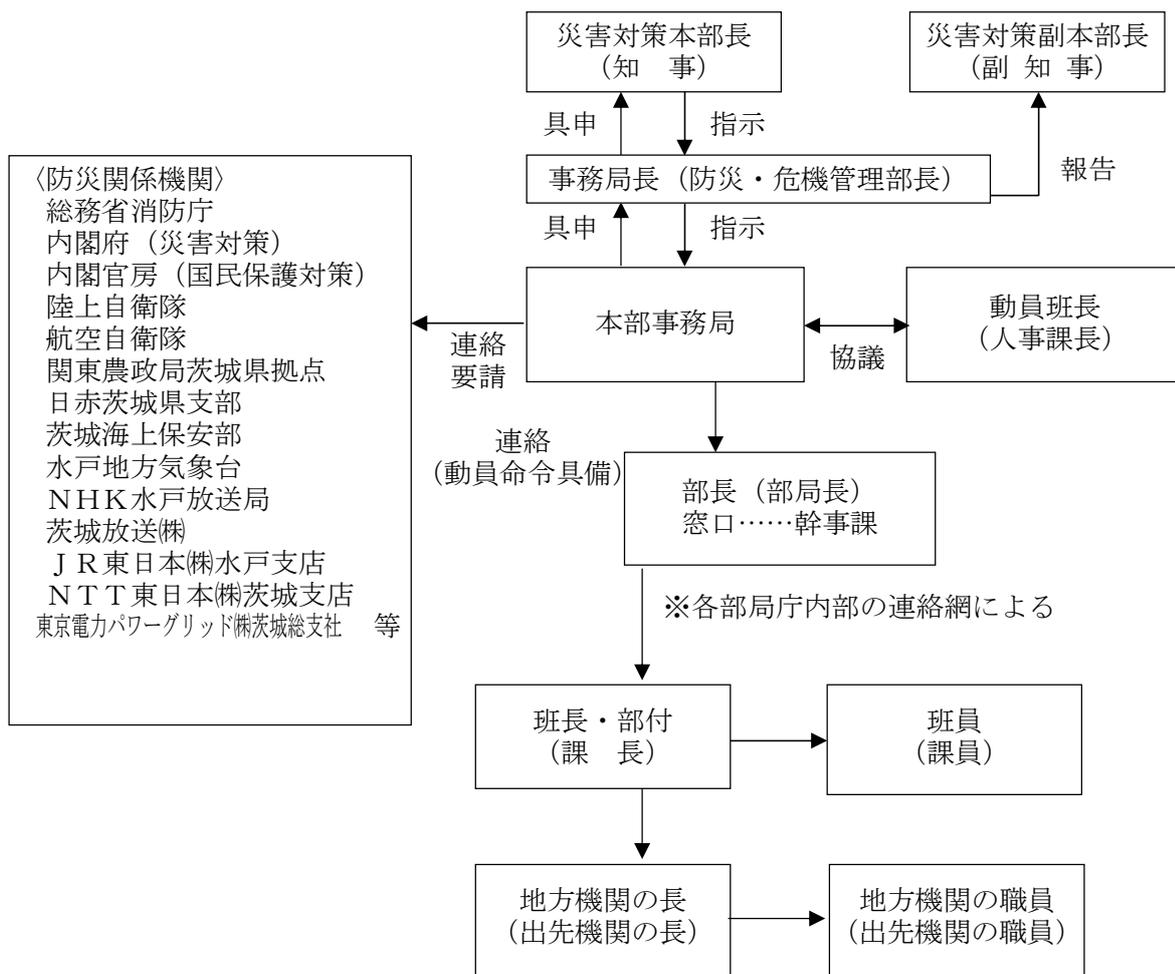
1) 動員の伝達系統

動員伝達系統を次に示す。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員



なお、警戒体制の伝達については、防災・危機管理部長の指示に基づき、防災・危機管理課長が行う。

2) 動員の伝達手段

① 勤務時間中における動員の伝達

ア 庁内の放送設備及び電話による伝達

防災・危機管理部長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。

○ 庁内放送文 (例)

「知事の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。) 只今の強い地震で県内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

イ 使送による伝達

(ア) 庁内放送及び庁内電話が使用出来ない場合は、動員班長は、班員の使送により、次の動

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。伝達先は次のとおりである。

災害対策本部の部	動員伝達担当課	電話番号 (ダイヤルイン)	位 置	
			県 庁 舎	県警察本部庁舎
総 務 部	総 務 課	301-2235	7階	—
政 策 企 画 部	政 策 調 整 課	301-2514	10階	—
県民生活環境部	生 活 文 化 課	301-2819	12階	—
防災・危機管理部	防災・危機管理課	301-2879	6階	—
保 健 医 療 部	保 健 政 策 課	301-3117	13階	—
福 祉 部	福 祉 政 策 課	301-3298	15階	—
営 業 戦 略 部	営 業 企 画 課	301-3612	4階	—
立 地 推 進 部	立 地 推 進 課	301-2753	15階	—
産 業 戦 略 部	産 業 政 策 課	301-3520	16階	—
農 林 水 産 部	農 業 政 策 課	301-3823	17階	—
土 木 部	監 理 課	301-4321	19階	—
会 計 部	会 計 管 理 課	301-4816	6階	—
企 業 部	企 業 局 総 務 課	301-4915	21階	—
県立病院部	病院局経営管理課	301-6515	15階	—
教 育 部	教 育 庁 総 務 課	301-5114	22階	—
警 備 対 策 部	県 警 察 本 部 警 備 課	301-0110 (内線5751)	—	9階

(イ) 各部動員伝達担当課（幹事課）は、各班長及び部付に、また、各班長及び部付は分担し、各班員に伝達する。

② 勤務時間外における動員の伝達

ア 携帯電話による伝達

災害対策本部事務局長は、携帯電話（メール機能を含む。）を用い災害対策本部本部員、本部事務局員及び防災・危機管理課職員に動員の伝達をする。

イ 一般加入電話による伝達

動員伝達担当課長は、各班長、部付及び地方機関の長に、各班長、部付及び地方機関の長は所属職員にそれぞれ部局課において定めている非常連絡系統図により一般加入電話を用いて動員の伝達をする。

ウ ラジオ・テレビによる伝達

動員班員は、加入電話が使用不可能の場合は、事務局総括班長を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達す

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

る。このような状況の場合は、職員は、地震後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとする。

3) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局長に報告するものとする。

また、事務局長は知事に報告するものとする。

[報告事項]

部・班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
その他

(3) 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、又は県内震度が6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、又は県内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。

なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集するものとする。

(5) 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とすること。

また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

1) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、次の順位により登庁可能な最寄りの出先機関（課）に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

第1順位：所属課所と密接な関連を有する最寄りの出先機関（課）

第2順位：最寄りの県民センター

第3順位：その他の最寄りの県出先機関

2) 参集した場合の措置

① 職員は、当該出先機関（課）の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

由を報告する。

- ② 当該出先機関（課）の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、又は県の防災行政無線が利用出来る場合は、前記①により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

3) 勤務場所への復帰

出先機関（課）の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

3 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-22 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」

資料2-23 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」

(2) 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第1 対策に携わる組織の整備

「第3章 第1節 初動対応」第2 災害対策本部

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

■基本事項

1 趣旨

県、市町村及びその他の防災関係機関は、県内の地域において災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 知事との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは知事の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として知事が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。

(2) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておくことが必要である。

(3) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておくことが必要である。

(4) 災害対策本部の機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 県

- 1) 総合防災体制
- 2) 設置基準
- 3) 組織
- 4) 設置の決定

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

- 5) 本部の設置
- 6) 本部員の動員
- 7) 本部の運営
- (2) 市町村、指定行政機関等
- (3) 国の現地対策本部との連携
- (4) 合同調整所の設置

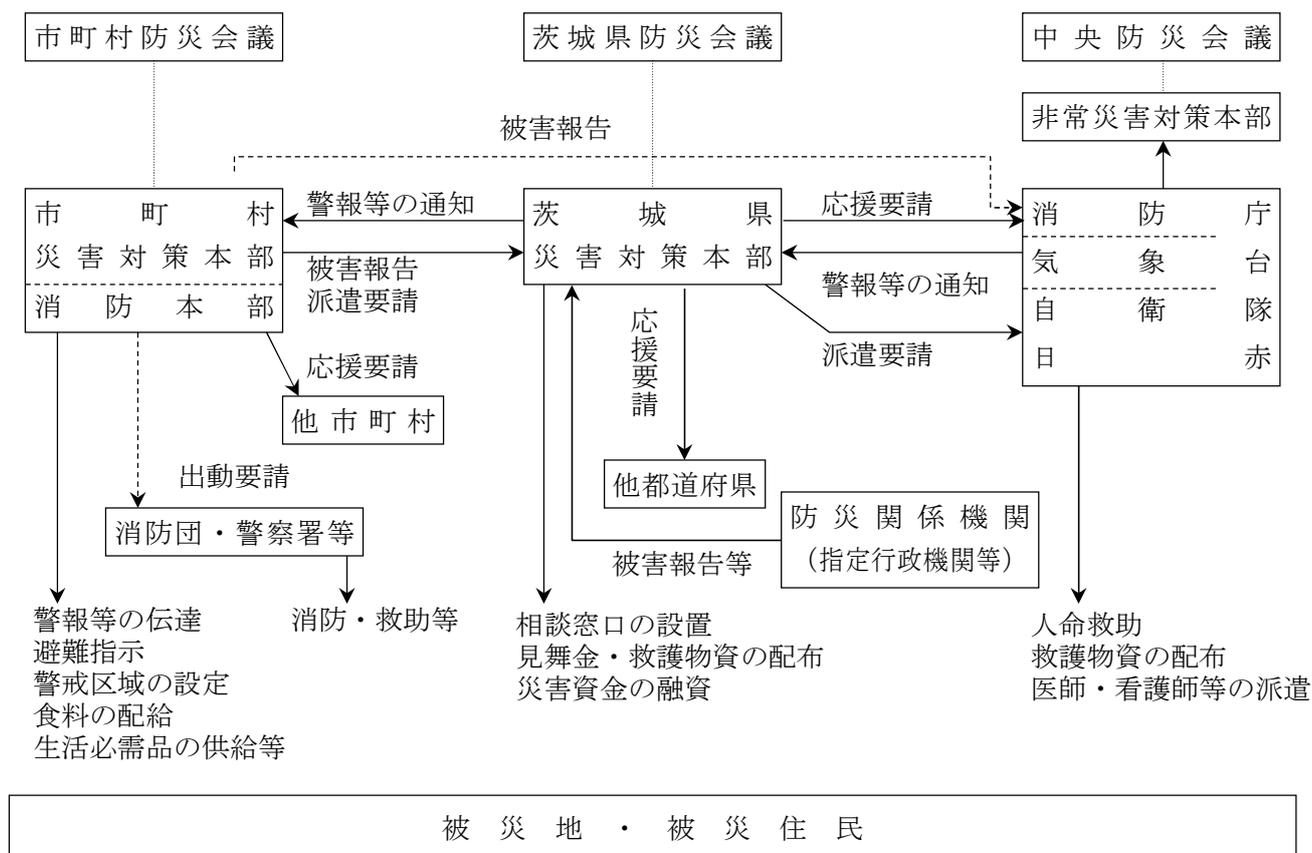
■対 策

1 県

(1) 総合防災体制

県防災会議は、本県の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的な応急対策の実施を推進するものとする。

[総合防災体制図]



第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

(2) 設置基準

1) 災害警戒本部設置基準

災害警戒本部は、次の場合に設置する。

- ① 県内震度で震度5強を記録した場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき
- ② 津波警報が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき
- ④ 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき
- ⑤ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

2) 災害警戒本部廃止基準

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

3) 災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。

- ① 地震により相当程度の局地災害が発生した場合であって、知事が必要と認めたとき
- ② 茨城県に津波警報が発表された場合であって、知事が必要と認めたとき
- ③ 県内で震度6弱以上を記録したとき
- ④ 大津波警報が発表されたとき
- ⑤ 地震により大規模な災害が発生したとき
- ⑥ その他知事が必要と認めた場合

4) 災害対策本部廃止基準

本部は次の場合に廃止する。

- ① 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

5) 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 第1節 第1職員参集・動員」に示したとおりである。

(3) 組織

1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、本部長を副知事（第1順位）、副本部長を副知事（第2順位）、及び本部付を防災・危機管理部長とし、本部員を各部局防災監、警察本部警備課長等とする。

また、災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

- ① 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置
- ② 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害警戒本部の庶務は防災・危機管理部防災・危機管理課とする。

(災害警戒本部本部員)

本 部 員	庁内電話番号	本 部 員	庁内電話番号
総務部防災監	2201	産業戦略部防災監	3501
政策企画部防災監	2501	農林水産部防災監	3801
県民生活環境部防災監	2801	土木部防災監	4301
防災・危機管理部防災監	2901	会計事務局防災監	4810
防災・危機管理部防災・危機管理課長	2870	企業局防災監	4901
防災・危機管理部消防安全課長	2892	病院局防災監	6501
保健医療部防災監	3102	教育庁防災監	5102
福祉部防災監	3103	議会事務局次長	5610
営業戦略部防災監	3601	警察本部警備課長	6463
立地推進部防災監	2702		

2) 災害対策本部

災害対策本部は本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を防災・危機管理部長が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。

なお、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、知事の職務代理の順序により、副本部長がその職務を代理する。

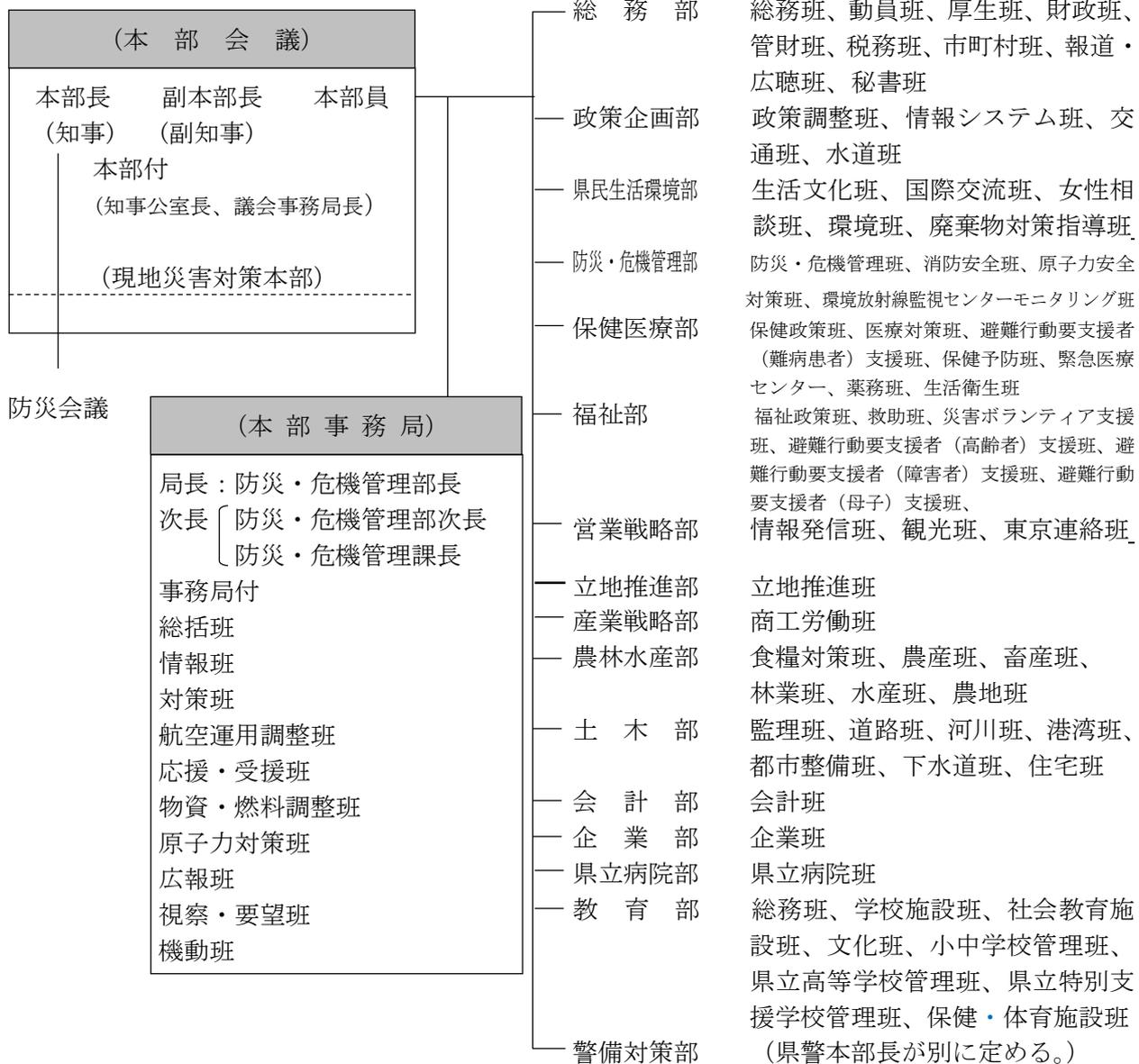
本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は欠けたときは、本部員のうち、茨城県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成19年茨城県規則第24号）に規定する職員である者が、同規則に規定する順序に従い、本部長の職務を代理する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

(1) 組織系統



第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

<事務局組織>

事務局長：防災・危機管理部防災・危機管理部長

事務局次長：防災・危機管理部防災・危機管理部次長、防災・危機管理部防災・危機管理課長

事務局付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、原子力安全対策課副参事

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課 課長補佐 (総括)	生活文化課課長補佐 1人 環境政策課(室)課長補佐 1人 防災・危機管理課員 1人	行政経営課員 1人 管財課員 1人 生活文化課員 1人 廃棄物規制課員 1人 消防安全課員 3人 宅地整備販売課員 1人 観光物産課員 1人 (記録係) 消防安全課員 1人 労働政策課員 1人 農業経営課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。 (記録係) 災害対策本部及び事務局の活動等の記録に関すること。
情報班	防災・危機管理課 課長補佐 (防災担当)	統計課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 計画推進課員 1人 水政課員 1人 生活文化課員 1人 女性活躍・県民協働課員 1人 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 健康推進課員 1人 医療政策課員 1人 グローバルビジネス支援チーム員 1人 産業政策課員 1人 技術革新課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人	1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 事故発生事業所等からの情報収集に関すること。 3 各部が収集した災害情報で、主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム砂防、道路及び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
			下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	用に関する事。 6 災害情報の整理及び記録に関する事。 7 災害関係資料の作成に関する事。
対策班	消防安全課 課長補佐 (総括)	原子力安全対策課 課長補佐(企画・防 災担当) 1人 防災・危機管理課員 2人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 政策調整課員 1人 生活文化課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 福祉政策課員 1人 営業企画課員 1人 立地推進課員 1人 産業政策課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 会計管理課員 1人 企業局総務課員 1人 病院局経営管理課員 1人 教育庁総務課員 1人 (避難対策係) 情報システム課員 1人 生活文化課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 4人 保健政策課員 1人 障害福祉課員 1人 警察本部交通規制課員 1人	1 国(現地対策本部を含む。)及び防災関係機関との調整に関する事。 2 各部間の連絡調整に関する事。 3 その他事務局長から特に指示された事。 (避難対策係) 1 避難に係る連絡調整に関する事。 2 救助物資、資財等の輸送に係る連絡調整に関する事。 3 避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関する事。 4 原子力災害時における避難住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染に関する事。
航空運用調整班	消防安全課 課長補佐	消防安全課防災航空 室員 1人	消防安全課員 2人	被災者救助のためのヘリコプターの運航に係る関係機関との調整に関する事。
応援・受援班	防災・危機 管理課副参 事	防災・危機管理課員 1人 人事課員 1人 行政経営課員 1人	市町村課員 1人 統計課員 1人 防災・危機管理課員 1人 消防安全課員 1人 中小企業課員 1人	人的支援に関する事。
物資・燃料調整班	消防安全課 産業保安室 室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 福祉政策課員 1人	税務課員 1人 市町村課員 1人 政策調整課員 1人 防災・危機管理課員 1人 空港対策課員 1人 立地整備課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関する事。 2 燃料の確保に係る連絡調整に関する事。 3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関する事。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
			産業人材育成課員 1人 科学技術振興課員 1人 会計管理課員 1人	4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。 5 電力の供給に関すること。
原子力対策班	原子力安全調整監	原子力安全対策課課長補佐(総括) 1人 原子力安全対策課課長補佐(安全・監視担当) 1人 原子力安全対策課員 1人	環境政策課員 2人 環境対策課員 1人 廃棄物規制課員 2人 資源循環推進課員 1人 防災・危機管理部長が指定する者 2人	1 原子力行政機関、事業所等との連絡調整に関すること。 2 緊急時モニタリングに係る情報の収集・整理に関すること。 3 災害対策本部の職員の被ばく管理に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
広報班	知事公室報道・広聴課長	知事公室報道・広聴課副参事 1人 知事公室報道・広聴課課長補佐(報道担当) 1人 営業企画課課長補佐 1人	知事公室報道・広聴課員 3人 プロモーションチーム 2人 営業企画課員 1人	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関すること。 2 災害に係る広報及び広聴に関すること。 3 災害時における広報に係る国及び市町村との連絡調整に関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 住民からの問い合わせの対応に関すること。
視察・要望班	政策調整課課長補佐(総括)	総務課課長補佐 1人 政策調整課課長補佐 1人	総務課員 1人 市町村課員 2人 知事公室秘書課員 1人 政策調整課員 2人 議会事務局総務課員 1人 議会事務局議事課員 1人 議会事務局政務調査課員 1人	1 政府、国会等への要望及び陳情に関すること。 2 国の機関、国会議員等の視察、調査に関すること。
機動班 総括班長 防災・	本庁班	[第1班長] 総務課課長補佐	[第1班員] 14名 総務部 14名	1 被災地及び被災市町村における応急対策上の支援活動に関すること。 2 被災地及び被災市町村の被害情報の収集に関すること。 3 現地災害対策本部の支援に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
		[第2班長] 政策調整課課長補佐	[第2班員] 14名 政策企画部 8名 営業戦略部 6名	
		[第3班長] 産業政策課課長補佐	[第3班員] 16名 産業戦略部 12名 立地推進部 4名	

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
危機管理課副参事		〔第4班長〕 農業政策課課長補佐	〔第4班員〕 14名 県民生活環境部 2名 農林水産部 12名	同上
		〔第5班長〕 教育庁総務課課長補佐	〔第5班員〕 14名 教育庁 10名 会計事務局 4名	
	地方班	〔県北班長〕 県北県民センター 県民福祉課長補佐	〔県北班員〕 6名 県北県民センター 3名 県北農林事務所 3名	
		〔鹿行班長〕 鹿行県民センター 県民福祉課長補佐	〔鹿行班員〕 10名 鹿行県民センター 5名 鹿行農林事務所 5名	
		〔県南班長〕 県南県民センター 県民福祉課長補佐	〔県南班員〕 10名 県南県民センター 5名 県南農林事務所 5名	
		〔県西班長〕 県西県民センター 県民福祉課長補佐	〔県西班員〕 10名 県西県民センター 5名 県西農林事務所 5名	

備考 (1) 班長、副班長及び班員（これらの者が特定される場合を除く。）については、その所属する各部又は各課の長が指名する。

(2) 機動班の班長は、防災・危機管理部長が上記のとおり指名した。

(3) 機動班員については、各部長、会計管理者、教育長、各県民センター長が指名するものとする。

① 各部の編成及び分掌事務

本部に置く部の編成及び分掌事務については、「茨城県災害対策本部条例施行規則」で定める。

② 活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として「第3章 第1節 第1職員参集・動員」によることとするが、各部長及び事務局長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(4) 設置の決定

【県（防災・危機管理部）】

1) 災害警戒本部設置の決定

防災・危機管理部長は、防災・危機管理課長等より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、茨城県災害警戒本部規程（平成29年4月10日茨城県訓令第18号外）に基づく災害警戒本部を設置する。

2) 災害対策本部設置の決定

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づき、防災・危機管理部長等の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第23条第1項の規定に基づき設置する。

3) 決定者

上記1) 2) の決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事 (第1順位)	副 知 事 (第2順位)

(5) 本部の設置

1) 設置に関する指示及び伝達

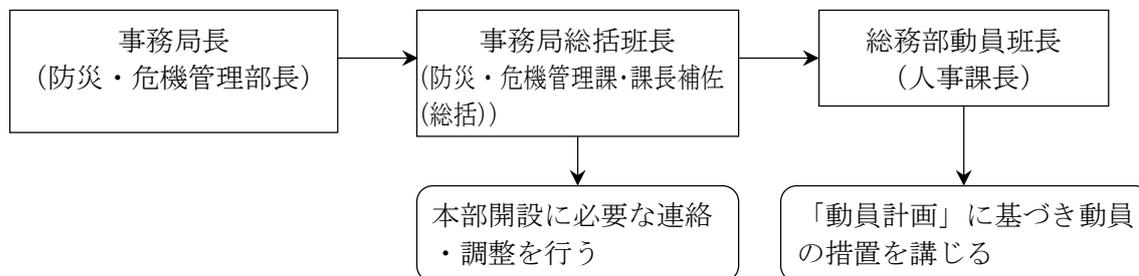
【県（防災・危機管理部）】

① 副本部長への連絡

災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）長（防災・危機管理部長）は、本部設置及び活動体制について知事の命を受けたときは、副本部長に連絡する。

② 本部設置に関する指示

事務局長は、次の流れで本部設置に関する指示を行う。



第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置

＜本部室の配置区分＞

本部を設置した場合は、直ちに本部室及び各部に対策室を設け、原則として次表の区分により配置につくものとする。

また、前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課、所、室において配置につくものとする。

室の区分	参集者	設置場所
本部室	本部長 副本部長 本部付 本部員 本部事務局長 本部事務局員 防災関係機関連絡員	防災センター
各部対策室	部長 部付 班長 部長の指示する班員	総務部長室 (ダイヤルイン 301-2200) 政策企画部長室 (// 301-2500) 県民生活環境部長室 (// 301-2800) 防災・危機管理部長室 (// 301-2900) 保健医療部長室 (// 301-3100) 福祉部長室 (// 301-3101) 営業戦略部長室 (// 301-3600) 立地推進部長室 (// 301-2701) 産業戦略部長室 (// 301-3500) 農林水産部長室 (// 301-3800) 土木部長室 (// 301-4300) 会計管理者室 (// 301-4800) 企業局長室 (// 301-4900) 病院事業管理者室 (// 301-6500) 教育庁総務企画部長室 (// 301-5102) 県警察警備本部 (県警察本部9階警備課) (内線 警電 5751、5752)

なお、防災センターが使用できない場合は、災害の態様に応じ、次に掲げる順位で、他の施設を代替施設とする。

〔第1位〕茨城県水戸合同庁舎

〔第2位〕茨城県常陸太田合同庁舎、茨城県鉾田合同庁舎、茨城県土浦合同庁舎、茨城県筑西合同庁舎、つくば国際会議場その他の県有施設

第3章 災害応急対策計画

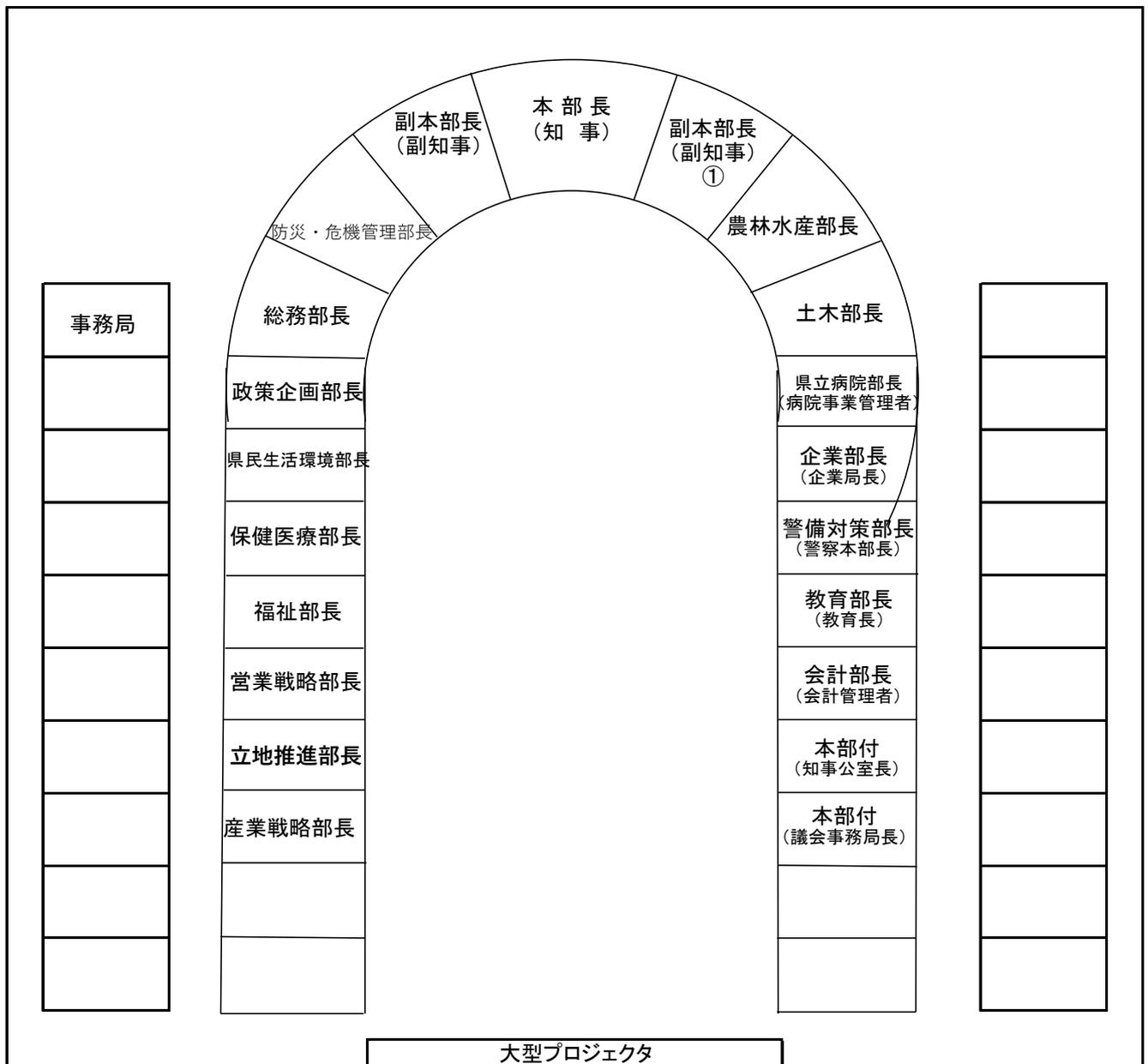
第1節 初動対応

第2 災害対策本部

〔災害対策本部設置の場合〕

災害対策本部室

県庁舎6階



第3章 災害応急対策計画

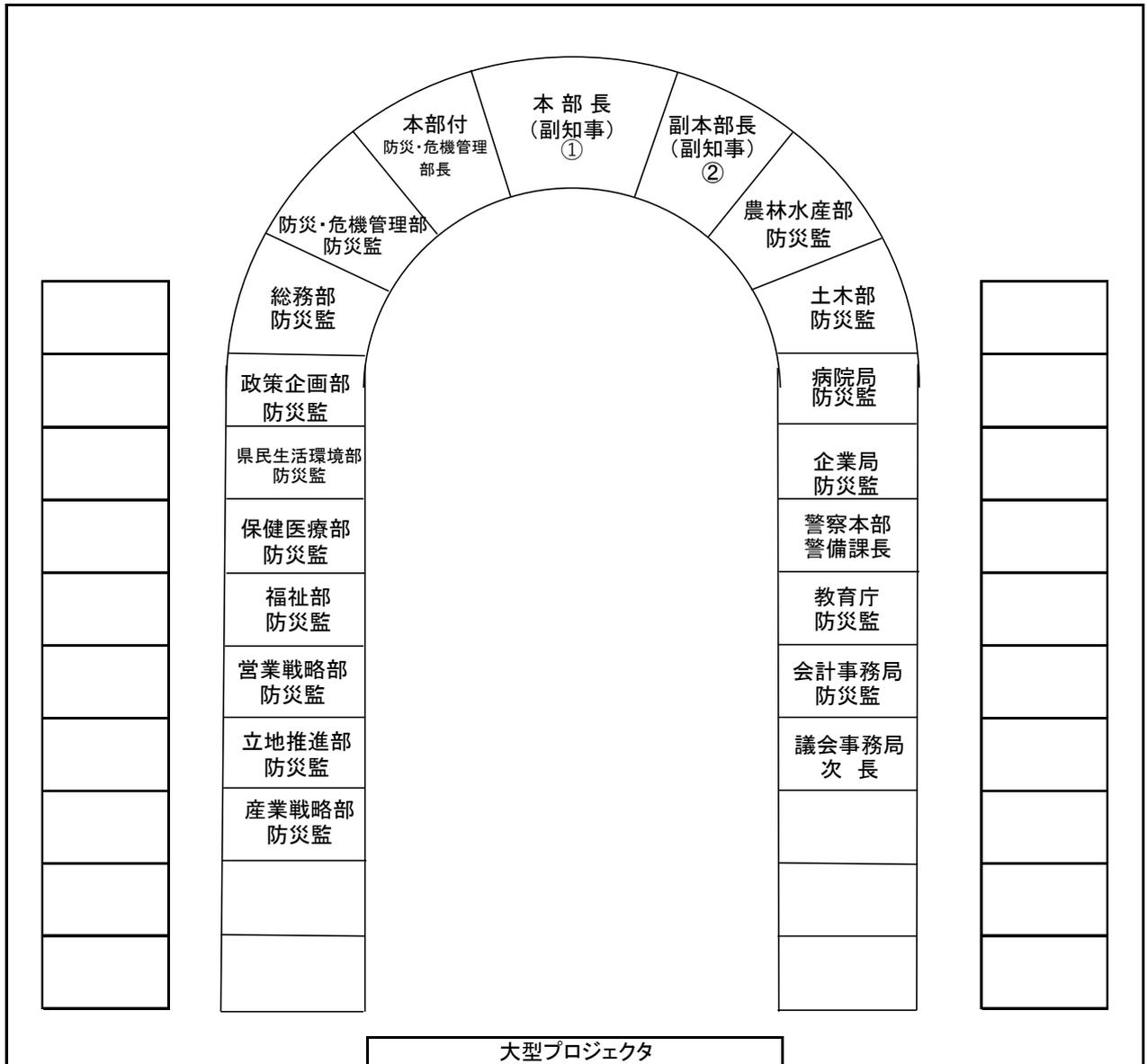
第1節 初動対応

第2 災害対策本部

〔災害警戒本部設置の場合〕

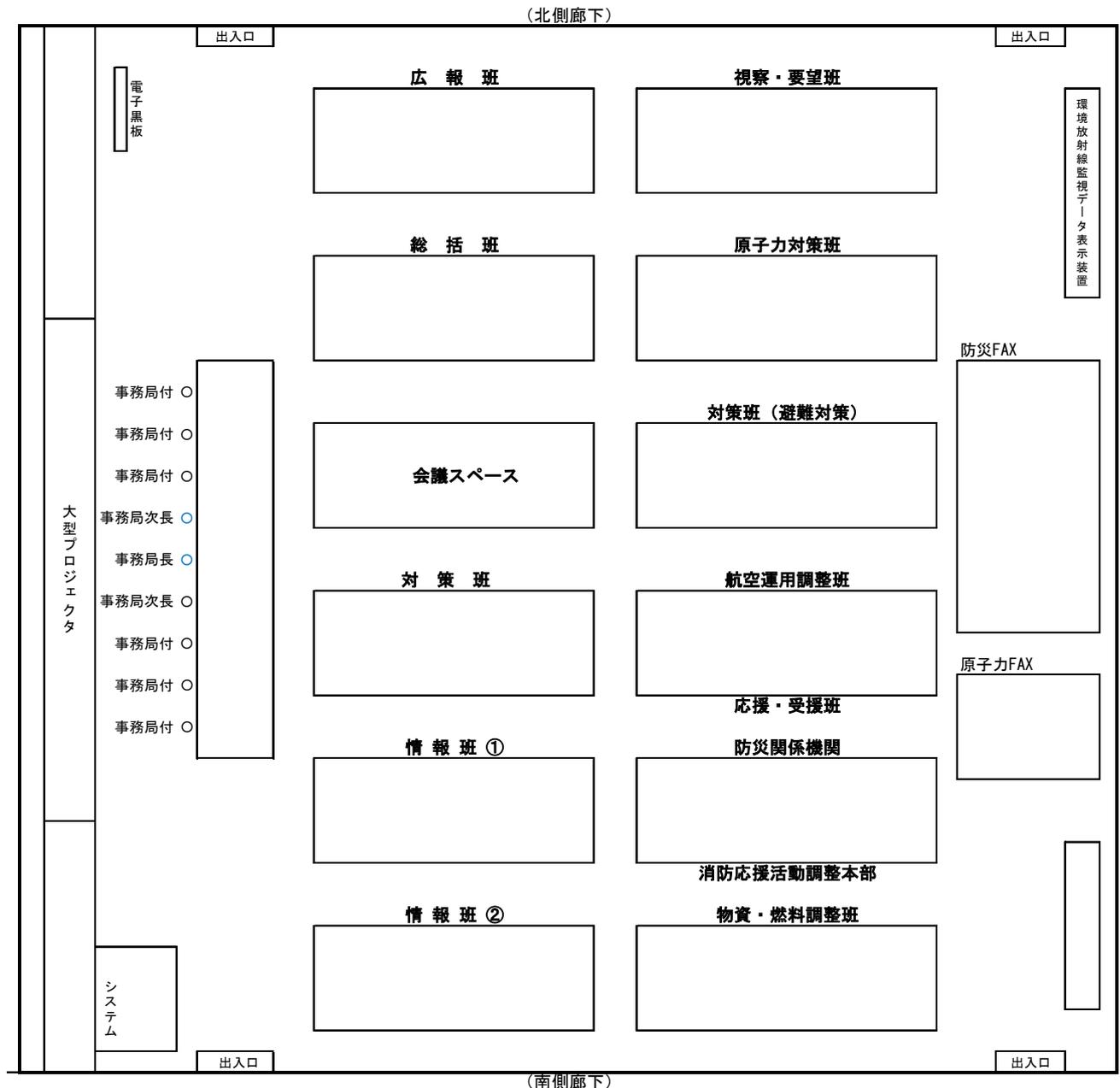
災害対策本部室

県庁舎6階



第3章 災害応急対策計画
 第1節 初動対応
 第2 災害対策本部

茨城県災害対策室配置概要図



(県庁舎6階)

【設備面積】 318㎡

【電話機】 内線32台 NTT22台 防災13台 原子力16台 警察2台

【FAX】 NTT5台 防災1台 原子力3台

【端末機器】 50台

【会議卓】 65卓

【椅子】 125脚

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

3) 現地災害対策本部の設置

【県（防災・危機管理部）】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

① 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

② 現地災害対策本部の設置基準

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

③ 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること

④ 現地災害対策本部への派遣

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 本部員の動員

【県（各部局）】

防災・危機管理部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

なお、動員の手順については、「第3章 第1節 第1 職員参集・動員」において示したとおりである。

(7) 本部の運営

【県（防災・危機管理部）】

1) 本部室の運営

本部室における各班の事務分担及び運営等については、茨城県災害対策本部条例施行規則及び茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則による。

2) 本部会議

① 組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。

会議の庶務は、事務局総括班が担当する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

- ア 災害救助法の実施に関する事
- イ 本部の活動体制に関する事
- ウ 現地災害対策本部に関する事
- エ 災害応急対策の実施及び調整に関する事
- オ 応援に関する事
- カ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関する事
- キ 災害広報に関する事
- ク 国に対する要望に関する事
- ケ 災害対策本部の廃止に関する事
- コ その他重要な事項に関する事

② 招 集

本部長が必要の都度招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話を用い本部員、事務局員を招集する。

3) 本部設置等の通知及び公表

事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

通知及び公表先	方 法	担 当	備 考
消 防 庁 宿 直 室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び茨城放送を通じて行う。(報道機関を除く)
消 防 庁 応 急 対 策 室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局総括班長	
報 道 機 関 (県 庁 記 者 ク ラ ブ)	口頭又は文書	事務局広報班長	1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MHz) 3 茨城放送水戸放送局 (1197KHz) 茨城放送土浦放送局 (1458KHz) 茨城放送水戸(加波山) FM(94.6MHz) 茨城放送日立(高鈴山) FM(88.1MHz) 茨城放送守谷FM (88.1MHz)
県 民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 茨城放送 (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450	事務局広報班長	4 NHK一TV (総合) 5 NHKラジオ第1放送 (594KHz)
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局広報班長	

4) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

5) 職員の健康管理及び給食等

事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

なお、職員の休憩・仮眠、医療、給食に関する詳細事項については、資料1-15「職員の健康管理及び給食等に関する事項」に従うものとする。

6) 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

2 市町村、指定地方行政機関等

【市町村、指定地方行政機関等】

市町村、各防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき、地震発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行うこととする。

3 国の現地対策本部との連携

【県（各部局）、市町村】

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

4 合同調整所の設置

【県警察本部、消防本部、国（海上保安庁、自衛隊）】

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料1-7「茨城県災害対策本部条例」

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

第2 災害対策本部

資料1-8 「茨城県災害対策本部条例施行規則」

資料1-9 「茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則」

資料1-10 「茨城県災害警戒本部規程」

資料1-11 「茨城県災害情報連絡担当者会議要綱」

資料1-14 「茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」

資料1-15 「職員の健康管理及び給食等に関する事項」

(2) 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第1 対策に携わる組織の整備

「第3章 第1節 初動対応」第1 職員参集・動員

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

■基本事項

1 趣旨

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

2 留意点

(1) 優先度の高い情報の伝達

被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。そのような場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。

(2) 情報通信手段の機能確認

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(3) 緊急情報連絡用の回線設定

県、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

3 活動項目リスト

(1) 専用通信設備の運用

(2) 代替通信機能の確保

- 1) NTTの災害時優先通信等の利用
- 2) 非常通信の実施
- 3) 他機関の通信設備の利用
- 4) 放送機能の利用
- 5) 防災相互通信用無線電話の利用
- 6) 使送による通信連絡の確保
- 7) 自衛隊の通信支援

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

- 1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力
- 2) アマチュア無線ボランティアの活動内容

■対 策

1 専用通信設備の運用

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

2 代替通信機能の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

(1) N T Tの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）

2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

3) 非常・緊急電報の利用

- ① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「1 1 5番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

（※受付時間 8時～19時まで）

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等。
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

- ② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料6-5「非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲」のとおりである。

(2) 非常通信の実施

知事、市町村長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

⑫ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、機関名は、資料6-3「非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

3) 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報発信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ① あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- ② 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- ④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように）を記入する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

知事及び市町村長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

1) 使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

2) 事前協議の必要

- ① 知事及び市町村長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- ② 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

3) 警察通信設備の使用

県、市町村が警察通信設備を使用する場合は、資料6-6「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。

(4) 放送機能の利用

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料2-22及び2-23を参照のこと。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。なお、保有機関、呼出名称等は、資料6-7「防災相互通信用無線局一覧表」のとおりである。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(7) 自衛隊の通信支援

県、市町村、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章第3節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

【県(防災・危機管理部)、市町村】

(1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

県及び市町村は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市町村内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- 1) 非常通信
- 2) その他の情報収集活動

4 資料、関連項目

(1) 資料

資料6-3「非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関」

第3章 災害応急対策計画
第2節 災害情報の収集・伝達
第1 通信手段の確保

資料6-4 「非常・緊急通話受付用指定電話番号」

資料6-5 「非常・緊急用電報の内容等」

資料6-6 「警察通信設備の使用手続」

資料6-7 「防災相互通信用無線局一覧表」

(2) 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第4 情報通信ネットワークの整備

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第2 災害情報の収集・伝達・報告

■基本事項

1 趣旨

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波警報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 留意点

(1) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(2) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関又は災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

(3) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

(4) 人的被害数の把握

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う必要がある。

なお、行方不明者数については、消防庁通知に基づき取扱う。

「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成24年3月9日付け消防応第49号）

抜粋

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

3 活動項目リスト

(1) 地震情報の収集・伝達

1) 地震情報の収集

1) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。

「南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を

	開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} 発生したと評価した場合〔巨大地震警戒に該当する場合は除く〕 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり

		りすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ [巨大地震警戒]、[巨大地震注意] のいずれも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び市町村等は住民に対して防災対応についての呼びかけを行う。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	○ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合 ○ 想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合

- 3) 地震解説資料の収集
- 4) 異常現象発見者の通報義務
- (2) 被害概況の把握
 - 1) 震度情報ネットワークシステムの活用
 - 2) 各機関の報告に基づく概況把握
 - 3) ヘリコプターによる概況把握
 - 4) 現地調整班の派遣
- (3) 被害情報・措置情報の収集・伝達
 - 1) 被害情報・措置情報の種類
 - 2) 情報収集伝達の方法
 - 3) 情報伝達の流れ
 - 4) 各機関の情報収集・伝達活動
 - 5) 被害種類別の情報収集・伝達方法
 - 6) 被害の判定基準
- (4) 国への報告
 - 1) 消防庁への報告
 - 2) その他の報告
 - 3) 防災関係機関の報告

■対 策

1 地震情報の収集・伝達

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集

関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

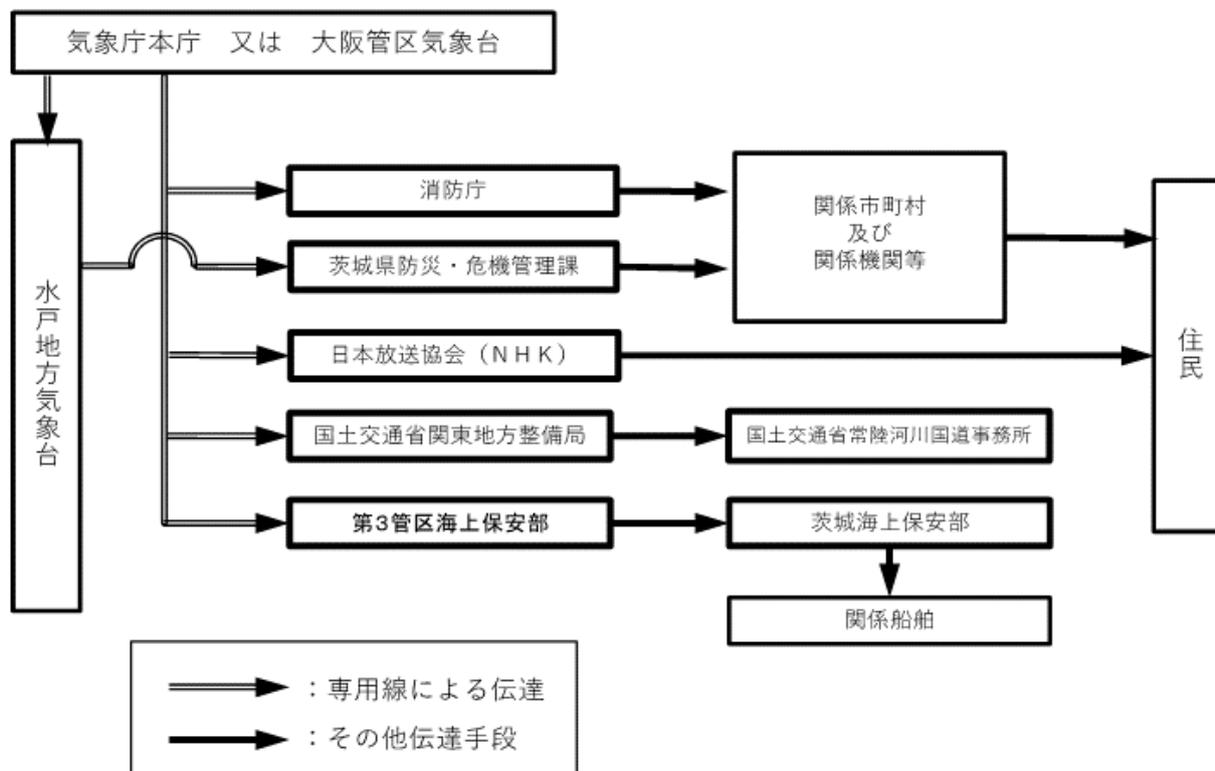
第3章 災害応急対策計画
 第2節 災害情報の収集・伝達
 第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震情報の種類	発表基準	内 容
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 地震情報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統

地震情報伝達系統図



2) 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとする。

① 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

② 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課が受領し、防災・危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知するものとする。

③ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

④ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

⑤ 市町村における措置

ア 市町村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市町村長は、情報の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

⑥ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(3) 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度4以上 （但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。

【自衛隊、第三管区海上保安本部】

県災害対策本部からの要請、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握をおこなうとともに、把握結果については速やかに県、市町村、関係機関に対して報告する。

4) 重点的に把握すべき被害概況

- ① 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- ② 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀）
- ③ 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- ④ 崖崩れの状況（位置、被災戸数）
- ⑤ 道路渋滞の状況

(4) 現地調査班の派遣

【県（防災・危機管理部）】

災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。

- 1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- 2) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- 3) 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- 4) 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- 5) 道路渋滞の状況
- 6) 住民の行動、避難状況、要望
- 7) 現地での応急対策活動での問題点

(5) 市町村の行政機能の確保状況の把握

【県（総務部、防災・危機管理部）、市町村】

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した市町村は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

県は、報告内容について、直ちに総務省自治行政局市町村課に報告する。

なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村について総務省に報告するとともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する事。

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域（場所）
- ③ 被害様相（程度）
- ④ 被害の原因

2) 措置情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- 1) 被害状況
- 2) 人的被害状況
- 3) 災害対策本部設置状況
- 4) 避難所状況
- 5) 避難指示、高齢者等避難発令状況
- 6) 道路規制情報

(3) 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。なお、同本部事務局では、班長会議を定期的に行うなどして情報共有を行う。

また、県災害対策本部未設置段階では、防災・危機管理部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

1) 市町村の活動

- ① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電

話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

ア 市町村災害対策本部が設置されたとき

イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

- ② 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- ③ 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- ④ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- ⑤ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2) 県の活動

- ① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、災害情報共有システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図るとともに、情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対してはその活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

- ② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システム等を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共用化を図る。

③ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

④ 県は、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表するものとする。

また、死者の氏名を公表する場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。

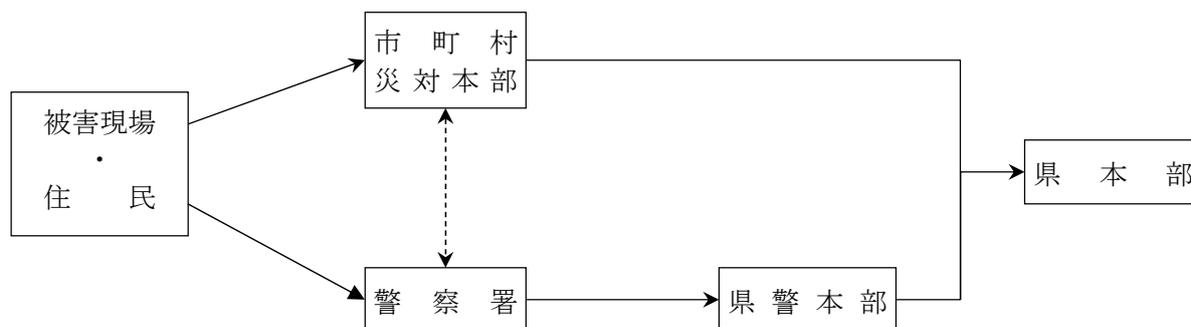
3) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

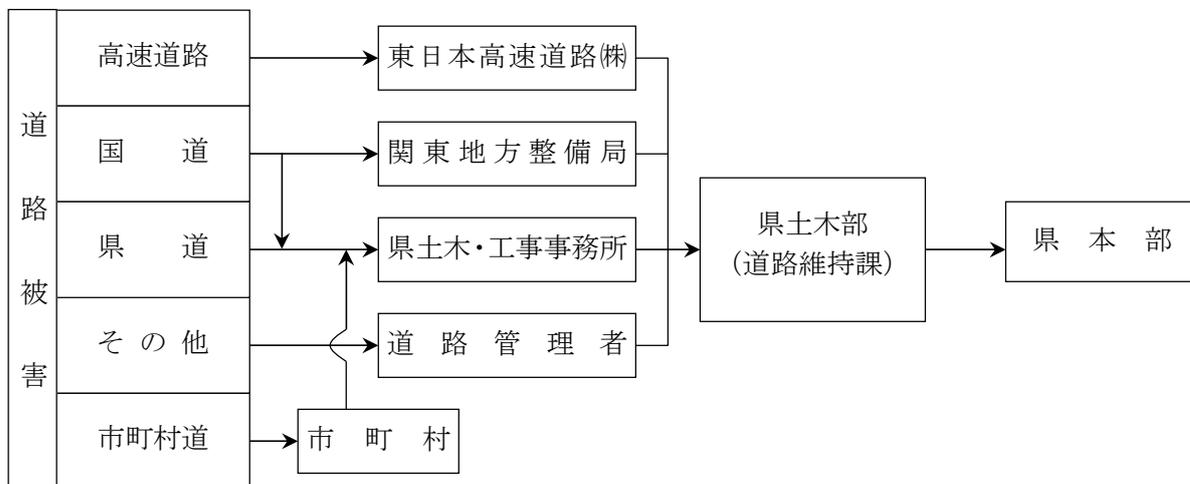
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

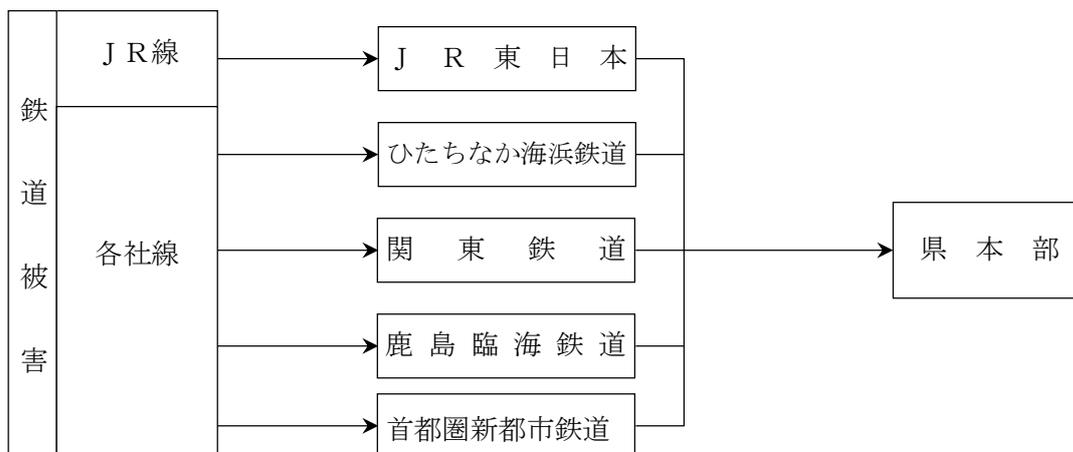
1) 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



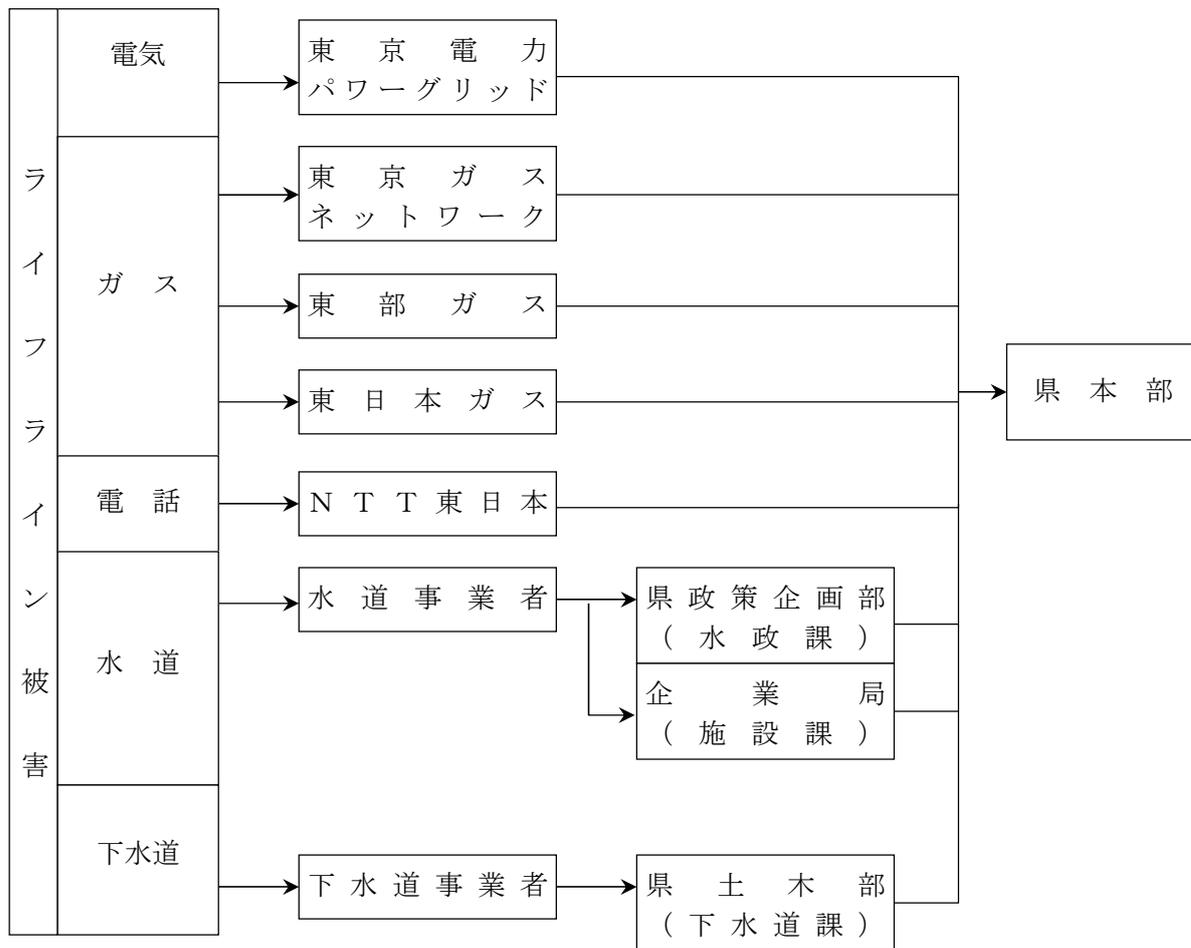
2) 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



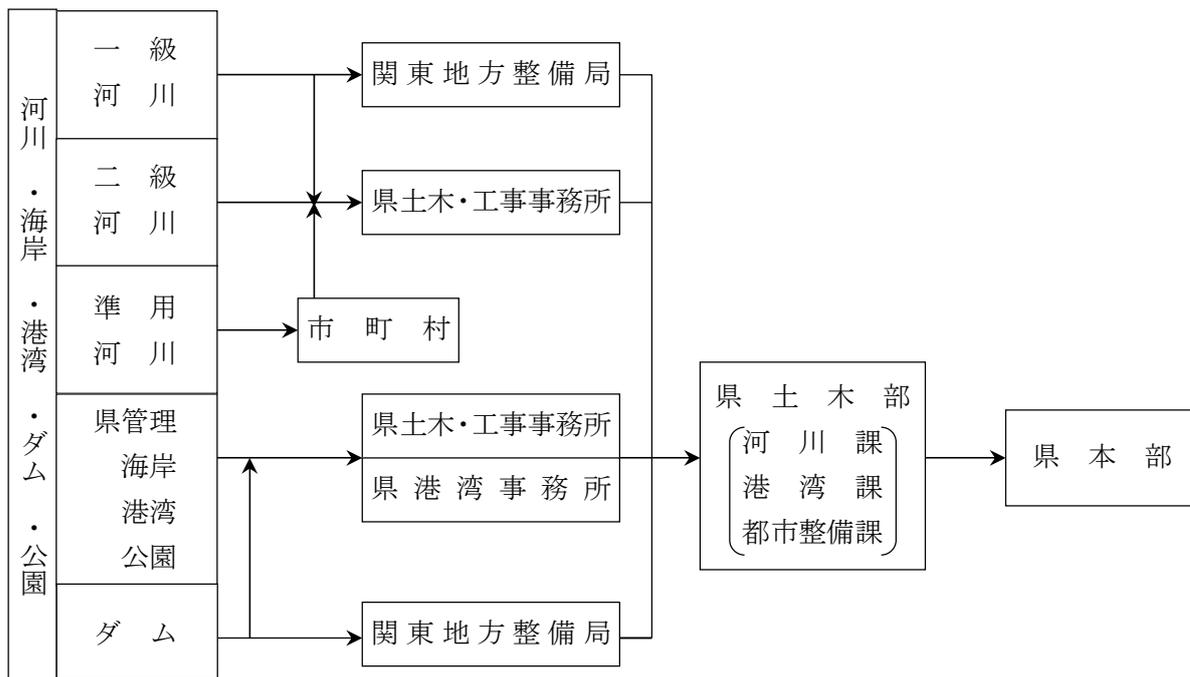
3) 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



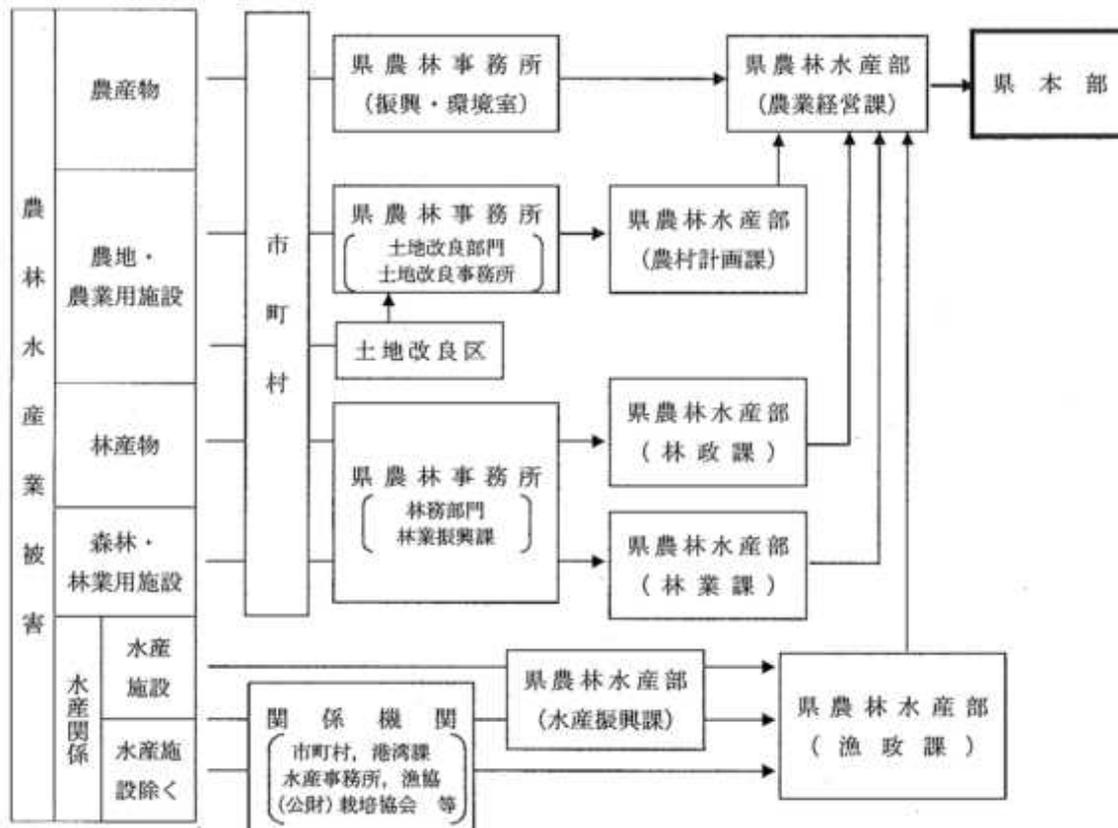
4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



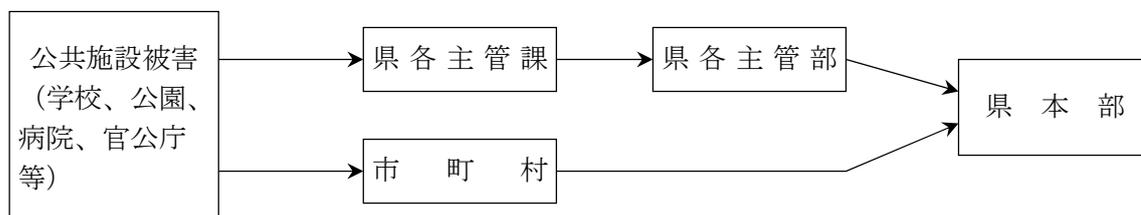
5) 情報収集・伝達系統5 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム、公園)



6) 情報収集・伝達系統6 (農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地、漁業被害)



7) 情報収集・伝達系統 7 (その他公共施設)



(6) 被害の判定基準

被害の判定に当たっては、資料25-2第2-3「被害の分類認定基準」を参照すること。

4 国への報告

(1) 消防庁への報告

【県（防災・危機管理部）】

1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。

- ① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき
- ④ 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を観測したとき
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

2) 県は、前記1)の災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後20日以内に、それぞれ情報を整理し国（消防庁）に報告するものとする。

通常時（消防庁応急対策室）

NTT回線 電話番号：03-5253-7527

FAX番号：03-5253-7537

消防防災無線 電話番号：14290-49013

FAX番号：14290-49033

地域衛星通信ネットワーク 電話番号：9-048-500-90-49013

FAX番号：9-048-500-90-49033

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線 電話番号：03-5253-7777

FAX番号：03-5253-7553

消防防災無線

電話番号：14290-49102

FAX番号：14290-49036

地域衛星通信ネットワーク 電話番号：9-048-500-90-49102

FAX番号：9-048-500-90-49036

(2) その他の報告

【県（各部局）】

各省庁等の所管事務に係る被害状況等の報告については、それぞれの法令、通知等の定めるところにより行うものとする。

また、その内容は、県災害対策本部（事務局：防災・危機管理部）に対して、逐次連絡するものとする。

(3) 防災関係機関の報告

【防災関係機関】

指定地方行政機関、指定公共機関の支部、支社、支店等は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所管官庁に対して報告を行うとともに、その内容を県災害対策本部に対して逐次連絡するものとする。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料1-2 「防災関係機関窓口」

(2) 関連項目

「第3章 第2節 災害情報の収集・伝達」第3 災害情報の広報

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第3 災害情報の広報

■基本事項

1 趣旨

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

2 留意点

(1) 報道機関との連携

県、市町村、防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必要な情報の提供を行う必要がある。

また、報道機関は、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。

(2) 情報が入手困難な被災者への対応

県、市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。

(3) 各種情報伝達手段の住民への周知

県、市町村、防災関係機関は災害情報を住民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平時より周知するものとする。

(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施し、実効性の確保に留意するものとする。

(5) 危機感が伝わる情報提供の実施

県、市町村、防災関係機関が避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意すること。

3 活動項目リスト

(1) 広報活動

- 1) 広報内容
- 2) 広報手段

(2) 報道機関への対応

- 1) 報道活動への情報提供
- 2) 報道機関の取材対応

■対 策

1 広報活動

【県（総務部、防災・危機管理部、営業戦略部）、市町村、報道機関、防災関係機関】

(1) 広報内容

1) 被災地住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示等の出されている地域及び内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

2) 被災地外の住民に対する広報内容

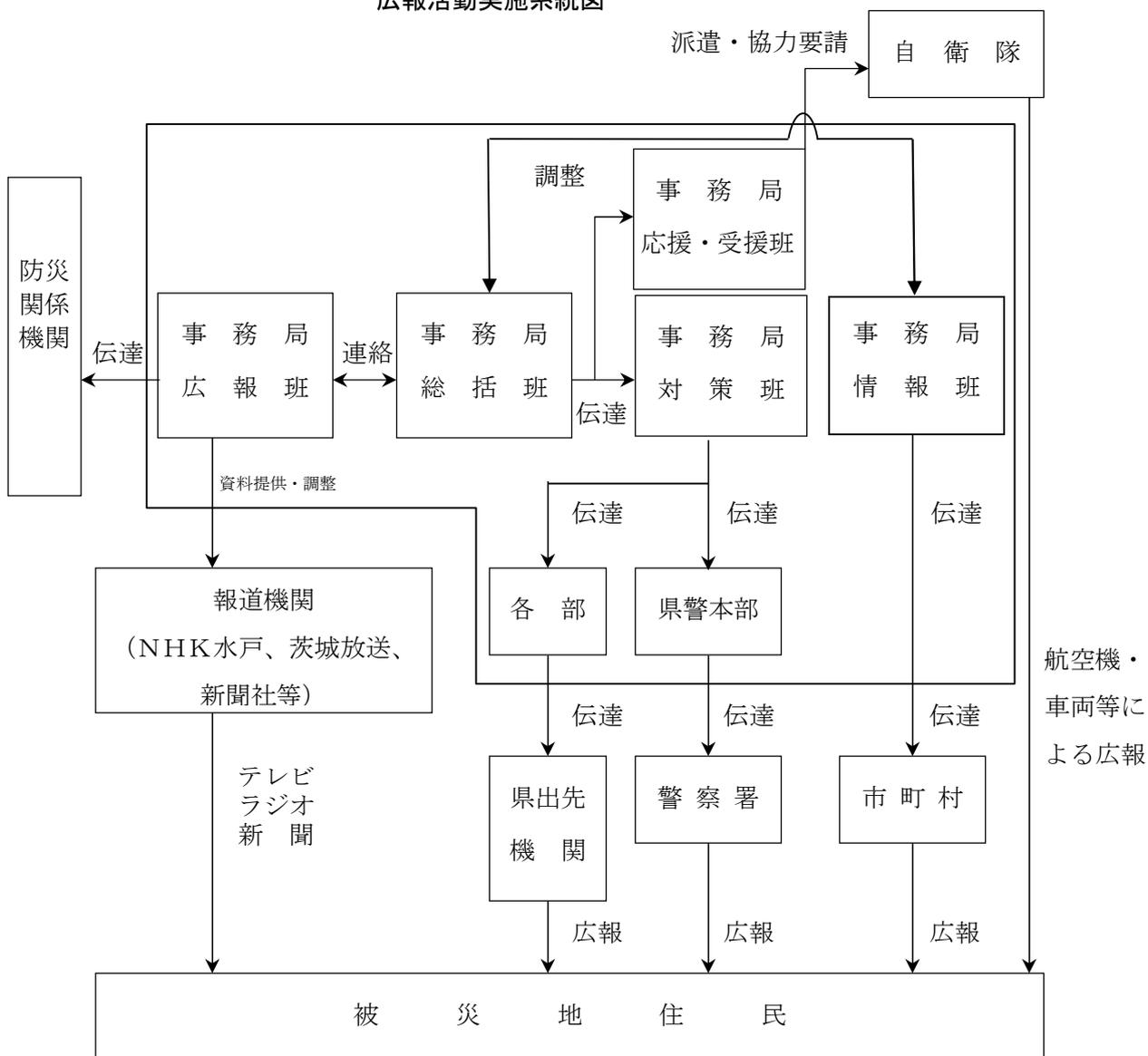
県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示等の出されている地域及び内容
- ② 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
 (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦ 全般的な被害状況
- ⑧ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段

広報活動実施系統図



1) 報道機関への依頼

県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県（防災・危機管理課長）はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

2) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 広報車による呼びかけ
- ④ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑤ ビラの配布
- ⑥ 有線放送
- ⑦ インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑧ 立看板、掲示板
- ⑨ IP通信網、ケーブルテレビ網

3) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第3章第3節第1を参照。

4) Lアラートの活用

市町村は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市町村が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市町村に代わり県が実施するものとする。

5) 民間アプリの活用

県、市町村、防災関係機関は、TwitterやLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。

また、迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被

災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。

2 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道機関への発表

【県、市町村、指定（地方）公共機関、事業者】

- 1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- 2) 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- 3) 指定公共機関、指定地方公共機関、市町村及び県内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- 4) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

3 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-22 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」

資料2-23 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」

資料2-25 「災害時における報道要請に関する協定」

(2) 関連項目

「第3章 第2節 災害情報の収集・伝達」第2 災害情報の収集・伝達・報告

「第3章 第5節 被災者生活支援」第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

■基本事項

1 趣旨

知事は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の早期把握

県は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

(2) 自衛隊と県との情報伝達路の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入側である県・市町村との連携や、被害状況を鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県と自衛隊の間の情報伝達路の確保に双方が積極的に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

- 1) 災害派遣要請
- 2) 災害派遣の要請先
- 3) 災害派遣要請の手続
- 4) 災害派遣の活動範囲
- 5) 自衛隊との連絡

(2) 自衛隊の判断による災害派遣

(3) 自衛隊受入体制の確立

- 1) 体制整備の連絡
- 2) 受入側の活動
- 3) ヘリコプターの受入れ

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

(5) 経費の負担

■ 対 策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

【県（防災・危機管理部）、市町村等】

(1) 災害派遣要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信の途絶の状況から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、派遣要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

○ 災害派遣要件の範囲

- 1) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- 2) 緊急性 差し迫った必要があること
- 3) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣の要請先

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸 上 自 衛 隊	東 部 方 面 総 監 部 (東京都練馬区大泉学園町)	防 衛 部 長 (防衛課長)	運 用 当 直 長	048(460)1711 内線 時間中 2250、2251 時間外 2301
	第 1 師 団 長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第 3 部 長 (防衛班長)	司 令 部 当 直 長	03(3933)1161 内線 時間中 238、239 時間外 207、228
	施 設 学 校 長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警 備 課 長 (防衛班長)	駐 屯 地 当 直 司 令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
	武 器 学 校 長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121-1)	総 務 課 長 (警備訓練班長)	駐 屯 地 当 直 司 令	029(887)1171 内線 時間中 226 時間外 300、302
	第 1 施 設 団 長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第 3 科 長	団 当 直 長	0280(32)4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
	関 東 補 給 処 長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右廻町2410)	警 備 課 長	駐 屯 地 当 直 司 令	029(842)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

航空自衛隊	第7航空団司令部 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海上自衛隊	要請先 横須賀地方總監 (神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション 室当直幕僚	046(822)3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
	派遣先 下総教育航空群司令部 (千葉県柏市藤ヶ谷1614)	運用幕僚	群当直	04(7191)2321 内線 時間中 213 時間外 220

(3) 災害派遣要請の手続

1) 市町村長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料15-2「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

知事は、前記の要求を受けたときは、その内容を検討し必要があると認められるときは、直ちに資料15-3「災害派遣要請書」により要請する。

2) 市町村長等は前記1)の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 自衛隊との連絡

1) 情報の交換等

知事及び市町村長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する部隊等(資料15-1「災害派遣担任区域図」)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2) 連絡班の派遣依頼

知事は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要と認める場合は、陸上自衛隊施設学校長、航空自衛隊第7航空団司令、海上自衛隊横須賀地方總監に対し県災害対策本部(本部開設前には防災・危機管理部防災・危機管理課)に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。

2 自衛隊の判断による災害派遣

【自衛隊】

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 自衛隊受入体制の確立

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村又は関係機関の長に派遣部隊の受入体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村又は関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 受入側の活動

災害派遣を依頼した市町村又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

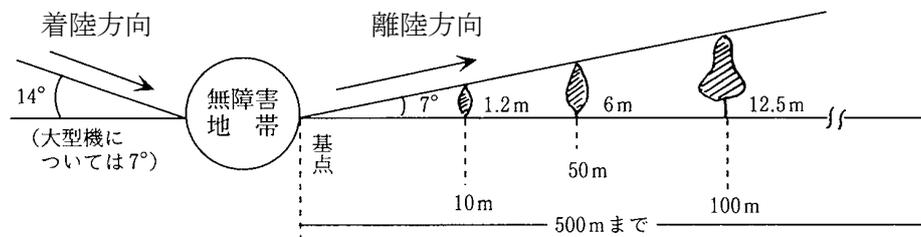
2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ

市町村長は、市町村地域防災計画に定める箇所（資料23-1「茨城県防災航空隊離発着場」参照）、又は他の適切な箇所に下記1）の基準により選定し、2）及び3）の要領により設営する。

- 1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



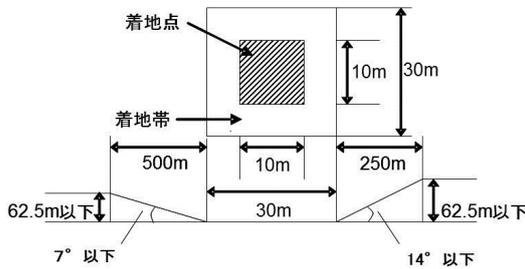
第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

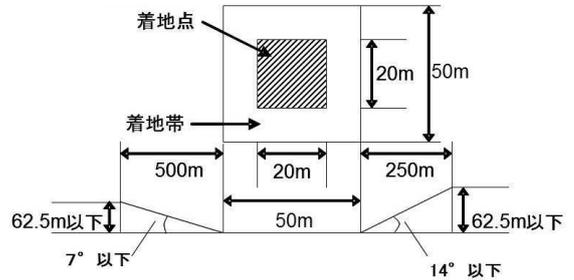
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

① 離着地点及び無障害地帯の基準

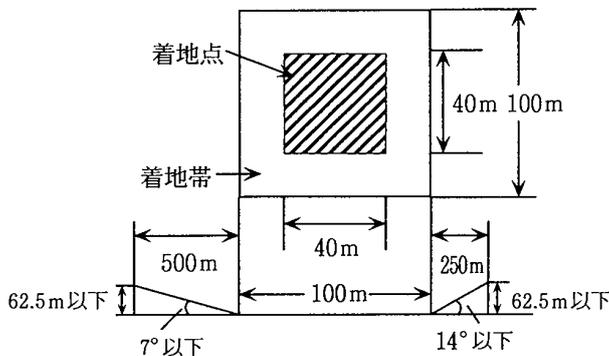
・小型機（OH-6）の場合



・中型機（UH-1（1J）、UH-60JA）の場合



・大型機（CH-47）の場合

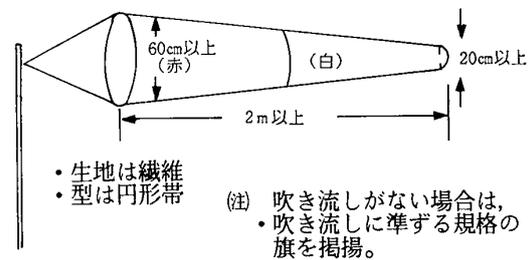
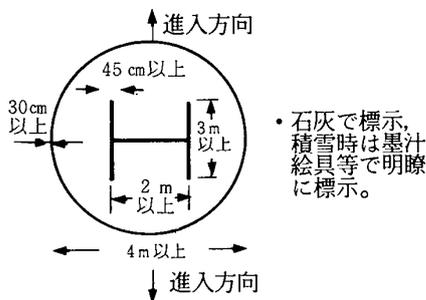


② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

① H記号の基準

② 吹き流しの基準



3) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請

【県（防災・危機管理部）、市町村等】

- (1) 市町村長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料15-4「部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- (2) 知事は、(1)の依頼を受けた場合又は派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊の長と協議のうえ、資料15-5「部隊撤収要請書」により速やかに撤収要請を行う。

5 経費の負担

【自衛隊、市町村等】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

6 資料

- 資料15-1 「災害派遣担任区域図」
- 資料15-2 「災害派遣要請依頼書」
- 資料15-3 「災害派遣要請書」
- 資料15-4 「部隊撤収要請依頼書」
- 資料15-5 「部隊撤収要請書」
- 資料15-6 「自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等の能力」
- 資料23-1 「茨城県防災航空隊離発着場」

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

■基本事項

1 趣旨

県及び市町村等は、県内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、その事務の全部又は一部を代行する。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する都県、市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

(2) 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、県、市町村等は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(3) 応援手続きの迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、県、市町村等は被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。

(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

県、市町村等は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(5) 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。また、応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。

3 活動項目リスト

(1) 応援要請の実施

- 1) 県の応援要請
- 2) 市町村の応援要請

(2) 応援受入体制の確保

- 1) 連絡体制の確保
- 2) 受入体制の確保
- 3) 経費の負担

(3) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

- 1) 応援要請
- 2) 応援受入体制の確保

■対 策

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県（防災・危機管理部）】

1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ③ 応援を求める場所
- ④ 応援を求める期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

2) 他都道府県への要請

① 災害時等の相互応援に関する協定に基づく要請

知事は、災害応急対策を実施するにあたり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、次の事項を明らかにして、隣接都県の知事に対し応援を求める。

その際、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。（資料2-2「震災時等の相互応援に関する協定」参照）

ア 被害の状況

イ 次に掲げるものの品名、数量等

(ア) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

(イ) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等

ウ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

エ 応援の場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ その他必要な事項

② 災対法第74条に基づく要請

知事は、上記協定締結都県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、協定外の道府県知事に対し次の事項を示し、応援を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員、車両、航空機、資機材、物資等

ウ 応援を必要とする場所及び経路

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

③ 災対法第74条の2に基づく要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを要請する。

3) 国の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

① 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

② 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）の職員の派遣についてあっせんに求める。

ア 派遣のあっせんに求める理由

イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

応援を求められ、又は災害応急の実施を要請された指定地方行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

5) 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統轄する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

【市町村】

1) 他市町村への要請

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

① 応援要請時に記載する事項

ア 災害の状況

イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

カ その他必要な事項

② 職員派遣あっせん時に記載する事項

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

① 派遣を要請する理由

② 派遣を要請する職員の職種別人員

③ 派遣を必要とする期間

④ その他職員の派遣について必要な事項

4) 民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

県は、県内の地域に災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

知事及び市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

1) 連絡窓口の明確化

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

2) 受入施設の整備

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

知事及び市町村長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(3) 経費の負担

【県（防災・危機管理部）、市町村】

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保

(1) 応援要請

【県（防災・危機管理部）、市町村】

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行

に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- 1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- 2) 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- 3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- 4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- 5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

〈緊急消防援助隊の要請先〉

平日	消防庁応急対策室	N T T 03-5253-7527
		衛星 048-500-90-49013
休日・夜間	消防庁宿直室	N T T 03-5253-7777
		衛星 048-500-90-49102

(2) 応援受入体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

1) 受入窓口の明確化

- ① 県の応援受入窓口は、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とする。
ただし、災害対策本部が設置された場合は、茨城県災害対策本部とする。
- ② 被災市町村の応援受入窓口は、原則的に被災市町村総務課又は消防本部総務課とする。
ただし、災害対策本部が設置された場合は、市町村災害対策本部とする。

2) 受入施設の整備

知事及び市町村長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③ 部隊の活動や宿営等のための拠点となる後方支援拠点等の提供
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料1-2 「防災関係機関窓口」

資料2-2 「震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）」

資料2-3 「災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目」

資料2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

資料2-5 「茨城県緊急消防援助隊受援計画」

(2) 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第2 相互応援体制の整備

「第2章 第3節 被害軽減への備え」

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

「第3章 第3節 応援・受援」 第3 他都道府県被災時の応援

「第3章 第4節 被害軽減対策」

第4 消防活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

第3章 災害応急対策計画

第3節 応援・受援

第3 他都道府県被災時の応援

■基本事項

1 趣旨

県は、他都道府県で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 密接な情報交換

災害時の他都道府県への応援を効果的に実施するために、平常時より他都道府県と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うためには、他都道府県との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。

(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助をうけることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 他都道府県への応援・派遣

- 1) 支援対策本部の設置
- 2) 被害情報の収集
- 3) 応援の実施

■対策

1 他都道府県への応援・派遣

【県（各部局）】

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他都道府県に対し応

援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他都道府県に応援をすることができるものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(4) 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行うものとする。

2 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-2 「震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）」

(2) 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第2 相互応援体制の整備

「第3章 第3節 応援・受援」 第2 応援要請・受入体制の確保

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

■基本事項

1 趣旨

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から県民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため県警察は、茨城県警察災害警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

2 留意点

- (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。
- (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動に当たる。
- (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣して協力支援する。

3 活動項目リスト

- (1) 警備体制
 - 1) 職員の招集及び参集
 - 2) 警備本部の設置
 - 3) 警備部隊の編成
- (2) 警備実施
 - 1) 被害状況の把握
 - 2) 救出救助活動等
 - 3) 避難誘導等
 - 4) 二次災害の防止
 - 5) 交通対策
 - 6) 保安対策
 - 7) 死体見分及び検視

- 8) 被災者等への情報の発信
- 9) 感染防止対策

(3) 警備活動に対する援助要求

- 1) 他の都道府県警察に対する援助要求
- 2) 関係機関に対する援助要請

■対 策

1 警備体制

【県（警察本部）】

(1) 職員の招集及び参集

別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。

(2) 警備本部の設置

大震災が発生したときは、県警察本部に警備本部を、また、警察署に警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警備部隊の編成

別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。

2 警備実施

【県（警察本部）】

(1) 被害状況の把握

被害状況の把握は、次の事項について行う。

1) 初期的段階における被害実態の把握

- ① 津波・火災の発生状況
- ② 死傷者等人的被害の発生状況
- ③ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- ④ 住民の避難状況
- ⑤ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- ⑥ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- ⑦ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ⑧ 堤防・護岸等の損壊状況

2) 初期的段階以降

- ① 被災者の動向
- ② 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

- ③ 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- ④ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- ⑤ 市町村・日赤・病院等の救護対策の状況

(2) 救出救助活動等

大震災発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市町村と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。

(3) 避難誘導等

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

1) 避難指示時の措置

市町村長が避難指示を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市町村及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保に関する措置を考慮すること。

2) 雑踏事故等予想時の措置

大震災発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

3) 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想されるときは、市町村対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

4) 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生時等の通報を受けたときは、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

5) 危険性切迫時の措置

災害発生危険性が切迫しているときは、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講ずる。

(4) 二次災害の防止

二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、速やかに市町村対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(5) 交通対策

第3章第4節第3による。

(6) 保安対策

1) 猟銃等への対策

大震災が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講ずる。

2) 危険物等への対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類等を貯蔵し、又は取り扱う施設において、事故の発生又は発生のおそれがあるときは、関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して付近住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

3) 各種犯罪への対策

大震災発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

(7) 死体見分及び検視

大震災発生時における死体見分及び検視については、消防及び市町村と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認等に努める。

その他、第3章第7節第5による。

(8) 被災者等への情報の発信

(9) 感染防止対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1) 要望の把握

被災者、要配慮者等の要望を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。

2) 行方不明者相談窓口の設置

被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら行方不明者相談窓口を設置するなどの安否確認への適切な対応に努める。

3) 多様な媒体の活用

支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、県警ツイッター、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。

4) 避難所訪問

避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。

3 警備活動に対する援助要求

【県（警察本部）】

(1) 他の都道府県警察に対する援助要求

災害の規模が大きく、県内の警備要員、車両、航空機及び資機材をもって対処できないときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察災害派遣隊の派遣等警察法第60条第1項の規定による援助要求を行う。

(2) 関係機関に対する援助要請

警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。この場合において、自衛隊に対しては茨城県災害対策本部を通じて行い、その他の機関に対しては直接行う。

4 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」 第3 緊急輸送

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」 第5 行方不明者等の捜索

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第2 避難指示、誘導

■基本事項

1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意点

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難の指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市町村よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市町村、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

3 活動項目リスト

(1) 避難指示、高齢者等避難

- 1) 避難が必要となる災害
- 2) 避難指示、高齢者等避難
- 3) 避難指示、高齢者等避難の内容
- 4) 避難措置の周知

(2) 警戒区域の設定

- 1) 警戒区域の設定
- 2) 警戒区域設定の周知
- (3) 避難の誘導
 - 1) 避難誘導の方法
 - 2) 住民の避難対応
- (4) 指定緊急避難場所
- (5) 広域避難（広域一時滞在）

■対 策

1 避難指示、高齢者等避難

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・津波 | ・地震による建物倒壊 |
| ・崖崩れ、地すべり | ・地震水害（河川、海岸、ため池等） |
| ・延焼火災 | ・その他 |
| ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物） | |

(2) 避難指示、高齢者等避難

【市町村長及び水防管理者】

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

また、市町村長は、必要に応じ、立退きの指示の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、市町村は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

【警察官及び海上保安官】

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第2 避難指示、誘導

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示するものとする。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【県、指定行政機関、指定地方行政機関】

- 1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。
- 2) 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。
- 3) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(3) 避難指示・高齢者等避難の内容

避難指示及び高齢者等避難は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1) 要避難（準備）対象地域
- 2) 避難先及び避難経路
- 3) 避難指示及び高齢者等避難の理由
- 4) その他必要な事項

(4) 避難措置の周知

避難指示を実施した者及び高齢者等避難を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

1) 住民への周知徹底

避難指示を実施した者及び高齢者等避難を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

- ① 直接的な周知として、市町村防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼

びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

② Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

また、市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

【市町村】

市町村長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

【警察官、海上保安官】

市町村長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちに市町村長に対して通知する。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市町村長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

【消防職員又は水防職員】

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

【市町村職員、警察官、消防職員等】

市町村、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

市町村はあらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行うことが重要

である。

- 1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- 7) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

(2) 住民の避難対応

【住 民】

1) 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 指定緊急避難場所

【市町村】

市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

5 広域避難（広域一時滞在）

【国、県、市町村】

市町村は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第2 避難指示、誘導

な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村から要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

また、国は、県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料7-3 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」

(2) 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」第1 防災まちづくりの推進

「第2章 第3節 被害軽減への備え」第4 被災者支援のための備え

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第3 緊急輸送

■基本事項

1 趣旨

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行えるよう、関係機関が協力し、緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の確保を最優先として、啓開作業等を行う。また、運送事業者等連携し、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備や輸送体制の充実等を図るとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

道路管理者（港湾管理者及び漁港管理者含む。以下「道路管理者等」という。）は、迅速に道路の応急復旧に着手することから、地震発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用し、迅速に道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。

(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

道路、河川・海、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図ることが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。

(4) 運送事業者等との連携体制の整備

実際の緊急輸送に当たっては、県や市町村の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。

(5) 隣接県警察及び関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者等、市町村等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。

(6) 交通規制に関する情報の県民に対する周知措置

一般車両等の混乱を防止するため、

- 1) 緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容
- 2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く県民に知らせることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 緊急輸送の実施

- 1) 総括的に優先されるもの
- 2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

(2) 緊急輸送のための道路の確保

- 1) 被害状況の把握
- 2) 道路啓開の実施
- 3) 放置車両等対策
- 4) 緊急通行車両の通行ルート確保
- 5) 緊急通行車両の通行の確保
- 6) 啓開資機材の確保

(3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

- 1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達
- 2) 輸送車両等の配車
- 3) 緊急通行車両の確認

(4) 緊急輸送状況の把握

(5) 交通規制

- 1) 災害応急対策期
- 2) 復旧・復興期
- 3) 運転者のとるべき措置

■対 策

1 緊急輸送の実施

【各関係機関】

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- 1) 人命の救助、安全の確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送のための道路の確保

(1) 被害状況の把握

【県（土木部、農林水産部、警察本部）、市町村、各道路管理者】

県、市町村及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況につい

て速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 道路啓開等の実施

【県（土木部、農林水産部、警察本部）】

県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、自衛隊、消防機関及び占用工
作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施するとともに、必要に応じて代替路の設定を行う。啓開
作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路の順に2車線を確保するのを
原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換ができる待避所を設け
る。

【市町村】

市町村は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・
工事事務所（工務所を含む。）に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確
保を最優先に、啓開作業を実施する。

【国土交通省常陸河川国道事務所、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

国土交通省常陸河川国道事務所及び東日本高速道路株式会社（関東支社）は、所管する道路の
被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されてい
る道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策

【県（土木部、農林水産部）、市町村、各道路管理者】

県、市町村及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両
の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動
等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等
を行うものとする。

(4) 緊急通行車両の通行ルート確保

【県（土木部）】

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通
行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の通行の確保

【県（警察本部）】

県公安委員会は、緊急交通路を指定し緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要が
あるときは、道路管理者等に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動の措置について要請するも
のとする。

(6) 啓開資機材の確保

【県（土木部）、市町村、各道路管理者】

県、市町村及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な

人員、資機材等の確保に努めるものとする。

3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

(1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等

【県（各部局）】

各部局は、それぞれの所管の車両等を第一次的に使用し、さらに不足する場合には防災・危機管理部が関係機関と調整を図り調達する。

また、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特段の必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

【関東運輸局茨城運輸支局】

関東運輸局茨城運輸支局は、県の要請により災害輸送の必要があると認められるときは、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう協力要請を行う。

【関東運輸局茨城運輸支局・鹿島海事事務所】

関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は、県の要請により災害輸送の必要があると認められるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう協力要請を行う。

【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】

第三管区海上保安本部及び茨城海上保安部は、災害発生に伴い県が緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県からの要請に基づき、巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力する。

【茨城県水難救済会】

茨城県水難救済会は、県の要請に基づき、船舶を使用した緊急輸送等の必要が生じた場合は、可能な範囲で協力する。

【陸上、海上、航空自衛隊】

陸上、海上、航空自衛隊は、災害発生に伴い県が緊急に車両・船舶・ヘリコプター等の必要が生じた時は、県の派遣要請により車両等の供給に協力する。

【茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会】

茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会は車両台数の実態を把握しておき被災者移送等の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗用車及び乗り合い自動車等の供給に協力する。

【茨城県トラック協会、赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社】

茨城県トラック協会、赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社は、各々その車両台数の実態を把握しておき、地震発生時に人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき、資機材の故障等により当該輸送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

また、輸送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

【東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、その他の鉄道事業者】

東日本旅客鉄道株式会社水戸支社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員に優先輸送等の措置をとる。また、日本貨物鉄道株式会社は、災害応急対策用物資の優先輸送の措置をとり、ジェイアールバス関東株式会社は、被災者移送用等に使用する乗り合い自動車等（運転手を含む）の供給に努める。また、その他鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社の措置に準じ、必要な措置を講じるものとする。

【市町村】

市町村は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(2) 輸送車両等の配車

【県（防災・危機管理部）】

1) 配 車

各部局への車両等の配分は災害の状況に応じて定める。

2) 配車手続き

各部局は必要とする車両等の請求を防災・危機管理部に提出し、所要車両等を請求部局に引き渡す。

3) 料金の支払い

調達した車両等の料金については、防災・危機管理部において支払い手続を行う。

(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

【県（防災・危機管理部、警察本部）】

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により適正に交付する。

1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行

第3章 災害応急対策計画

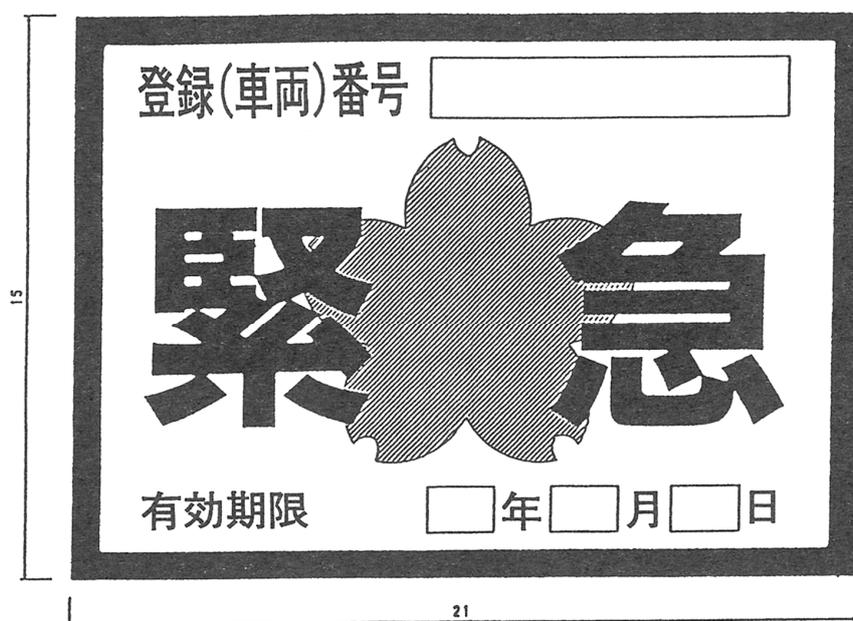
第4節 被害軽減対策

第3 緊急輸送

車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

- 2) 前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条の2に規定する標章及び証明書を交付する。
- 3) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次のとおりである。
- 4) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として申出があった場合、事前に確認し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前確認の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

別記様式第4（第6条の2関係）



備考1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第3 緊急輸送

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年	月
日			
緊急通行車両確認証明書			
茨城県知事 ⑩			
茨城県公安委員会 ⑩			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
活動地域			
車両の使用者	住所	() 局 番	
	氏名又は名称		
有効期限			
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4 緊急輸送状況の把握

【県（防災・危機管理部、警察本部）】

県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対する的確な情報伝達を行う。

5 交通規制

(1) 災害応急対策期

【県（警察本部）、自衛官、消防吏員】

1) 被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね30kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

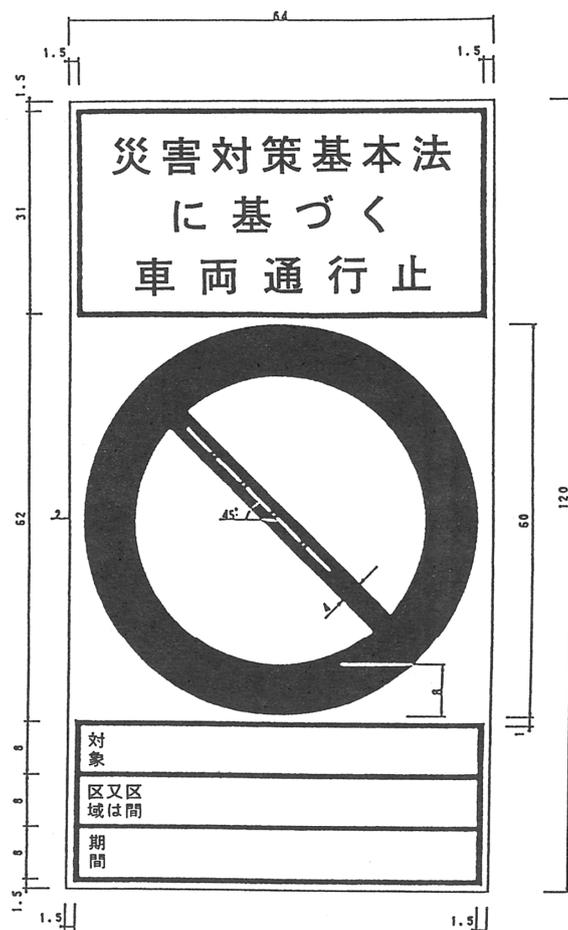
2) 高速道路対策

常磐自動車道においては、水戸IC以南が計測震度5.0以上、水戸IC以北が計測震度4.5以上、北関東自動車道（東水戸道路、常陸那珂道路を含む。）及び東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道においては計測震度5.0以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに通行車両の緊急停止措置を実施する。

3) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。

別記様式第2（第5条関係）



備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

[緊急交通路指定予定路線]

常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路

4) 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

5) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、

道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

6) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く県民に周知する。

(2) 復旧・復興期

【県（警察本部）】

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路及び交通規制のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて県民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置

【運転者】

1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2) 避難のために車両を使用しないこと。

3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料8-11 「路面冠水箇所」

資料10-1 「緊急輸送道路一覧」

資料10-3 「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」

資料10-4 「東日本旅客鉄道(株)の旅客輸送能力」

資料10-5 「日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度」

資料10-6 「日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件」

資料10-7 「日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書」

資料15-6 「自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等の能力」

資料23-1 「茨城県防災航空隊離発着場」

(2) 関連項目

「第2章 第3節 被害軽減への備え」 第1 緊急輸送への備え

「第2章 第4節 被害軽減対策」 第1 警備対策

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

■基本事項

1 趣旨

地震発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

2 留意点

(1) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。

(2) 対策活動の優先度の考慮

大規模な地震では、火災、建物倒壊、浸水などの被害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。

(3) 応援隊との連携

大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

(4) 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 消火活動

- 1) 消防隊による消火活動
- 2) 県のとる措置
- 3) 自主防災組織等による消火活動

(2) 救助・救急活動

- 1) 消防隊による救助・救急活動
- 2) 県のとる措置
- 3) 自主防災組織等による救助・救急活動

(3) 水害防止活動

- 1) 水防管理団体及び市町村の措置
- 2) 県の措置
- 3) その他の措置

(4) 海上災害対策

- 1) 流出油応急対策
- 2) 海難対策
- 3) 海上交通安全の確保対策

■ 対 策

1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

【市町村（消防本部、消防団）】

1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

④ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3) 応援派遣要請

市町村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 県のとる措置

【県（防災・危機管理部）】

1) 消防情勢の把握

県は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災対法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ① 災害防御実施方法
- ② 他市町村への消防隊員の応援出動
- ③ 防御用資機材の輸送その他の応援

3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空

「消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

(3) 自主防災組織等による消火活動

【住民（自主防災組織等）】

1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動

【市町村（消防本部、消防団）】

1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

5) 後方医療機関への搬送

- ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

6) 応援派遣要請

市町村は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 県のとる措置

【県（警察本部）】

県は、市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

【県（防災・危機管理部）】

1) 救助・救急情勢の把握

県は、災害時において、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により、要救助者、要搬送者の発生状況、消防、警察等の活動状況等の情勢を把握する。

2) 市町村長又は消防長に対する指示

知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災対法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ① 災害防御実施方法
- ② 他市町村への消防隊員の応援出動
- ③ 防御用資機材の輸送その他の応援

3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第44条の規定に基づき他都道府県の消防力の応援を消防庁長官に対し要請する。
- ② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

(3) 自主防災組織等による救助・救急活動

【住民（自主防災組織等）】

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(4) 被災地域外の市町村、県、国機関等による救助・救急活動

国土交通省、高速道路会社及び市町村等は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援に努めるものとする。

3 水害防止活動

【水防管理団体、市町村、県（土木部）】

災害時における水防活動は、市町村地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び市町村の措置

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者又は市町村長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 県の措置

県は、地震による洪水又は津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

1) 水防情報の収集・伝達

- ① 水防警報の発表及び伝達
- ② 気象予警報等の伝達
- ③ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- ④ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

2) 水防に関する指示等

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び第48条並びに災対法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者又は市町村長に対し必要な指示、勧告又は助言を行う。

なお、予想される指示、勧告又は助言等の内容はおおむね次のとおりである。

- ① 避難
- ② 災害防御の実施方法
- ③ 他の水防管理団体又は市町村への応援

3) 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者又は市町村長から要請があり、又は被害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) その他の措置

1) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

2) 水防警報

国土交通省及び県は、ダム等が決壊し又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

4 海上災害対策活動

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、第三管区海上保安本部】

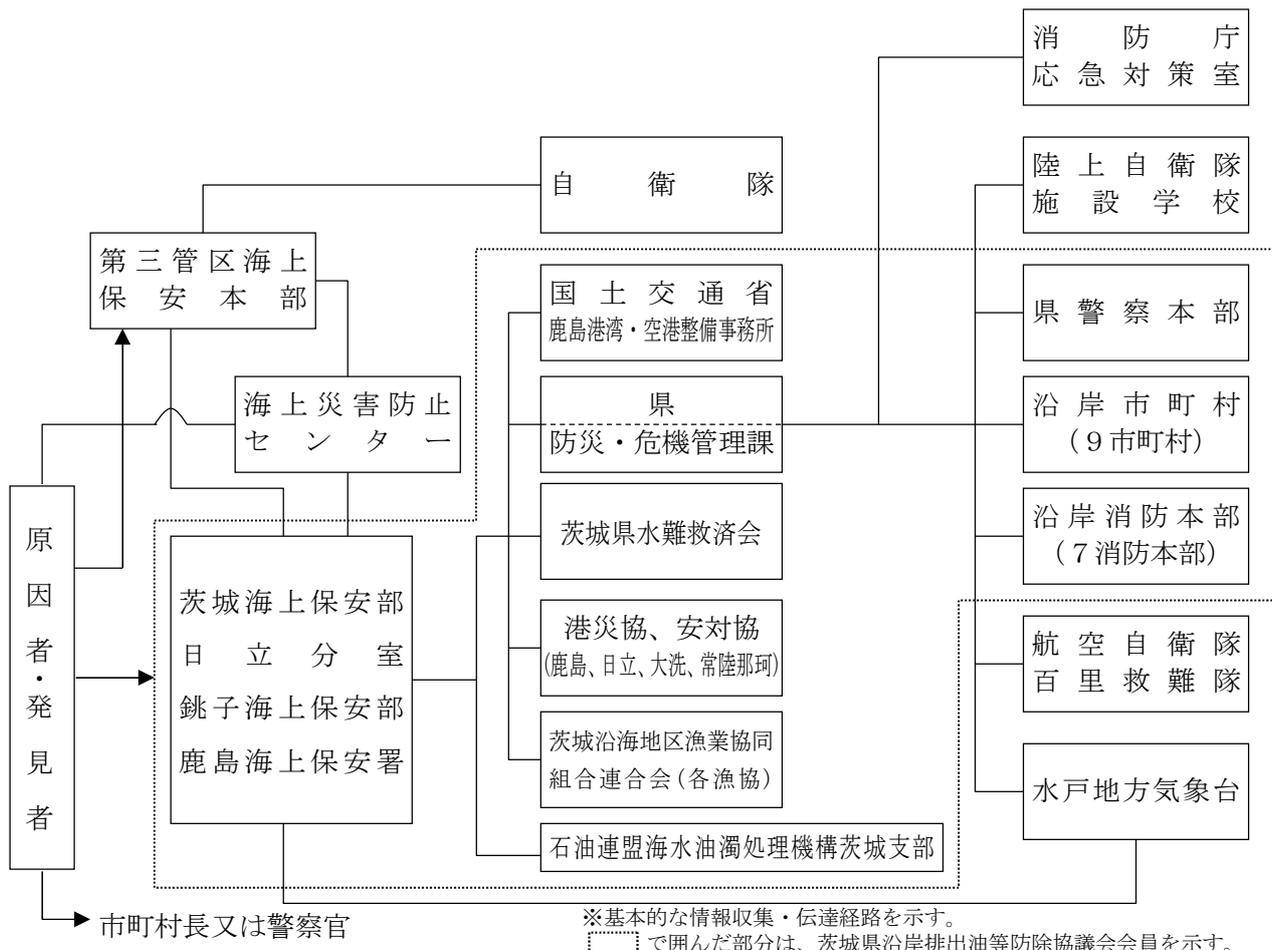
地震のため沿岸海面への油、危険物の流出及び船舶火災が発生した場合、又は津波による船舶の座礁、遭難事故等が発生した場合は、各防災関係機関は、相互に緊密に連携し、被害防止措置等を講じるものとする。

(1) 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油等が流出した場合、又はこれに伴う油火災が発生した場合は、相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講じ損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

1) 通報連絡体制

通報連絡体制は次のとおりとする。



2) 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。応急措置の詳細については、資料24-2「各機関が講ずる海上災害対策一覧」を参照する。

(2) 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、次の措置を講じ、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

1) 津波の襲来が予想される場合

- ① 海上保安部署は、次の事項について検討し、船舶の安全対策について適切な措置を講じるものとする。
 - ア 避難の要否及び時機
 - イ 船舶の入港禁止
 - ウ 港内在泊船、修理船等の動静把握及び安全対策
- ② 避難又はその他の安全対策措置の必要があると認める場合は、海上保安部署は、直ちに次の

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

方法により勧告するものとする。

ア 無線放送

イ 巡視船艇による港内在泊船舶への通報

ウ 県水産試験場漁業無線局、各港湾災害対策協議会等への連絡

2) 海難事故が発生した場合

海難事故が発生した場合は、海上保安部署及び市町村は、水難救済会、その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施するものとする。

(3) 海上交通安全の確保対策

1) 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、海上保安部署、県及び市町村は、その他関係機関と密接に連携協力して海上交通安全確保のための措置を講じるものとする。

2) 県（土木部）、海上保安部署は、航路標識が破損し又は流出したときは、関係機関と密接に連携協力して速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

3) 県（土木部）、海上保安部署は、水路の水深等に異常を生じたと認められるときは、関係機関と密接に連携協力して必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-4 「茨城県広域消防相互応援協定書」

資料23-2 「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」

資料24-2 「各機関が講ずる海上災害対策一覧」

(2) 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」 第5 津波対策

「第2章 第3節 被害軽減への備え」 第2 消火活動、救助・救急活動への備え

「第3章 第3節 応援・派遣」 第2 応援要請・受入体制の確保

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第5 応急医療

■基本事項

1 趣旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

2 留意点

(1) 地域レベルでの災害対策の強化

保健医療行政の第一線機関である保健所は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部、市町村等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健医療部、福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。

また、急性期における災害医療を担うDMAT及び災害精神医療を担うDPAT（以下「DMAT等」という。）については、それぞれDMAT調整本部、DPAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

被災地内での医療機能の低下、情報機能停止によるアクセス破壊を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。

(3) 後方搬送体制の確立

災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関間に災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域搬送体制を確立する必要がある。

(4) 医療ボランティアの確保

災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護チーム・DMATだけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 応急医療体制の確保

- 1) 初動体制の確保
- 2) 現地対策班の設置
- 3) 災害医療コーディネート体制の確保
- 4) 医療救護チーム・DMAT等の編成・派遣
- 5) 医療救護所の設置
- 6) DHEATの派遣

(2) 応急医療活動

- 1) 医療施設による医療活動
- 2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動
- 3) 医薬品等の供給

(3) 後方支援活動

- 1) 患者受入先病院の確保
- 2) 搬送体制の確保
- 3) 人工透析等の供給
- 4) 医療ボランティア活動

■対 策

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

【県（保健医療部）、市町村、医療関係者等】

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、県及び市町村の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

(2) 対策本部及び現地対策班の設置

【県（保健医療部）】

県は、県保健医療部長を本部長とする県災害対策本部保健医療部を設置し、本庁各課長は茨城県災害対策本部条例施行規則に規定する業務分担に従い活動班を編制し、班員を指揮する。また、茨

城県災害医療コーディネーターを招聘し、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。

また、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療福祉調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健医療部が行うものとする。

保健医療部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。

(3) 災害医療コーディネート体制の確保

【県（保健医療部）】

県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ確実に提供できる体制の構築を図るため、茨城県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。

茨城県災害医療コーディネーターは、県の要請により茨城県災害対策本部保健医療部に出務し、次の業務を行う。

- ① 県全体の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。
- ② 県全体の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。
- ③ 県全体の医療救護チーム（DMATを除く。）の受入、派遣の調整に関すること。
- ④ 医療機関、医療救護チームへの支援に関すること。
- ⑤ その他県が必要と認める事項

地域災害医療コーディネーターは、県の要請により茨城県災害対策本部保健医療部保健所現地対策班に出務し、次の業務を行う。

- ① 地域の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。
- ② 地域の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。
- ③ 地域の医療救護チーム（DMATを除く。）の受入、派遣の調整に関すること。
- ④ 医療機関、医療救護チームへの支援に関すること。
- ⑤ その他県が必要と認める事項

なお、茨城県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは、相互に連携・協力して業務を行うものとする。

(4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣

【県（保健医療部）】

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びDPAT登録機関に対し協力を要請する。

また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。

なお、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。

【市町村】

市町村長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【国、各医療関係団体】

国立病院機構病院、国立大学法人病院並びに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMAT等を編成・派遣して医療救護活動を行う。

【日赤茨城県支部】

日赤茨城県支部は、県の要請又は自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。

なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。

また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを茨城県災害対策本部保健医療部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。

(5) 医療救護所の設置

【県（保健医療部）、市町村】

市町村は、学校、集会所等の避難所、病院、市町村保健センター等に医療救護所を設置する。

県は、市町村災害対策本部の要請により、協議して、保健所又は県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市町村との通信が途絶した場合には、市町村の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

(6) DHEATの派遣

【県（保健医療部）】

県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、DHEATの応援派遣を行う。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

【国、県（保健医療部）、市町村、日赤茨城県支部、病院等】

被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

【国、県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、医療関係者等】

1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

国、県及び市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

2) 医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市町村の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市町村災害対策本部等と協議しながら県保健医療部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行うものとする。

3) 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- ① 被災者のスクリーニング（症状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 死体の検案
- ⑥ その他状況に応じた処置

4) DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) ドクターヘリの活用

【県（保健医療部）、病院（基地病院）】

県及び基地病院は、被災地域等にドクターヘリを派遣し、救命医療及び患者の搬送を行う。

(4) 医薬品等の供給

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、茨城県赤十字血液センター】

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。

なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送を講じる。

3 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

【県（保健医療部）、市町村（消防機関）、病院等】

1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

2) 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）の確保に努める。

(2) 搬送体制の確保

1) 後方医療施設への搬送

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村（消防機関）、病院等】

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や保健医療部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を

搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

2) 搬送手段の確保

【県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村（消防機関）】

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県又は市町村が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

また県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能なヘリコプターの応援出動を要請する。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給等

1) 人工透析の供給

【県（保健医療部）、市町村、病院等】

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

県及び市町村は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努める。

県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

【県（保健医療部）、市町村、病院等】

県は、市町村、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じて在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

3) 周産期医療

【県（保健医療部）、市町村】

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び総合周産期母子医療センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。また、保健所及び市町村の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

(4) 医療ボランティア活動

1) 受入れ体制の確保

【各医療関係団体】

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

また、その状況を災害対策本部保健医療部に報告する。

2) 受入れ窓口の運営

【各医療関係団体】

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ② 県保健医療部との連絡調整
- ③ その他

3) 医療ボランティアの配置

【県（保健医療部）】

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

4) 活動内容

【医療ボランティア】

① 医師

- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
- イ 被災地の医療機関において診療を行う。
- ウ 後方医療施設において診療を行う。
- エ 避難所等を巡回し診察等を行う。

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第5 応急医療

オ 遺体の検案を行う。

※ 精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当

② 看護師

ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。

イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。

ウ 後方医療施設において診療補助を行う。

エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

③ 臨床検査技師

ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。

イ 後方医療施設において臨床検査を行う。

ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。

④ 診療放射線技師

ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。

イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

⑤ 理学療法士

ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。

イ 後方医療施設等において理学療法を行う。

ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

⑥ 作業療法士

ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。

イ 後方医療施設等において作業療法を行う。

ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

⑦ 薬剤師

ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。

イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。

なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。

ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。

オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。

カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

⑧ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。

⑨ 助産師

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第5 応急医療

避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。

⑩ 栄養士

避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。

⑪ 歯科医師

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑫ 歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。

⑬ 歯科技工士

避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

⑭ 精神保健福祉士

被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。

⑮ 臨床心理士

ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。

イ 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。

ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。

⑯ あん摩マッサージ指圧師

避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

⑰ はり師

避難所等において、はりの施術を行う。

⑱ きゅう師

避難所等において、きゅうの施術を行う。

4 資料、関連項目

(1) 資料

資料2-6 「災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書」(日赤)

資料2-7 「災害時の医療救護についての協定」(医師会)

資料11-5 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」

資料11-6 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」

(2) 関連項目

「第2章 第3節 被害軽減への備え」 第3 医療救護活動への備え

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」 第5 行方不明者等の捜索

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第6 危険物等災害防止対策

■基本事項

1 趣旨

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の緊急点検

地震による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。

(2) 連絡体制の確保

地震により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがあり、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 危険物等流出対策

- 1) 連絡体制の確保
- 2) 危険物等取扱事業所の自衛対策
- 3) 県、市町村の対応
- 4) 地域住民に対する広報

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

- 1) 事業所における応急処置の実施
- 2) 被害の把握と応急措置

(3) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

- 1) 防災活動の実施

- 2) 災害情報の収集
 - 3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用
- (4) 毒劇物取扱施設の安全確保
- 1) 施設の調査
 - 2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導
 - 3) 流出等のあった毒劇物の処理
- (5) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

■対 策

1 危険物等流出対策

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、危険物等施設の管理者】

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、県及び市町村並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 県、市町村の対応

市町村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、市町村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市町村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

2) 県、市町村

市町村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油類等危険物施設の安全確保

【県（防災・危機管理部）、市町村、危険物施設の管理者】

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市町村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

県は、市町村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

【県（防災・危機管理部）、県高圧ガス保安協会、高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

県及び県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

【県（保健医療部）、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、

直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて、市町村に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市町村は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市町村は、警察署、消防機関と協力のうで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 流出等のあった毒劇物の処理

県は、市町村から毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

【県（県民生活環境部）、市町村、建築物等の所有者又は管理者、事業者】

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料9-5 「毒性ガス施設事故通報・記録用紙」

資料9-6 「毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図」

資料9-7 「毒性ガス漏洩事故時の避難指示文の標準文例（塩素ガス漏洩の場合）」

(2) 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」 第7 危険物等施設の安全確保

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第7 燃料対策

■基本事項

1 趣旨

災害時においても、県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、県内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。

(3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。

(4) 県民への普及啓発

燃料不足に伴う県民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

3 活動項目リスト

- (1) 連絡体制の確保と情報の収集
- (2) 重要施設への燃料の供給
- (3) 災害応急対策車両への燃料の供給
- (4) 燃料の確保

(5) 県民への広報

■対 策

1 連絡体制の確保と情報の収集

(1) 連絡体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村、県石油業協同組合】

県、市町村及び県石油業協同組合は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 給油所の被災状況の確認

【県（防災・危機管理部）、県石油業協同組合】

県は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3) 燃料の供給状況の確認

【県（防災・危機管理部）、県石油業協同組合】

県は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況について確認を行う。

2 重要施設への燃料の供給

(1) 重要施設の燃料供給状況の確認

【県（防災・危機管理部）、県石油業協同組合】

県は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、あらかじめ指定した重要施設の燃料の備蓄状況を確認し、県石油業協同組合と情報を共有する。

(2) 重要施設への燃料の供給

【県（防災・危機管理部）、県石油業協同組合、重要施設管理者】

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には県に対し、その旨を報告する。県は重要施設からの報告に基づき、県石油業協同組合に対し、燃料供給の依頼を行う。

県域において、燃料の調達が困難であると判断した場合には、「4 燃料の確保」のとおり対応する。なお、県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

3 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

【県（防災・危機管理部）、県石油業協同組合】

県及び市町村は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先

給油を行うよう依頼する。

(1) 「災害時緊急給油票」の発行

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

【災害応急対策車両専用・優先給油所】

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

【災害応急対策車両使用者】

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

4 燃料の確保

【県（防災・危機管理部）、政府災害対策本部（資源エネルギー庁・石油連盟）】

県は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、国（政府災害対策本部（資源エネルギー庁））に対し燃料の確保を依頼する。

5 県民への広報

県及び市町村は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

6 関連項目

(1) 関連項目

「第2章 第3節 被害軽減への備え」第7 燃料不足への備え

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握等

■基本事項

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

なお、県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 留意点

(1) 被災者把握のための調査体制の整備

各関係部局の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておくことが必要である。

(2) 避難者把握のための窓口の明確化

避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるよう体制を整備しておくことが必要である。

(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

- 1) 登録窓口の設置
- 2) 避難者等の調査の実施

■対 策

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

【市町村】

市町村は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難者等の調査の実施

【県（防災・危機管理部）、市町村】

1) 調査体制の整備

県及び市町村は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

2) 調査の実施

市町村は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

県は、市町村からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合は、1)に基づき調査を実施する。

3) 調査結果の報告

県は、県が行った調査についての調査結果を統括し、次の関係部局に対し調査結果を報告する。また、市町村が行う調査結果を把握しておくものとする。

- ① 救助法の適用 →防災・危機管理部
- ② 避難所の開設 →防災・危機管理部
- ③ 食料、水、生活必需品の供給 →防災・危機管理部、政策企画部、産業戦略部、農林水産部
- ④ 義援金品の配分、災害弔慰金等の支給 →防災・危機管理部、福祉部
- ⑤ 応急仮設住宅入居者の選定 →土木部

市町村は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

2 罹災証明書の交付

【県（防災・危機管理部）、市町村】

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

3 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第2 避難生活の確保・健康管理

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第5 生活救援物資の供給

「第3章 第6節 災害救助法の適用」

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」 第1 建築物の応急復旧

「第4章 第1節 被災者の生活の安定化」

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第2 避難生活の確保、健康管理

■基本事項

1 趣旨

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

(2) 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、市町村職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

(3) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

- 1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設
- 2) 避難所の運営
- 3) 避難所における住民の心得

- 4) 福祉避難所における支援
- (2) 避難所等における生活環境の整備
 - 1) 避難所等における生活環境の維持
 - 2) 対象者に合わせた場所の確保
 - 3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及
- (3) 健康管理
 - 1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握
 - 2) 要配慮者の把握
 - 3) 関係機関との連携の強化
- (4) 精神保健、心のケア対策
 - 1) 心のケア活動の実施
 - 2) 精神科救急医療の確保

■ 対 策

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

【市町村】

市町村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
(第2章第3節第4「被災者支援のための備え」参照)
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物の使用謝金
- (エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (オ) 光熱水費
- (カ) 仮設便所等の設置費

イ 限度額

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日当たり330円以内

(イ) 加算額

- ・冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
- ・福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

④ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

2) 避難所開設の要請

【市町村】

市町村は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

【県（防災・危機管理部）】

県は、市町村から要請があった場合、又は市町村からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。

3) 避難所開設の報告

【市町村】

市町村は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び受入れ人員
- ③ 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営管理

【市町村】

市町村は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

1) 男女双方の視点

- ・ 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ・ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

2) 避難所の安全性の確保

- ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布

【県（防災・危機管理部）】

県は、市町村から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに他市町村に対し職員の派遣を指示する。

(3) 避難所における住民の心得

【市町村、住民】

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市町村は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 1) 自治組織の結成と主体的な運営及びとリーダーへの協力
- 2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- 3) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- 4) 要配慮者への配慮

- 5) プライバシーの保護
- 6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所における支援

【市町村】

1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市町村は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

2) 福祉避難所の周知

市町村は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

3) 食料品・生活用品等の備蓄

市町村は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

4) 福祉避難所の開設

市町村は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

5) 福祉避難所開設の報告

市町村は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
- ④ 開設期間の見込み

2 避難所等における生活環境の整備

(1) 避難所等における生活環境の維持

【市町村】

市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図るものとする。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市町村は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

【県（保健医療部）、市町村】

- 1) 県及び市町村は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- 2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。

3) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 避難所の感染症対策

【県（保健医療部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者の把握

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

【県（福祉部）、市町村】

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

県及び市町村は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神保健、心のケア対策

【県（福祉部）、市町村】

県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、保健所、市町村は連携して心のケア活動を実施する。

(1) 相談窓口

① 県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。

② 精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市町村を通じ被災者に配布する。

(2) 精神保健医療体制

① 県（障害福祉課）は、D P A T調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。

また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A Tと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A Tは、保健所、市町村、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

② 保健所及び市町村は、連携して次のことを実施する。

ア フェイズ1～2

- ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

ウ フェイズ4

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

③ 保健所及び市町村は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) D P A Tの派遣要請

県（障害福祉課）は市町村の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へD P A Tの派遣を要請する。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

(4) 精神科救急医療の確保

県（障害福祉課）は、治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報提供を行う。

(5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応

① 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

② ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等（様

式13) を用いてスクリーニングを行う。

参考：(財) 東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R 改定出来事インパクト尺度日本語版
www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

③ ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回している D P A T の医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

■ 心理的応急対応 「サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）」
災害やテロの直後に子ども、思春期の人、大人、家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）
共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は、初期反応の苦しみをやわらげ、被災者の回復を助けます。
各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。
出典：「サイコロジカル・ファーストエイド 実施手引き第2版」
アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク（アメリカ国立PTSDセンター）
D P A T 事務局ホームページ<http://www.dpat.jp>

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料7-3 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」

資料11-3 「災害派遣精神医療チーム（茨城D P A T）協定医療機関」

(2) 関連項目

「第2章 第3節 地震被害軽減への備え」 第4 被災者支援のための備え

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

「第3章 第5節 被災者生活支援」

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第7 応急教育

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第3 ボランティア活動の支援

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティアの協力を得ることにより、被災者の早期の生活再建を図るものとする。

2 留意点

(1) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。

(2) 行政内部の調整

ボランティアが被災地で収集したニーズを行政サービスに反映されるよう、関係する行政各部署間を調整することが必要である。

3 活動項目リスト

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

- 1) 受入体制の確保
- 2) 「受入窓口」の運営

(2) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

- 1) 「担当窓口」の設置・運営
- 2) ボランティアに協力依頼する活動内容
- 3) 活動拠点の提供

■対 策

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。

区 分	項 目
医 療	第3章 第4節 第5 応急医療 3 後方支援活動 (4) 医療ボランティア活動
語 学	第3章 第5節 第6 要配慮者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策 (5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等
アマチュア無線	第3章 第2節 第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入体制の確保

災害発生後、被災市町村社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

被災市町村社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 市町村及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

2) ボランティア支援本部における活動内容

県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 県及び関係機関からの情報収集
- ② 災害ボランティアセンターへの情報提供
- ③ ボランティアの募集及び災害ボランティアセンターへの紹介

- ④ 災害ボランティア登録者への協力依頼
- ⑤ 必要に応じて、職員の派遣
- ⑥ 災害ボランティアセンターで利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ⑦ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑧ 必要に応じて、関係団体等への協力依頼
- ⑨ 他の都道府県社会福祉協議会への応援要請
- ⑩ ボランティア保険加入事務及び広報
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し市町村と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、県内部及びボランティア支援本部、ボランティア支援の全国組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）等との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第3章 災害応急対策計画
第5節 被災者生活支援
第3 ボランティア活動の支援

3 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」

第3 防災組織等の活動体制の整備

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

■基本事項

1 趣旨

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

高齢者、外国人、障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。

(2) 関係機関・団体との連携

災害後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図ることが必要である。

(3) 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) ニーズの把握

- 1) 被災者のニーズの把握
- 2) 高齢者等要配慮者のニーズ把握

(2) 相談窓口の設置

- 1) 総合窓口の設置
- 2) 各種相談窓口の設置

(3) 被災者への情報伝達

(4) 安否情報の提供

■対 策

1 ニーズの把握

【県（各部局）、市町村】

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市町村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- 1) 家族、縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス
- 6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- 1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- 2) 病院通院介助
- 3) 話相手
- 4) 応急仮設住宅への入居募集
- 5) 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

(1) 総合窓口の設置

県、市町村は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

県各部局、市町村は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- 1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- 3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- 4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- 6) 女性（避難生活での困りごと等）
- 7) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- 8) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 9) 消費（物価、必需品の入手）
- 10) 教育（学校）
- 11) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- 12) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- 13) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- 14) 金融（融資、税の減免）
- 15) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- 16) 手続（罹災証明、死亡認定等）
- 17) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 被災者への情報伝達

【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】

各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活

情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時災害放送局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置されたような臨時災害放送局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置に当たっては、関東総合通信局及びNHK他の技術的協力並びにボランティアの企画運営協力を得るものとする。

4 安否情報の提供

【県（防災・危機管理部）、市町村】

県及び市町村は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5 関連項目

「第3章 第2節 災害情報の収集・伝達」 第3 災害情報の広報

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第2 避難生活の確保、健康管理

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第5 生活救援物資の供給

■基本事項

1 趣旨

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、県民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

2 留意点

(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応

物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達や避難所における感染症拡大防止に必要な物資に留意することが必要である。

夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。

(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

(3) 協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

(5) 災害時支援物資提供体制の構築

上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 食料、生活必需品等の供給

- 1) 食料、生活必需品等の調達
- 2) 食料、生活必需品等の給与
- 3) 輸送拠点の開設等

(2) 応急給水の実施

- 1) 応急給水資機材の調達
- 2) 応急給水活動の実施
- 3) 検水の実施

■対 策

1 食料、生活必需品等の供給

(1) 食料、生活必需品等の調達

【県（防災・危機管理部、産業戦略部）、輸送業者等】

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食料等を放出することはもとより、さらに不足が生じたとき、自ら調達することが困難であるときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界や国から食料等を調達し供給を行う。

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

1) 公的備蓄

県は、次の手順により、食料及び飲料水、生活必需品等を迅速に供給する。

- ① 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定するとともに、災害時応援協定に基づきトラック協会等輸送業者へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- ② 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している都道府県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

2) 流通在庫備蓄

県は、次の手順により食料及び飲料水、生活必需品等を迅速に調達し供給する。

- ① 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第5 生活救援物資の供給

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

イ 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をするとともに、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。(様式1：資料13-2「協定書第3条 災害救助に必要な物資の調達の要請について」)

同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

ウ 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。(様式2：資料13-2「協定書第4条 災害救助に必要な物資の供給報告書」)

エ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。(様式3：資料13-2「協定書第5条 引取証明書」)

※連絡先は、資料13-2中、「茨城県と協定先との災害時における救援物資の調達に関する緊急連絡体制」により毎年度確認を行う。

② 前記①による輸送が困難な場合

ア 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請するものとする。要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する必要がある。

イ トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

③ 調達先等

資料13-3「流通在庫備蓄協定締結企業等一覧」参照

3) 国・他都道府県からの調達

【県(防災・危機管理部、農林水産部)】

① 政府所有の米穀の調達

県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

② 他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

ア 全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全国知事会)

イ 1都9県震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)

ウ 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定

(2) 食料、生活必需品等の給与

【県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、日赤茨城県支部】

1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

市町村は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

2) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めるときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市町村から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

① 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

② 集団給食施設への炊飯委託

③ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

3) 品 目

① 食料

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

② 生活必需品等

ア 寝 具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ）

ウ 衣 料 品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）

エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）

オ 食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

カ 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）

キ そ の 他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）

(3) 輸送拠点の開設等

1) 集積地の指定、輸送拠点の開設

【県（防災・危機管理部、農林水産部）】

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を

活用して速やかに広域物資輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集積及び配分を行うものとする。

その際、必要に応じ、あらかじめ把握した輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を活用する。

【市町村】

市町村はあらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

2) 集積地の管理

【県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村】

県及び市町村は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

2 応急給水の実施

県及び市町村は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

(1) 応急給水資機材の調達

【水道事業者等、県（防災・危機管理部、政策企画部）】

水道事業者等は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

県は、市町村から要請があった場合は、災害時における応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等をいう。以下同じ。）、給水車の調達を他の関係機関に要請する。

(2) 応急給水活動の実施

1) 活動内容

【水道事業者等、県（政策企画部）】

用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、水道事業者は、配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。なお、市町村における給水拠点及び給水量は資料12-1「市町村における給水拠点及び給水能力」のとおりである。

県は、市町村から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。

2) 応急給水量等

1日1人3リットル

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

〔応急給水量等の目標設定例〕

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考（水用途）
地震発生～3日まで	30 /人・日	おおむね1km以内※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料等
7日※2	20～300 /人・日※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量（約250ℓ/人・日）	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

（注1）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

（注2）目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。

また、住民等に対して日常から水の備蓄等と呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※27日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として200 /人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は300 /人・日とした。200 /人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

3) 給水拠点及び給水能力

区分	所在地	電話	給水能力
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155、675m ³ /日
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78、000m ³ /日
県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54、000m ³ /日

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第5 生活救援物資の供給

県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37、400m ³ /日
利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100、000m ³ /日
新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8、000m ³ /日
澗沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24、000m ³ /日
水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34、600m ³ /日
鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30、000m ³ /日
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50、400m ³ /日

(3) 検査の実施

【市町村、県（政策企画部）】

市町村は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市町村から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

3 資料、関連項目

(1) 資料

資料12-1 「市町村における給水拠点及び給水能力」

資料12-2 「給水車等配備状況一覧」

資料13-1 「公的備蓄物資の保管状況」

資料13-2 「災害援助に必要な物資の調達に関する協定」

(2) 関連項目

「第2章 第3節 地震被害軽減への備え」 第4 被災者支援のための備え

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第6 要配慮者安全確保対策

■基本事項

1 趣旨

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

市町村は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

- 1) 救助及び避難誘導
- 2) 搬送及び受入先の確保
- 3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達
- 4) 介護職員等の確保
- 5) 巡回相談の実施
- 6) ライフラインの優先復旧

(2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

- 1) 安否確認、救助活動
- 2) 搬送体制の確保
- 3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供
- 4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮
- 5) 保健・福祉巡回サービス
- 6) 保健・福祉相談窓口の開設

(3) 外国人に対する安全確保対策

- 1) 外国人の避難誘導
- 2) 安否確認、救助活動
- 3) 情報の提供
- 4) 外国人相談窓口の開設
- 5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

■対 策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

【施設等管理者、県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

県及び市町村は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

【施設等管理者、県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市町村は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

【施設等管理者、県（関係部局）、市町村】

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市町村等に対し応援を要請する。

県及び市町村は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を

行う。

(4) 介護職員等の確保

【施設等管理者、県（福祉部）、市町村】

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市町村等に対し応援を要請する。

県及び市町村は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市町村は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボラ

ンティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市町村は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

【県（保健医療部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

【県（保健医療部、福祉部）、市町村】

県及び市町村は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(7) DWATの派遣

【県（福祉部）】

県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWATの派遣要請を行う。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部）、市町村、県国際交流協会】

県及び県国際交流協会は、市町村の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

市町村は、広報車や防災無線、インターネット通信等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

【県（県民生活環境部）、市町村】

市町村は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各団体の被災状況および外国人の安否等の確認や、在住外国人に関する情報の収集など、避難、救助の支援をする。

(3) 情報の提供

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、営業戦略部）、市町村、県国際交流協会】

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県、市町村及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市町村は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

3) 市町村や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

(4) 外国人相談窓口の開設

【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】

県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

市町村においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県及び市町村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

【県（県民生活環境部）、県国際交流協会】

1) 受入体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

2) 「受入窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 語学ボランティアの募集、受入れ、登録
- ② 県担当窓口や市町村等からの依頼に応じて語学ボランティアへの協力依頼、紹介
- ③ その他

3) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳

- ② 外国語の資料の作成・翻訳
- ③ その他、外国人被災者の語学支援に必要な活動

4) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力

県は、災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入窓口」が設置された際には、「受入窓口」との連絡調整担当者を定め、「受入窓口」と県内部との連絡調整や、情報の収集・提供及び広報活動等を行う。

4	資料、関連項目
----------	----------------

(1) 資料

資料11-8 「社会福祉施設等一覧表」

(2) 関連項目

「第2章 第3節 被害軽減への備え」 第5 要配慮者安全確保のための備え

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第7 応急教育

■基本事項

1 趣旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

2 留意点

(1) 発災時間と応急対策との関連

災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。

(2) 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。

(3) 避難所との共存

教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。

(4) 保護者への引渡し

県、市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(5) 関係機関の連携体制の構築

市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 児童生徒等の安全確保

- 1) 情報等の収集・伝達
- 2) 児童生徒等の避難等

(2) 応急教育

- 1) 教育施設の確保
- 2) 教職員の確保
- 3) 教科書・学用品等の給与
- 4) 避難所との共存

■対 策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

【県（教育庁）、市町村、校長等】

- 1) 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- 3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市町村その他関係機関に報告する。
- 4) 県、市町村、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 児童生徒等の避難等

【校長等】

- 1) 避難の指示
校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。
なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。
- 2) 避難の誘導
校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。
なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市町村その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。
- 3) 下校時の危険防止
校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。
なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

5) 保健衛生

県、市町村、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

【県（教育庁）、市町村教育委員会、各学校】

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

- 1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- 2) 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- 3) 学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- 6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

【県（教育庁）、市町村教育委員会、各学校】

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

【県（教育庁）、市町村】

- 1) 県及び市町村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障を来している小・中学校・義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- 2) 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 県立学校の授業料等の徴収猶予及び免除

【県（教育庁）、各学校】

県は、県立学校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときには、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

(5) 避難所との共存

【県（教育庁）、市町村教育委員会、各学校】

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- 1) 市町村は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- 2) 市町村は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- 3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- 4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- 5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

3 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第2 避難生活の確保、健康管理

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第8 帰宅困難者対策

■基本事項

1 趣旨

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

2 留意点

(1) 自助・共助・公助による対応

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

3 活動項目リスト

(1) 帰宅困難者対策

- 1) 県の取組
- 2) 市町村の取組
- 3) 企業等の取組
- 4) 大規模集客施設の取組
- 5) 学校の取組

■対 策

1 各機関の取組

(1) 県の取組

【県（政策企画部、防災・危機管理部、教育庁）】

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 備蓄の確保

県は、市町村や学校段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3) 情報提供

県は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4) 代替バス等の運行に係る調整

県は、交通事業者、国、市町村など関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

(2) 市町村の取組

【市町村】

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 備蓄の確保

市町村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3) 情報提供

市町村は、交通事業等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4) 交通事業者との連携体制の整備

市町村は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市町村と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。

(3) 企業等の取組

【企業等】

1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資の備

蓄に努めるものとする。

3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6) 市町村、自主防災組織等との連携

企業等は、市町村や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(4) 大規模集客施設の取組

【大規模集客施設】

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(5) 各学校の取組

【各学校】

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるよう努める。

2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3) 飲料水等の備蓄

2 関連項目

「第2章 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」第3 防災組織等の活動体制の整備

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第9 義援物資対策

■ 基本事項

1 趣旨

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

2 留意点

(1) 被災地ニーズの把握

被災地ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。

また、小口・混載の支援物資は被災地地方公共団体の負担になる等の被災地支援に関する知識の普及も重要である。

(2) 被災地情報の発信

義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 義援物資の供給

- 1) 情報の収集・発信
- 2) 物資の受入れ
- 3) 物資の配送

■ 対策

1 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

【市町村】

- 1) 市町村は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2) 市町村は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市町村ホームページ等を通じて情報発信する。

【県（防災・危機管理部）】

- 1) 県は、被災市町村におけるニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市町村へ提供する。
- 2) 県は、被災市町村のニーズ及び県・市町村の受入方針等を、県ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入れ

【県（防災・危機管理部）】

1) 受入施設

県は、県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努めるものとする。

- 2) 県は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。
- 3) 義援物資の管理に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等物流事業者の資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に管理を行う。

(3) 物資の配送

【県（防災・危機管理部）】

- 1) 物資の配送に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等に要請し、実施する。

2 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」第5 生活救援物資の供給

第3章 災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第10 愛玩動物の保護対策

■ 基本事項

1 趣旨

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

2 留意点

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

(2) 協力体制の確立

県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。

3 活動項目リスト

(1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

(2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置

■ 対 策

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

【県（保健医療部）】

県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

【県（保健医療部）、市町村】

市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

第3章 災害応急対策計画

第6節 災害救助法の適用

■基本事項

1 趣旨

市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

また、円滑かつ十分な救助活動を実施するため、災害救助基金等の積立を行うものとする。

2 留意点

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、各救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

(3) 円滑かつ十分な救助活動を実施するための財源の確保

救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を要するので、県はその財源に充てるための災害救助基金の積立を行う必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 被害状況の把握及び認定

- 1) 被災世帯の算定
- 2) 住家の滅失等の算定
- 3) 住家及び世帯の単位

(2) 救助法の適用基準

(3) 救助法の適用手続

- 1) 市町村の被害状況報告
- 2) 県の被害状況報告及び救助法の適用

(4) 救助法による救助

- 1) 救助の実施機関
- 2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

(5) 災害対策基金等の管理

- 1) 災害対策基金の管理
- 2) 災害救助基金の管理

■対 策

1 被害状況の把握及び認定

【市町村】

救助法の適用に当たっては、当該市町村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

3) 住家の床上浸水

1) 及び2) に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住 家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

2) 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

令別表第1

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)

令別表第2

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

令別表第3

市 町 村 の 人 口		住家減失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。(救助法施行令第1条第1項第3号)

令別表第4

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

(4) 町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

3 救助法の適用手続

(1) 市町村の被害状況報告

【市町村、県（防災・危機管理部）】

市町村長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用

【県（防災・危機管理部）】

知事は、市町村長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

4 救助法による救助

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市町村長に通知する。

なお、市町村長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料16-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

5 災害対策基金等の管理

【県（防災・危機管理部）】

(1) 災害対策基金の管理

県は、災害により被災した地域の復興事業で、国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を補完するため、災害対策基金を積立てておくものとする。

(2) 災害救助基金の管理

1) 災害救助基金の積立

県は、救助法を適用した災害における救助の実施に要する経費に充当するため、同法第22条の規定により災害救助基金を積立てておくものとする。

2) 災害救助基金の運用

災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。

- ① 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- ② 国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入
- ③ 救助法第4条第1項に規定する給与品の事前購入

6 郵政事業に係る特別取扱い

【日本郵便株式会社】

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償

交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いには日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

7 資料、関連項目

(1) 資料

資料16-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

(2) 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第3章 災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

■基本事項

1 趣旨

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

2 留意点

(1) 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 活動項目リスト

(1) 応急危険度判定

- 1) 判定士等派遣要請・派遣
- 2) 応急危険度判定活動
- 3) 被災宅地危険度判定

(2) 住宅の応急修理

- 1) 基本事項
- 2) 資材調達
- (3) 応急仮設住宅の建設
 - 1) 基本事項
 - 2) 設置戸数の決定
 - 3) 設置場所の提供等
 - 4) 建設資材の調達
 - 5) 入居者の選定等
 - 6) 応急仮設住宅の管理
- (4) 建築物の応急復旧への支援
 - 1) 災害復旧用材（国有林材）の備蓄・供給
 - 2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

■対 策

1 応急危険度判定

【県（土木部）、市町村】

(1) 判定士等派遣要請・派遣

1) 判定士等派遣要請

市町村は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2) 判定士等の派遣

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市町村が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ⑦ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 被災宅地危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。
- ② 県は、被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市町村長が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市町村長の指示に従い実施する。
- ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- ④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ⑤ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2 住宅の応急修理

【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】

(1) 基本事項

1) 修理対象世帯

応急修理は、市町村が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

市町村において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

3 応急仮設住宅の提供

【関東財務局、県（土木部）、市町村】

(1) 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

(3) 賃貸型応急住宅

県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。市町村は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(4) 建設型応急住宅

1) 設置計画の作成等

市町村は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市町村からの報告を基に全体計画を作成する。

2) 設置場所の提供等

① 設置場所の提供

国及び県は応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

② 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育

活動に十分配慮するものとする。

3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

4) 入居者の選定等

県が、市町村の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めものとする。

5) 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は、当該市町村の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ当該市町村に委任することができる。

4 建築物の応急復旧への支援

(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給

【国（農林水産省（林野庁）、関東森林管理局、県（農林水産部）】

農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。

県は、必要に応じて関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

【県（産業戦略部、農林水産部、土木部）】

県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常災害本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に資機材の調達を要請する。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料17-1 「茨城県震災建築物応急危険度判定要綱」

資料17-2 「被災住宅危険度判定実施要領」

資料17-3 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）」

資料17-4 「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）」

資料17-5 「災害復旧用材（国有林材）の供給」

(2) 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」 第2 建築物の不燃化・耐震化の推進

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第3章 災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第2 土木施設の応急復旧

■基本事項

1 趣旨

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

2 留意点

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や県民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する自治体及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間又は事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 道路の応急復旧

- 1) 応急措置
- 2) 応急復旧対策

(2) 港湾、漁港の応急復旧

- 1) 被害状況の把握
- 2) 応急措置の実施
- 3) 復旧作業の実施

(3) 鉄道の応急復旧

- 1) 組織及び動員

- 2) 情報の収集・伝達
 - 3) 応急措置の実施
 - 4) 広報活動の実施
- (4) その他土木施設の応急復旧
- 1) 河川・砂防及び治山施設の応急復旧
 - 2) 農業用施設の応急復旧

■対 策

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

【県（土木部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

機 関 名	応 急 措 置				
県 土 木 部 (市 町 村)	<p>被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。</p> <p>情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。</p>				
関東地方整備局	<p>被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。</p>				
東日本高速道路 株 式 会 社	<p>大震災が発生した場合には、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、会社職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。</p>				
	路線名	IC間	特別巡回基準 (状況把握点検)	通行規制基準	
	常磐道	三郷～水戸	4.0以上5.5未満	速度規制協議	通行止
		水戸～いわき勿来		4.0以上～5.0未満	5.0以上
	東関道	成田～潮来		4.0以上～4.5未満	4.5以上
		茨城町JCT～茨城空港北		4.0以上～5.0未満	5.0以上
	北関道	桜川筑西～水戸南		4.0以上～5.0未満	5.0以上
	圏央道	つくば中央～神崎		4.0以上～5.0未満	5.0以上
東水戸 道 路	水戸南～ひたちなか	4.0以上～5.0未満		5.0以上	

(2) 応急復旧対策

【県（土木部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

機 関 名	応 急 復 旧 措 置
県 土 木 部 (市 町 村)	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。
東日本高速道路 株 式 会 社	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 港湾、漁港の応急復旧

【県（土木部、農林水産部）、市町村、関東地方整備局】

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の施設について被害状況を調査する。その際、港湾、漁港においては、岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて、船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

3 鉄道の応急復旧

東日本旅客鉄道(株)及び県内各鉄道事業者は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

【東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）】

(1) 組織及び動員

水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

1) 災害対策本部の組織

対策本部		担当事項
対策本部長 (支社長)	旅客・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様に関する事項 ・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項
	設備班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項
	総務・資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項

(2) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。

茨城県及び鉄道沿線自治体については、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察機関その他の防災関係機関に連絡する。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

① 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

② 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

2) 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請知る。

3) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所の代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

(4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

【関東鉄道株式会社】

(1) 組織及び動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。

〈災害対策本部の構成及び担当事項〉

	班	班 長	担 当 事 項
本 部 長 (鉄 道 部 長)	業 務 班	業 務 課 長	事故関係者との一般的応接、事故に関する情報の収集及び発表、負傷者、遺族等に対する乗車証の発行、自動車の運用、部外に対する応援依頼、他の班に属さない事項
	運 転 車 両 班	運 転 車 両 課 長	列車の運転計画及び車両復旧
	保 線 ・ 電 気 通 信 班	施 設 課 長	線路、通信及び信号保安設備等の復旧及び点検

(2) 情報の収集・伝達

運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）連絡駅、首都圏新都市鉄道（株）連絡駅、ラジオ、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

① 運転司令の処置

地震により強い揺れを感知した場合は、直ちに列車の停止手配をとると共に地震計の確認により、運転規制を実施する。

ア 震度4の場合

- ・全列車25km/h以下の注意運転を指示する。
- ・25km/h以下の速度で運転し運行に支障がないと確認された区間から速度規制を解除する。

イ 震度5弱の場合

- ・駅間に停止した列車については、施設区長と協議し、次駅まで15km/h以下で運転するよう指示する。

ウ 震度5強以上の場合

- ・全列車の運転を中止する
- ・施設区長の了承する区間から運転を再開する。

②乗務員の措置

強い揺れを感知した場合は、直ちに列車の停止手配をとるとともに運転司令に通報する。

- ・橋梁、築堤、切土、架道橋下、踏切、その他危険な場所を避けて列車を停止させる。
- ・状況により乗客を安全な場所へ避難させる。

③駅の措置

ア 強い地震を感知した場合は、直ちに列車の停止手配をとると共に運転司令に通報する。また運転司令の指示により列車の速度制限・徐行区間等の運転通告券を発行する。

④施設区長の処置

震度5以上の地震が発生した際は速やかに警戒場所を点検する。運転可能と判断できる区間から運転司令と相談のうえ運転再開を了承する。

2) 旅客の救出救護

地震により列車又は鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、先ず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。

3) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。

(4) 広報活動の実施

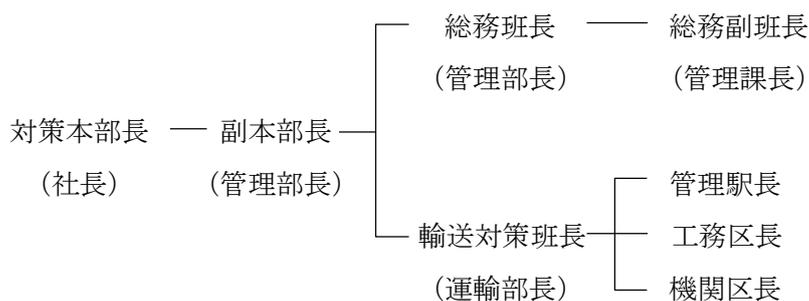
災害発生時においては、車内、駅、営業所等当社施設での広報と、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報とを駆使し、利用者への広報活動に万全を期すこととする。

【ひたちなか海浜鉄道株式会社】

(1) 組織及び動員

地震により事故等が発生した場合は、本社に震災対策本部を、現場に震災復旧本部を設置し、職員を非常招集して、応急対策を実施する。

〈震災対策本部の組織〉



(2) 情報の収集・伝達

- 1) 災害が発生した場合は、運輸部長は、速やかに適任者を現場に派遣して状況を把握するとともに、状況に応じて、局・県、消防、警察機関に連絡通報する。
- 2) 震災対策本部は速やかに災害の状況を把握して、復旧・輸送・救護に係わる応急措置を決定するとともに、各部門を調整し、関係箇所への指示、情報等の発表を行う。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

- ① 運転士及び車掌は、地震を感知して運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、那珂湊駅に連絡する。この場合、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上、或いは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に移動させる。

② 駅の措置

ア 管理駅長

(ア) 管理駅長は、強い地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、列車の出発を見合せ、かつ、速やかに運輸部長に報告し、指示を受ける。

(イ) 駅務係は、乗務員から第一報を受けた場合、適正な情報判断により列車を止めるとともに、管理駅長に報告する。

イ 工務区長等

(ア) 工務区長は、強い地震を感知したときは、巡回等の手続きを行い、運輸部長に対して、速やかに巡回の結果を報告する。

震度による点検要領

震度5以上の場合	路盤及び線路建造物等の異常の有無を全線にわたり徒歩巡回し点検確認する。
震度4の場合	指定点検箇所を添乗巡回して、異常の有無を点検確認する。

(イ) 線路巡回中の工務区係員は、強い地震を感知し、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停車させ、その旨を運転士に通告する。

③ 駅の措置

運輸部長は、管理駅長、機関区長から震度4以上の地震を感知した旨の報告又はその他の情報を受けたときは、必要な規制を行うため、次の取扱いにより、必要な運転規制を行う。

震度5以上の場合	自線内の全列車の運転を中止し、その後の運転については、工務区長からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。
震度4の場合	自線内の全列車に対し毎時25km以下の速度で運転することを指令し、その後工務区長からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

2) 旅客の救出援護

- ① 各班は、本部長の指示を受け、自動車等により可及的速やかに現場に出動する。
- ② レッカー車等特殊車両を必要とする場合は、大川クレーン機工（ひたちなか市関戸）に連絡する。
- ③ 負傷者の住所、氏名及び負傷程度を確認し、入院等の措置を講じるとともに、家族に対し負傷の程度、入院先等を連絡する。

3) 災害時の輸送

① 輸送力の確保

輸送班は、不通区間をバスによる代替輸送の手配を行う。

② 災害対策用物資等に対する特別措置

り災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免については、東日本旅客鉄道(株)の取扱いに準じて行う。

(4) 広報活動の実施

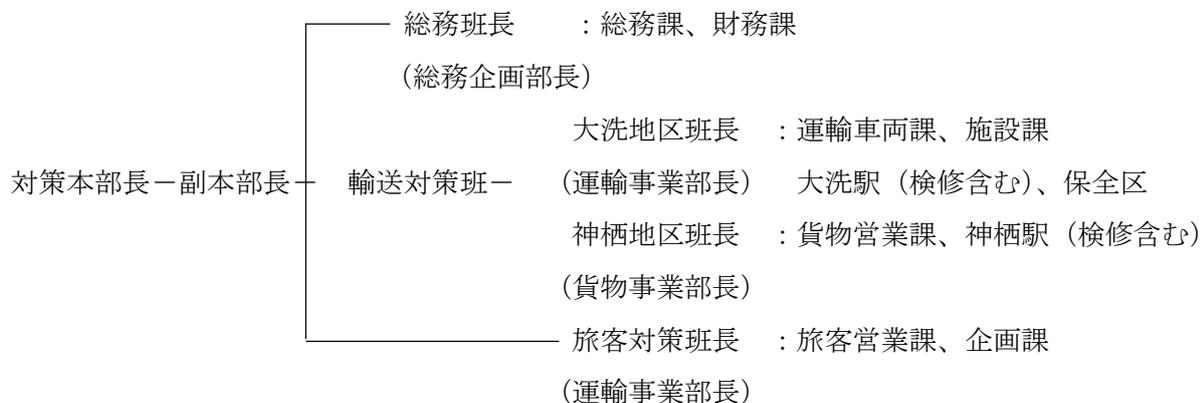
総務班は、利用者に対し、駅放送、構内掲示等により、震災の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

また、JR勝田駅に対しては速やかに緊密な連絡をとり、適正な措置を講じる。

【鹿島臨海鉄道株式会社】

(1) 組織及び動員

地震により災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。



(2) 情報の収集・伝達

運転指令は、地震が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)水戸支社・千葉支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

① 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

② 駅の措置

運転指令は、強い地震を感知したとき及び地震警報装置の表示があったときは、直ちに保全区長に通報するとともに運転規制を指令する。

2) 旅客の救出・救護

① 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに負傷者が生じた場合は運転指令に報告、その救護に全力を尽くすものとする。

② 総務班は、医療機関、消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに、輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

3) 災害時の輸送

輸送対策班及び旅客対策班は、鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

(4) 広報活動の実施

1) 総務班は、災害の状況、列車の運転状況を的確に把握し、これらの情報等を報道機関・関係箇

所に速やかに連絡する。

2) 駅長は、駅放送・一斉放送・電光掲示板等により事故の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

【首都圏新都市鉄道株式会社】

(1) 組織及び動員

地震により災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき災害対策本部長が本社に災害対策本部、被災地に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

〈災害対策本部の構成及び担当事項〉

班	担 当 事 項
総 括 班	1 対策本部の設置及び運営 2 要員の確保状況の把握と現地への応援手配 3 社員の被災状況の把握と家族への支援 4 本部指令の作成及び発令 5 対策本部の記録及び整理 6 各班の業務の調整 7 所要資金の手配・現金の出納 8 復旧資機材、什器の調達 9 復旧作業員等の衣・食・住の手配 10 記者会見場の設置、設営 11 情報収集 12 沿線行政機関との連絡調整（警察署・消防署・病院を含む） 13 報道機関対応 14 報道情報の作成及び発表資料の提供 15 記者会見の対応
運 輸 班	1 要員の確保状況の把握と応援手配 2 旅客の避難誘導と混乱防止措置 3 監督諸省庁への報告 4 旅客被災者への対応 5 連絡運輸機関との連絡調整及び代替・代行輸送の手配 6 駅施設及び車両関係の被害状況の把握及び応急復旧手配 7 駅施設及び車両関係の復旧計画の策定
技 術 班	1 要員の確保状況の把握と現地への応援手配 2 警備、巡回等の指示 3 鉄道施設の被災状況の把握 4 緊急指定工事業者の手配及び復旧資機材等の手配 5 原因調査及び復旧作業に関する指導助言 6 大規模な復旧工事を必要とする箇所の復旧計画の策定

(2) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被災状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。また、必要に応じて自治体、消防、警察機関及び関係機関に連絡する。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

予測震度4以上の警報発信で全列車一旦停止、その後、沿線地震計の震度による取扱いとする。

① 運転規制

震度4以下（計測震度3.5以上4.5未満）

通常運転を再開する

震度5弱（計測震度4.5以上5.0未満）

35 km/h以下の注意運転

震度5強以上（計測震度5.0以上）

全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせとする。ただし、駅間に停止した列車の乗務員は総合指令所長の指示により、線路、電車線路、車両、周囲の状況を確認し、列車の移動に支障がないと認めた場合、15km/h以下で最寄り駅まで移動させることができる。ただし、地上区間の駅間に停止した列車の移動については、震度6強以下のときに限る。

② 乗務員の措置

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合及び総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車及び周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

③ その他の措置

総合指令所長は、震度や被害等の把握に努め、適切な指示を行う。

施設・電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお、震度5強以上と認めたときは、至急巡視を行う。

2) 旅客の救出救護

① 旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請する。

② 負傷者が発生したときは、旅客（医師、看護師等）の協力を求め、救急法による手当を行うとともに救急車を要請して病院に収容する。

3) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

(4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部が迅速的確に行う。

4 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

1) 点 検

【市町村、土地改良区】

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については市町村において通行の危険等の確認、点検を行う。

2) 用水の確保

【市町村、土地改良区】

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3) 排水の確保

【市町村、土地改良区】

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4) 農道の交通確保

【市町村】

市町村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

5 資料、関連項目

(1) 資料

資料17-6 「地震災害道路等応急復旧工事に関する協定書」

(2) 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」 第3 土木施設の耐震化の推進

第3章 災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第3 ライフライン施設の応急復旧

■基本事項

1 趣旨

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、必要に応じて調整会議を開催するなど迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2 留意点

(1) 被害状況の把握

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。

また、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

(2) 事業者間の協力体制の整備

地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、県内及び県外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 電力施設の応急復旧

- 1) 電力停止時の代替措置
- 2) 応急復旧の実施

(2) 電話施設の応急復旧

- 1) 電話停止時の応急措置
- 2) 応急復旧の実施
- (3) 都市ガス施設の応急復旧
 - 1) ガス停止時の代替措置
 - 2) 応急復旧の実施
- (4) 上水道施設の応急復旧
 - 1) 上水道停止時の代替措置
 - 2) 応急復旧の実施
- (5) 下水道施設の応急復旧
 - 1) 下水道停止時の代替措置
 - 2) 応急復旧の実施

■対 策

1 電力施設の応急復旧

【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

(1) 応急復旧の実施

1) 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

2) 災害時における情報の収集、連絡

① 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項
- (エ) 従業員の被害状況
- (オ) その他災害に関する情報

② 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③ 通話制限

ア 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

イ 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

3) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事はしないこと。

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4) 対策要員の確保

① 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5) 災害時における復旧資材の確保

① 調 達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 本（支）部相互の流用

② 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

7) 災害時における基本方針

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

8) 復旧計画

① 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 電力系統の復旧方法
- オ 復旧作業の日程
- カ 仮復旧の完了見込
- キ 宿泊施設、食料等の手配
- ク その他必要な対策

② 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

9) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

2 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の応急措置

1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電

話の設置等を実施する。

2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市町村が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

3) 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別に定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

- 1) 電話サービス（固定系・移動系）
- 2) 総合デジタル通信サービス
- 3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- 4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- 5) 衛星電話サービス

(4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

優先順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*目標とする。

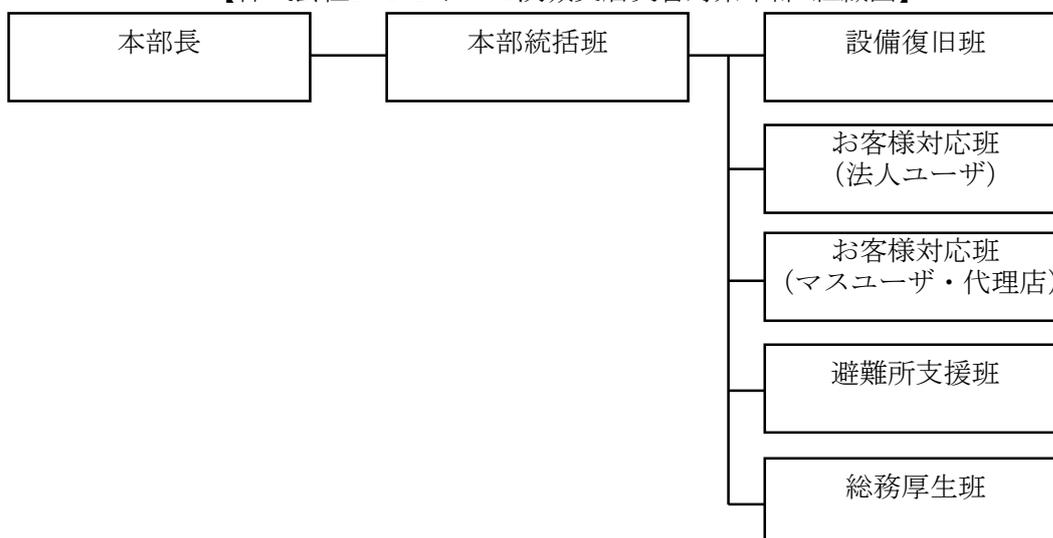
*激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

(1) NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 組織図】



(2) NTTドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記役割に基づいて行動する。

【株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部 各班の役割】

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班 (法人ユーザ)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班 (マスユーザ・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

3 都市ガス施設の応急復旧

【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】

(1) ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- 1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- 2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(2) 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

1) 応急対策

非常災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- ① 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集
- ② 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ③ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- ④ 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散
- ⑤ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断
- ⑥ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- ⑦ その他、状況に応じた適切な措置

2) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- ② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- ③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- ④ その他、現場の状況により適切な措置

3) 被害復旧活動資機材の備蓄

① 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

② 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

③ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

4 上水道施設の応急復旧

(1) 上水道停止時の代替措置

【水道事業者等、県（政策企画部）】

「第3章 第5節 被災者生活支援」生活救援物資の提供 参照

(2) 応急復旧の実施

【水道事業者等、県（政策企画部）】

1) 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市町村から協力要請があった場合は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

2) 応急復旧作業の実施

水道事業者等は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集

合できない職員があることを想定し、災害対応体験者をリスト化するなど即応体制を整備すること。

- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

① 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

② 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

③ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市町村から要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

4) 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

【水道用水供給事業者】

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。

① 作業体制の確保

災害時は直ちに本局災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

② 災害復旧資機材の備蓄

ア 資材

応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

イ 車両、その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

5 下水道施設の応急復旧

【県（土木部）、市町村】

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

市町村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市町村から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。

2) 応急復旧作業の実施

市町村は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

第3章 災害応急対策計画
第7節 応急復旧・事後処理
第3 ライフライン施設の応急復旧

3) 住民への広報

市町村は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

6 関連項目

「第2章 第2節 地震に強いまちづくり」 第4 ライフライン施設の耐震化の推進

第3章 災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

■基本事項

1 趣旨

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

2 留意点

(1) 市町村災害廃棄物処理計画の整備

市町村は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた市町村災害廃棄物処理計画を整備するとともに、その不断の見直しを行う。

(2) 広域処理

被災市町村は、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。

(3) 防疫措置体制の整備

防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。

(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

応急的な避難所等で避難生活が夏期に遭遇したり長期化する場合等では、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。

(5) 食品の安全確保

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。

3 活動項目リスト

(1) 災害廃棄物の処理

- 1) 災害廃棄物の処理
- 2) し尿処理

(2) 防 疫

- 1) 防疫組織の設置
- 2) 防疫措置情報の収集・報告
- 3) 防疫計画の策定
- 4) 消毒薬品・器具機材等の調達
- 5) 防疫措置等の実施
- 6) 代執行
- 7) 食品衛生指導及び検査の実施
- 8) 患者等の措置
- 9) 予防教育及び広報活動の実施
- 10) 記録の整備及び状況等の報告
- 11) その他

(3) 障害物の除去

- 1) 建築関係障害物の除去
- 2) 道路関係障害物の除去
- 3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

■ 対 策

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理

【市町村】

1) 災害廃棄物の処理

- ・ 被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

- ・ 市町村が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進め

る。

- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

2) 広域処理

- ・ 被災市町村は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

【県（県民生活環境部）】

- ・ 県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理を支援する。
- ・ 県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。

2) 作業体制の確保

市町村は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

3) 処理対策

① 状況把握

市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 住民への広報

市町村は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

③ 処理の実施

市町村は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

県は、市町村の被害状況等から必要に応じて、市町村の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制の構築等を行う。

4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市町村は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

5) 連携体制の確保

県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

さらに、県及び市町村は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

6) 災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた茨城県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。

また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

(2) し尿処理

【市町村】

1) 災害時におけるし尿処理

- ・ 災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。
- ・ 一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。
- ・ このため、被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。
- ・ また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

2) 広域処理

- ・ 被災市町村は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

【県（県民生活環境部）】

- ・ 県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時におけるし尿等の円滑な処理を支援する。
- ・ 県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。

3) 処理対策

① 状況把握

市町村は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

③ 処理の実施

市町村は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

県は、市町村からの要請を受けた時、又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、市町村の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

4) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置

【県（保健医療部）、市町村】

県は、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保健医療部内及び保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、市町村の防疫担当者を対象とする研修を行う。

市町村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

【県（保健医療部）、市町村、医療機関】

県及び市町村は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村等の協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

【県（保健医療部）】

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査及び市町村指導
- 2) 積極的疫学調査
- 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

【市町村】

市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

(6) 食品衛生指導及び検査の実施

【県（保健医療部）】

保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅等における食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。

なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

(7) 患者等の措置

【県（保健医療部）】

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又

は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させる等の措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動の実施

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

【県（保健医療部）】

保健所長は災害防疫に関し、市町村等からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県保健医療部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。

- 1) 被害状況
- 2) 防疫活動状況
- 3) 防疫活動に必要な物品及び経費
- 4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

【市町村】

市町村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(10) 医療ボランティア

県及び市町村は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(11) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）より行う。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

【市町村】

市町村は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

【県（土木部）】

県は、市町村の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。

(2) 道路関係障害物の除去

【県（土木部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

【県（土木部、農林水産部）、市町村、関東地方整備局】

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

4 資料、関連項目

(1) 資料

資料17-9 「ごみ焼却施設一覧」

資料17-10 「粗大ごみ処理施設一覧」

資料17-11 「し尿処理施設一覧」

(2) 関連項目

「第4章 第2節 被災施設の復旧」

第3章 災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第5 行方不明者等の搜索

■基本事項

1 趣旨

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

2 留意点

(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制

死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となると考えられ、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。

(2) 周辺自治体との協力

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市町村の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力の下、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。

(3) 衛生状態への配慮

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。

(4) 死者の人格の尊重

災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 行方不明者等の搜索

(2) 遺体の処理

- 1) 遺体の洗浄・縫合・消毒
- 2) 検案
- 3) 遺体の収容（安置）、一時保存

(3) 遺体の火葬

■ 対 策

1 行方不明者等の捜索

【市町村、県（防災・危機管理部）】

市町村は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、市町村及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第3章第3節を参照のこと。

【県（警察本部）】

県は市町村が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

【第三管区海上保安本部・茨城海上保安部】

第三管区海上保安本部及び茨城海上保安部は、巡視船艇、航空機等により海上における捜索活動を実施し、行方不明者の発見に努める。

2 遺体の処理

【市町村、県（保健医療部、警察本部）、日赤茨城県支部】

遺体の処理は市町村が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、当該市町村で対応が困難な場合には、県は当該市町村からの要請に基づき、周辺市町村に応援を要請するものとする。

県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検 案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健医療部）、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力するものとする。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。

1) 遺体収容所（安置所）の設置

市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した市町村では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

2) 棺の確保

市町村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3) 身元不明遺体の集中安置

市町村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市町村は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の火葬

【市町村、県（保健医療部）】

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市町村が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

県は火葬場の状況等情報を収集し、当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き

第3章 災害応急対策計画
第7節 応急復旧・事後処理
第5 行方不明者等の捜索

渡す。

4 資料、関連項目

(1) 資料

資料17-12「火葬場一覧」

(2) 関連項目

「第3章 第4節 被害軽減対策」 第5 応急医療

第 4 章

災害復旧・復興対策計画

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金の募集及び配分

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続の迅速化

県、市町村、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続について、関係機関、団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 義援金の募集及び受付

(2) 委員会の設置

- 1) 委員会の設置
- 2) 委員会の構成

(3) 義援金の保管

(4) 義援金の配分

- 1) 配分方法の決定
- 2) 配分の実施
- 3) 配分の公表

■ 対 策

1 義援金の募集及び受付

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

一般県民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

2 委員会の設置

【県（福祉部）】

(1) 委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- 1) 茨城県
- 2) 茨城県市長会
- 3) 茨城県町村会
- 4) 日本赤十字社茨城県支部
- 5) 茨城県共同募金会
- 6) 株式会社茨城新聞
- 7) 株式会社茨城放送

3 義援金の保管

【県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市町村を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金の配分

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金の募集及び配分

【県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】

(1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

(2) 配分の実施

委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、県及び市町村は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

5 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

(2) 事務処理の迅速化

県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 生活福祉資金の貸付
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 農林漁業復旧資金
 - 1) 天災融資法に基づく天災融資
 - 2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
 - 3) 株式会社日本政策金融公庫
 - 4) 農業災害補償
- (6) 中小企業復興資金
 - 1) 資金需要の把握連絡通報

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

- 2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- 3) 中小企業者に対する金融制度の周知
- 4) その他の措置

(7) 住宅復興資金

- 1) 災害復興住宅建設資金
- 2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金
- 3) 補修資金

■対 策

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

【市町村】

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく市町村条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、罹災者に罹災証明を交付するものとする。

「災害弔慰金の支給」

対象災害	<ul style="list-style-type: none">・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

「災害障害見舞金の支給」

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）

「災害援護資金の貸付」

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1／3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 <p style="text-align: center;">（ ）は特別の事情がある場合</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする		
貸付利率	年3%以内で市町村条例で定める率（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）		
償還期間	10年（据置期間を含む）		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
貸付原資負担	国（2／3）、県（1／3）		

2 災害見舞金の支給

【県（防災・危機管理部）】

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （1）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （2）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 （3）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円

3 生活福祉資金の貸付

【茨城県社会福祉協議会】

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

生活福祉資金資金種類等一覧									
資金種類			対象世帯			貸付条件			
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金 (※1)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	—	—	(二人以上世帯) 月200千円 (単身世帯) 月150千円	6月 (※2)	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。)	●	—	—	400千円			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600千円			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円	6月 (※2)	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500千円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700千円		8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500千円		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136千円		10年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円		5年	
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円		5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500千円		7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円		3年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円	3年			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円	3年			
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500千円	3年			
	緊急小口資金 (※1)		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な経費を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●		100千円	
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	(高校) 月35千円 (高専) 月60千円 (短大) 月60千円 (大学) 月65千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後 6月	20年	無利子
	修学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500千円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住している不動産(土地)の評価額の7割程度 ・月300千円	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。

※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。

修学支度費→就学支度費

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。なお、総合支援資金については、生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を貸付対象とする。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県（福祉部）】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

「母子父子寡婦福祉資金の貸付」

住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

5 農林漁業復旧資金

【県（農林水産部）】

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

1) 貸付の内容

- ① 貸付の相手方 被害農林漁業者
- ② 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③ 貸付利率 年6.5%以内（利率はその都度定める。）
- ④ 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害農林漁業者

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

- ② 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③ 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④ 償還期限 6年以内
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要である。

2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害組合
- ② 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- ③ 貸付利率 6.5%以内
- ④ 償還期限 3年以内
- ⑤ 貸付限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者
- ② 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ③ 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④ 償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

- 1) 償還期限 <共同利用施設>
20年（据置期間3年を含む。）以内
<主務大臣指定施設>
果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内
その他 15年（据置期間3年を含む。）以内
- 2) 貸付利率 ※公庫所定の利率による

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

3) 貸付限度額 <共同利用施設>

貸付対象事業費の80%

<主務大臣指定施設>

貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額

4) 担 保 保証若しくは担保

5) そ の 他 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能

市町村長が発行する「り災証明書」が必要

(4) 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金

【県（産業戦略部）】

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町村、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

7 住宅復興資金

【県（土木部）、市町村】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

県及び市町村は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
- 2) 貸付限度 原則1,500万円以内
- 3) 土地取得費 原則970万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 ①木造（一般）25年以内
②耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
- 2) 貸付限度 ①新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）
②リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
- 3) 償還期間 25～35年以内

(3) 補修資金

- 1) 貸付対象者 補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
- 2) 貸付限度 660万円以内
- 3) 移転費 400万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 20年以内

8 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第3 租税及び公共料金等の特例措置

■基本事項

1 趣旨

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、県民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続の簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

(2) その他の公共料金の特例措置

- 1) 郵政事業
- 2) 通信事業
- 3) 電気事業
- 4) 都市ガス事業

■対 策

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【国、県（総務部）、市町村】

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

【日本郵便株式会社】

1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

2) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(2) 通信事業

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

【小売り電気事業者等】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(4) 都市ガス事業

【東京ガス株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可等が必要。

1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払期限の延長等

2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記1)を適用する。

3 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第4 雇用対策

■基本事項

1 趣旨

地震により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策を積極的に推進していくものとする。

また、県は国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、県民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続の簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努めることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 離職者への措置

- 1) 窓口の設置
- 2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置
- 3) 諸制度の活用
- 4) 就職のあっせん

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- 1) 証明書による失業の認定
- 2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

(3) 被災事業主に関する措置

■対 策

1 離職者への措置

【国（公共職業安定所）、県（産業戦略部）】

公共職業安定所の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 就職のあっせん

国は、災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【国（公共職業安定所）】

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

【国（茨城労働局）】

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第4 雇用対策

働保険料の納付の猶予を行うものとする。

4 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第5 住宅建設の促進

■基本事項

1 趣旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

2 留意点

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため市町村の災害住宅建設計画、復旧計画の作成を指導し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 建設計画の作成
- (2) 事業の実施
- (3) 入居者の選定

■対 策

県は、市町村だけで対応可能かどうかを含めて市町村と県の役割分担を決定する。また、市町村への支援の内容も決定するものとする。

1 建設計画の作成

【市町村、県（土木部）】

市町村は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

2 事業の実施

【市町村、県（土木部）】

県及び市町村は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

【市町村、県（土木部）】

市町村は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

4 関連項目

「第3章 第5節 被災者生活支援」 第1 被災者の把握

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第6 被災者生活再建支援法の適用

■基本事項

1 趣旨

市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 留意点

(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 支援金支給手続等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続が迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続について懇切・丁寧に説明する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

- 1) 被災世帯の認定
- 2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

(2) 支援法の適用基準

(3) 支援法の適用手続

- 1) 市町村の被害状況報告
- 2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

(4) 支援金の支給額

- 1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(5) 支援金支給申請手続

- 1) 支給申請手続等の説明
- 2) 必要書類の発行
- 3) 支給申請書等の取りまとめ
- 4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

(6) 支援金の支給

■対 策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

【市町村】

支援法の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第2条第2号)

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②及び③に掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照(第3章第6節1)

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)

- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続

(1) 市町村の被害状況報告

【市町村】

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

【県（防災・危機管理部）】

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊(1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300
解 体(1-(1)-②)	補修	100	100	200
長期避難(1-(1)-③)	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊(1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225
解 体(1-(1)-②)	補修	75	75	150
長期避難(1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続

【市町村】

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

【県（防災・危機管理部）】

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

市町村から送付された申請書類等を確認・点検するとともに、速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

【市町村】

(1) 支援金の現金支給

市町村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

7 関連項目

「第3章 第6節 災害救助法の適用」

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

■基本事項

1 趣旨

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

2 留意点

被災者生活再建支援法の適用における留意点を準用（第4章第1節第6）

3 活動項目リスト

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

- 1) 被災世帯の認定
- 2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

(2) 補助事業の適用基準

(3) 補助事業の適用手続

- 1) 市町村の被害状況報告
- 2) 補助事業適用の通知

(4) 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。（半壊の場合は基礎支援金のみ）

- 1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(5) 支援金支給申請手続

- 1) 支給申請手続等の説明
- 2) 必要書類の発行

(6) 支援金の支給

(7) 市町村への補助

■対 策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

【市町村】

補助事業の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ①当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ②当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

(1) 市町村の被害状況報告

【市町村】

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

【県（防災・危機管理部）】

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、県内市町村長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

5 支援金支給申請手続

【市町村】

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

6 支援金の支給

【市町村】

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 市町村への補助

【県（防災・危機管理部）】

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第2節 被災施設の復旧

■基本事項

1 趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続等を実施することが必要である。

(3) 国、県、市町村間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには、国、県、市町村の密接な連携を行っていくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 災害復旧事業計画の作成

- 1) 災害の再発防止
- 2) 災害復旧事業期間の短縮

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

- 1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- 2) 激甚災害に係る財政援助措置

(3) 災害復旧事業の実施

(4) 解体、がれき処理

- 1) 作業体制の確保

2) 処理対策

■ 対 策

1 災害復旧事業計画の作成

【県（各部局）、市町村】

県各部局及び市町村は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上、下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【県（各部局）、市町村】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて

公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定の手続等の対策については第3節に示す。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は「第4章 第3節 激甚災害の指定」を参照。

3 災害復旧事業の実施

【県（各部局）、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

また、県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実行体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障ない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

4 解体、がれき処理

(1) 再生利用の促進

【市町村、県等】

- ・ 災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。

(2) 災害廃棄物処理事業との連携

【市町村、県等】

- ・ 堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。

5 関連項目

「第4章 第4節 復興計画の作成」

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 激甚災害の指定

■基本事項

1 趣 旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

2 留意点

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 災害調査
- (2) 激甚災害指定の手続

■対 策

1 災害調査

【県（各部局）】

知事は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は防災・危機管理部を通じ）、知事に報告する。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【市町村】

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激 甚 災 害 基 準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第3条（公共土木施設 災害復旧事業等に関する 特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度 の標準税収入総額×100分 の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担 > 当該都道府県内全市町村の当該年 度の標準税収入総額×100分の5</p>
<p>法第5条（農地等の災害 復旧事業等に関する補助 の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業 所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>法第6条（農林水産業共 同利用施設災害復旧事業 費の補助の特例）</p>	<p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用 される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超 え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用 される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。</p>
<p>法第8条（天災による被 害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定 措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による 激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害 の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内 の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （B基準） 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 （2）一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>
<p>法第12条、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 （2）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 （B基準） 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で200戸以上 （2）一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 激甚災害指定の手続

【国】

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第4節 復興計画の作成

■基本事項

1 趣 旨

地震により被災した県民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、県民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

2 留意点

(1) 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(2) 事前復興対策の実施

復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(3) 国、県、市町村間の密接な連携

復興は、国、県、市町村の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市町村間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市町村間が密接に連携することが必要である。

(4) 民意の反映

復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮するものとする。

3 活動項目リスト

- (1) 事前復興対策の実施
 - 1) 復興手順の明確化
 - 2) 復興基礎データの整備
- (2) 復興対策本部の設置
- (3) 復興方針・計画の策定
 - 1) 復興方針の策定
 - 2) 復興計画の策定
- (4) 復興事業の実施
 - 1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施
 - 2) 復興事業の実施

■対 策

1 事前復興対策の実施

- (1) 復興手順の明確化

【県（各部局）、市町村】

県及び市町村は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

- (2) 復興基礎データの整備

【県（土木部）、市町村】

県及び市町村は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

2 復興対策本部の設置

【市町村】

市町村は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする復興対策本部を設置する。

【県（各部局）】

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

3 復興方針・計画の策定

(1) 復興方針の策定

【市町村】

市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市町村民に公表する。

【県（復興対策本部）】

県は、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、県としての復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。

(2) 復興計画の策定

【市町村】

市町村は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

【県（復興対策本部）】

県は、複数の市町村で復興の必要性を確認し、復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

【県（土木部）】

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

【建築主事を置く市】

建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

【市町村】

市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

【県（土木部）】

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

また、複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定を行う場合は、県知事が定める都市計画として都市計画決定する。

(2) 復興事業の実施

【市町村】

1) 専管部署の設置

市町村は、復興に関する専管部署を設置する。

2) 震災復興事業の実施

市町村は、復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

【県（復興対策本部）】

1) 専管部署の設置

県は、復興計画を策定した場合、復興に関する専管部署を設置する。

2) 震災復興事業

県は、復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

【県（各部局）】

1) 復興事業の支援

県は、市町村が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

5 関連項目

「第4章 第2節 被災施設の復旧」

付 編

東海地震の警戒宣言発令時の 対応措置計画

(注) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

本付編の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。（平成24年4月1日現在8都県157市町村）

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻輳、石油類等危険物の集積等の状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1 基本的な考え方

(1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

- 1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
- 2) 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。

- (2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）により対処するものとする。

2 前提条件

(1) 予想震度

東海地震が発生した場合、本県の地域は、おおむね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下の程度とする。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

[警戒宣言時（「東海地震予知情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。]

1 県

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 市町村

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 避難指示等に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- (7) 要応急保護者の保護に関すること。
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - 1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
 - 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
 - 3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - 4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
 - 5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (2) 関東財務局
 - 金融上の措置に関すること。

- (3) 関東信越厚生局
 - 1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
 - 2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関東農政局
 - 1) 政府所有米の供給に関すること。
 - 2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。
- (5) 関東森林管理局
 - 1) 国有林野の保全に関すること。
- (6) 関東経済産業局
 - 1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
 - 2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- (7) 関東東北産業保安監督部
 - 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の保安の確保に関すること。
 - 2) 鉱山に関する地震防災応急対策及び応急対策に関すること。
- (8) 関東運輸局
 - 1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。
 - 2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。
 - 3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。
 - 4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - 5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。
 - 6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、11号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。
 - 7) 緊急輸送に関すること。
 - 8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。
- (9) 東京航空局
 - 1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。
 - 2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
 - 3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。
- (10) 関東地方測量部
 - 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - 2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - 3) 地殻変動の監視
- (11) 第三管区海上保安本部

- 1) 警戒宣言等の伝達並びに情報の収集及び伝達に関すること。
- 2) 通信体制の強化に関すること。
- 3) 巡視船艇に対する燃料、食料等の補給に関すること。
- 4) 巡視船艇の運用に関すること。
- 5) 海上交通安全の確保に関すること。
- 6) 海上における治安の維持に関すること。
- 7) その他、地震災害応急対策のうち発災前に措置する必要がある事項。

(12) 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- 1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。
- 2) 非常体制の確立に関すること。

(13) 関東総合通信局

- 1) 管内の電気通信事業者及び放送事業者等からの災害に関する情報収集並びに報告連絡に関すること。
- 2) 非常通信の確保等及び運用に関すること。

(14) 茨城労働局

- 1) 災害に係る情報の収集に関すること。
- 2) 労働災害対策本部の設置に関すること。
- 3) 労働災害防止対策に関すること。
- 4) 労災保険給付に関すること。

(15) 関東地方整備局

- 1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。
- 2) 緊急輸送の確保助言に関すること。
- 3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- 4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること。
- 5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

4 自衛隊

- (1) 部内外関係機関等との連絡体制の強化に関すること。
- (2) 災害派遣の準備（勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地）に関すること。
- (3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備に関すること。

5 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - 1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。

- 2) 警戒本部の設置に関する事。
 - 3) 列車の運轉規制に関する事。
 - 4) 旅客等の安全確保及び案内に関する事。
- (2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社
- 1) 情報収集と伝達に関する事。
 - 2) 通信の利用制限等の措置に関する事。
 - 3) 災害用伝言ダイヤル等の提供に関する事。
 - 4) 対策要員の確保及び広域応援に関する事。
 - 5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保に関する事。
 - 6) 通信建物、設備等の巡視と点検に関する事。
 - 7) 工事中の設備に対する安全措置に関する事。
 - 8) 東海地震に関連する調査情報発出時の対応に関する事。
- (3) 日本銀行（水戸事務所）
- 1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
 - 2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
 - 3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
 - 4) 上記各事務にかかる広報に関する事。
- (4) 日本赤十字社（茨城県支部）
- 1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
 - 2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- (5) 日本放送協会（水戸放送局）
- 1) テレビ、ラジオ、FM放送による情報の提供に関する事。
 - 2) 一般視聴者からの問い合わせ相談に関する事。
- (6) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
- 1) 災害防止に関する事。
 - 2) 被災点検、応急復旧工事等に関する事。
 - 3) 災害時における利用者等への道路等の情報（案内）提供に関する事。
 - 4) 災害復旧工事の施工に関する事。
- (7) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所）
- 1) 機構本社ダム事業部、国土交通省霞ヶ浦河川事務所、同霞ヶ浦導水工事事務所及び同利根川下流河川事務所、その他関係機関との連絡、情報の周知に関する事。
 - 2) 防災体制の確立に関する事。
 - 3) 設備の点検、整備に関する事。
- (8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

警戒宣言発令時の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の対応措置については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定めによる。

- (9) 日本通運株式会社（茨城支店）
 - 1) 情報の収集・伝達に関する事。
 - 2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関する事。
- (10) 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）
 - 1) 電力の供給に関する事。
 - 2) 施設の保全に関する事。
 - 3) 避難誘導に関する事。
 - 4) 安全広報に関する事。
- (11) 東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）
 - 1) ガス施設の安全、保全に関する事。
 - 2) 都市ガスの供給に関する事。
- (12) 日本原子力発電株式会社（東海発電所）
 - 1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集に関する事。
 - 2) 災害対策機関の設置に関する事。
 - 3) 通報連絡体制及び広報体制の確立に関する事。

6 指定地方公共機関

- (1) 茨城県土地改良事業団体連合会
 - 1) 情報の収集・伝達に関する事。
 - 2) 各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関する事。
- (2) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）
 - 救急医療活動体制の確立に関する事。
- (3) 水害予防団体（利根川水系県南水防事務組合）
 - 1) 警戒体制の確立に関する事。
 - 2) 重要水防箇所の点検・巡視に関する事。
 - 3) 資機材の配備に関する事。
 - 4) 防災関係機関との連絡・情報交換に関する事。
- (4) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県トラック協会）
 - 1) バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関する事。

- 2) 社有建造物・施設等の防災に関すること。
 - 3) 防災対策要員の輸送の協力に関すること。
 - 4) 救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関すること。
 - 5) その他震災対策に関すること。
- (5) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）
- 1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - 2) 都市ガスの供給に関すること。
- (6) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
- 1) 情報の収集と伝達に関すること。
 - 2) 会員事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - 3) 高圧ガス施設の点検、巡視に関すること。
 - 4) 高圧ガスの供給に関すること。
- (7) 株式会社茨城新聞社
- 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関すること。
- (8) 株式会社茨城放送
- 1) 警戒対策本部の設置に関すること。
 - 2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関すること。
- (9) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- 防災ボランティアの活動体制の確立に関すること。

7 住民等

- (1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者
- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
 - 2) 自衛防災体制の確立に関すること。
 - 3) 災害発生の予防措置に関すること。
 - 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
 - 5) 市町村等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
 - 6) 避難に関すること。
- (2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）
- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。

- 2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- 3) 初期消火の準備に関すること。
- 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- 5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- 6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- 7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- 8) 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

第2節 警戒体制への準備

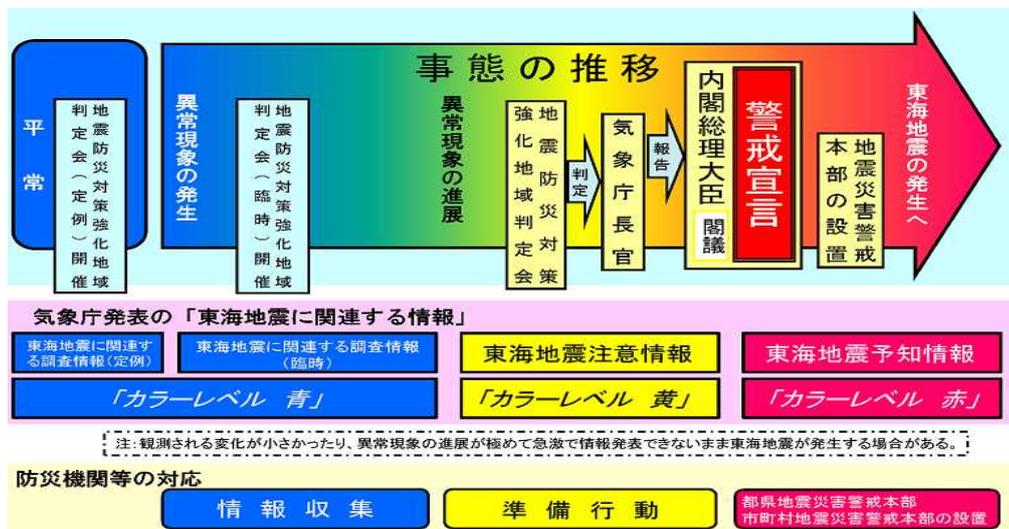
県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1 東海地震に係る情報発表の流れ



2 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

東海地震に関連する情報の種類

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日
内閣総理大臣

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

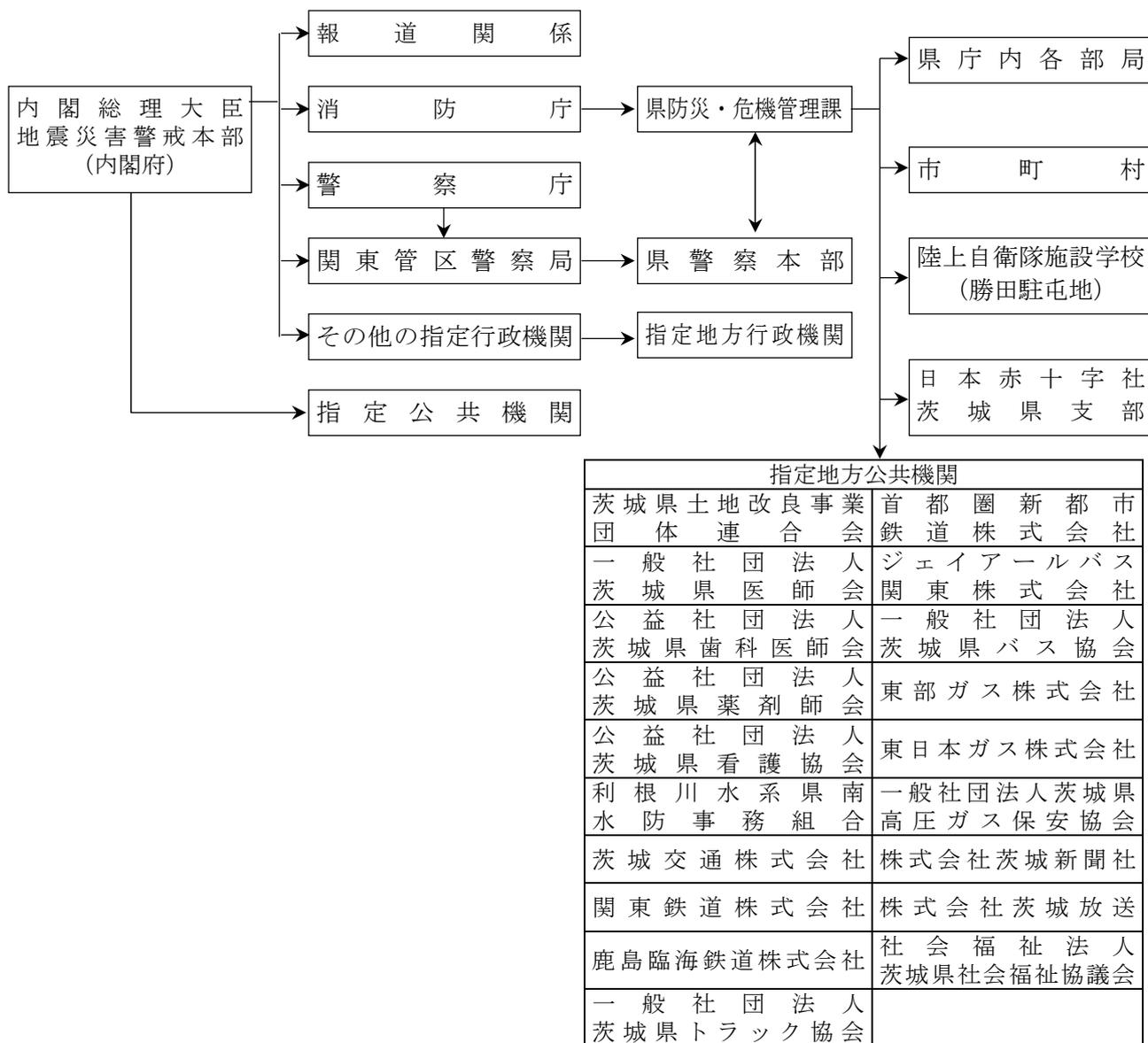
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

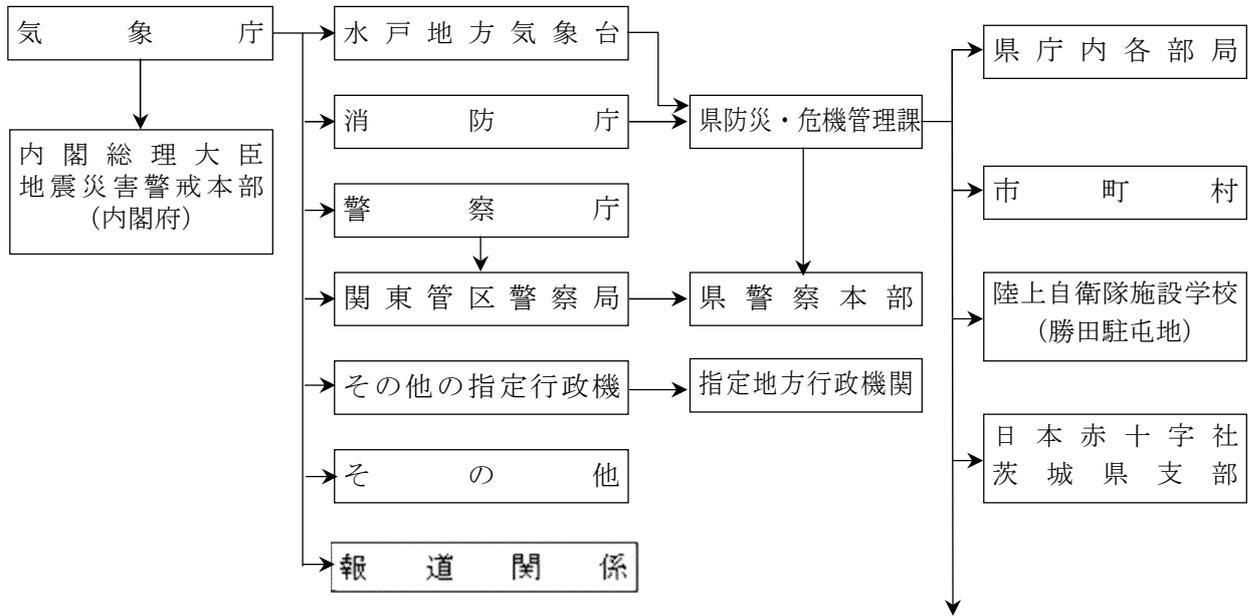
1 伝達系統

次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



(2) 東海地震予知情報伝達系統



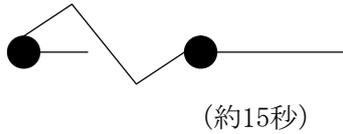
指定地方公共機関	
茨城県土地改良事業 団体連合会	首都圏新都市 鉄道株式会社
一般社団法人 茨城県医師会	ジェイアールバス 関東株式会社
公益社団法人 茨城県歯科医師会	一般社団法人 茨城県バス協会
公益社団法人 茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社
公益社団法人 茨城県看護協会	東日本ガス株式会社
利根川水系県南 水防事務組合	一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社
関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
一般社団法人 茨城県トラック協会	

2 伝達事項

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

3 住民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 市町村は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、同報無線、有線放送、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。
- (2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
(5点)	(約45秒)
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

1 県の体制

県は、警戒宣言の発令を了知した場合は、直ちに県災害対策本部・同地方本部を設置する。

2 市町村の体制

市町村は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制をとるものとする。

3 防災関係機関の体制

防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施及び東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑にできるよう必要な警戒体制をとるものとする。

各防災関係機関の体制の概要は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

局長は、東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合、又は発せられることが予想される場合は、局長を長とする対策本部又は災害警備本部を設置する。

2) 関東財務局

地震災害警戒本部を設置し、本部長、副本部長、班長、班員をもって編成する。班の組織は次のとおりとする。

総務班	財務班	理財班	国有財産班
避難誘導班			

3) 関東信越厚生局

- ① 緊急防災会議を開催する。
- ② 警戒本部を設置する。
- ③ 自衛消防組織を編成する。

4) 関東農政局

- ① 地震災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の実施の推進、調整及び農林水産省との連絡調整並びに関係都県との連絡を密にする。
- ② 災害時における米穀の円滑な供給が行われるよう県等関係機関と十分な連絡調整を図り準備体制を確立する。

5) 関東森林管理局

警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに関東森林管理局東海地震警戒本部を設置し、警戒体制をとるとともに、必要に応じ管内各出先機関にも警戒体制をとるよう指示する。

6) 関東経済産業局

① 関東経済産業局地震災害警戒本部の設置

局長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに、関東経済産業局地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。

② 地震災害警戒本部の事務

ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言時に関係各部課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。

イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括する。

ウ その他各部課が実施する地震防災応急対策を推進すること。

7) 関東東北産業保安部監督部

① 関東東北産業保安部監督部地震災害警戒本部の設置

部長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに関東東北産業保安監督部地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。

② 地震災害警戒本部の事務

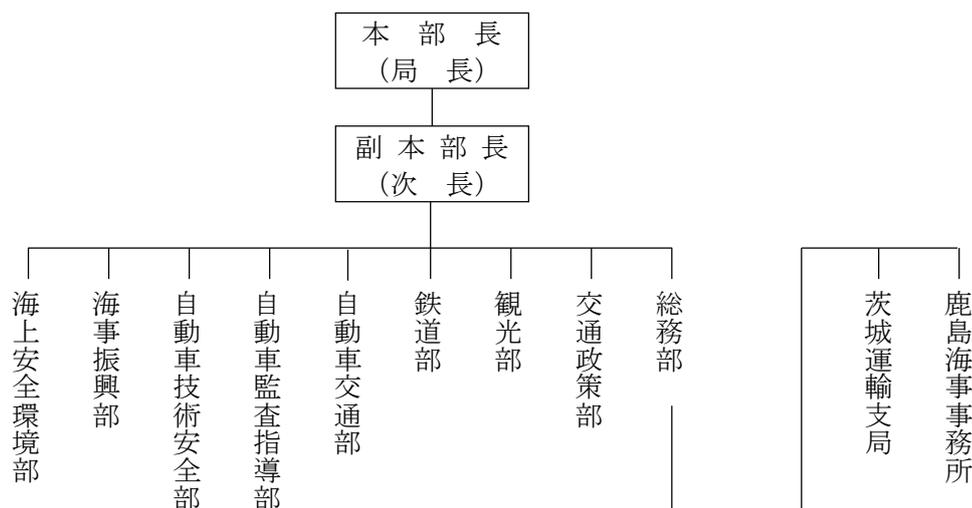
ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、各課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。

イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること。

ウ その他各課が実施する地震防災応急対策の実施を推進すること。

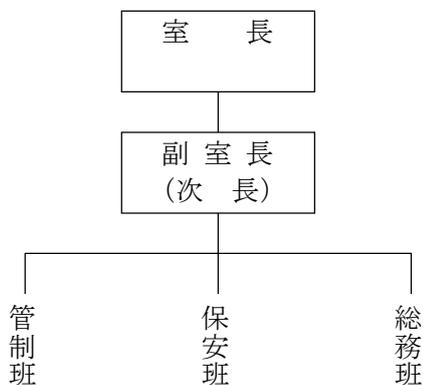
8) 関東運輸局

警戒宣言が発せられたときは、関東運輸局災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、都県地震災害警戒本部等と緊密な連絡をとり、これらの者の実施する地震防災応急対策に協力する。本部の組織は次のとおりとする。



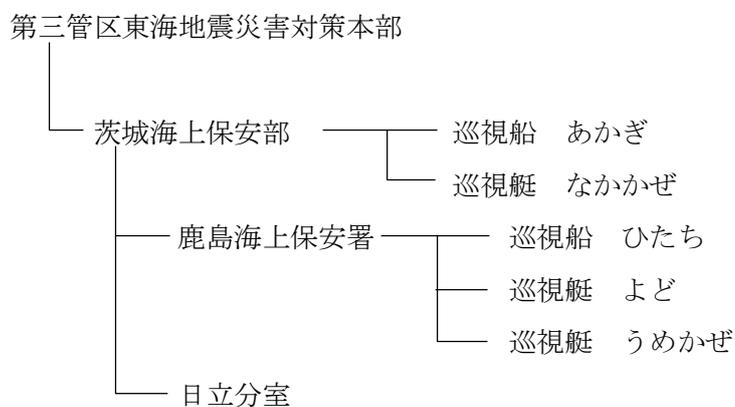
9) 東京航空局

警戒宣言が発せられたときは、百里空港事務所に地震災害対策本部を設置して、航空機及び航空機運航の安全確保、空港機能の維持関係機関との連絡調整等を行う。



10) 第三管区海上保安本部

次の体制を確立する。



ただし、巡視船ひたち、あかぎ、巡視艇よどは東海地震注意情報発表時をもって、銚子沖に配備する。

11) 東京管区气象台（水戸地方气象台）

- ① 大規模地震に関する情報の収集と、東海地震に関連する情報を茨城県知事（防災・危機管理課）に通知する。
- ② 警戒宣言が発せられた場合、災害対策本部を設置し非常体制に入る。
- ③ 部外からの照会に対しては、必要な情報を適確に伝え、混乱の防止を図る。

12) 関東総合通信局

警戒宣言が発せられたときは、災害対策本部を設置し、各都県の災害対策本部等との連絡を密にして情報収集を行うとともに、各都県が実施する災害対策等に協力する。

13) 茨城労働局

局長は、警戒宣言が発令されたときは、労働災害対策本部を設置するとともに、県災害対策本部との連絡を密にし、情報収集を行い、必要な事態に迅速かつ的確に対応し得るよう体制を整備する。

14) 関東地方整備局

本局に地震災害警戒本部、強化地域に係る事務所に地震災害警戒支部を設置する。

(2) 自衛隊

1) 情報収集体制の確立

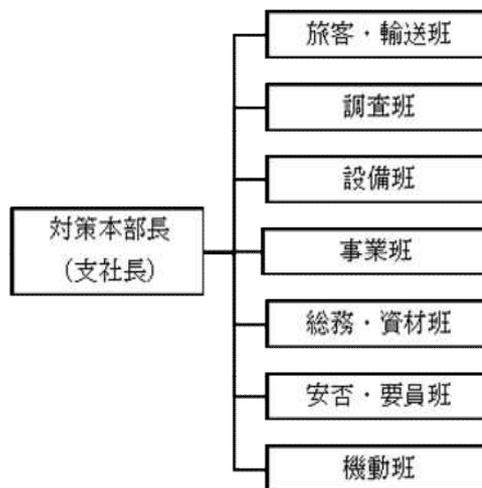
2) 全員常時勤務体制

3) 災害派遣等の準備

(3) 指定公共機関

1) 東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報を受領したときは、水戸支社に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部の組織は次のとおりとする。



夜間及び休日等に東海地震注意情報を受領したときは、警戒本部を設置するまでの間、緊急地震災害警戒本部（以下「緊急警戒本部」という。）を設置する。

緊急警戒本部の構成及び任務は次のとおりとする。

① 総括指揮者は、輸送指令総括指令長とし、指令当直員をもって構成する。

② 緊急警戒本部は、次に掲げる事項を行う。

ア 東海地震注意情報の伝達及び緊急業務

イ 警戒本部の関係者に対する非常参集の連絡

2) 東日本電信電話株式会社

東海地震注意情報を受領したときは、茨城支店に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害対策規定の非常区分により、その状況に応じて、組織規定にかかわらず、この対策組織を設置する。

非被災地の場合は、本社対策組織の要請により支援本部、又は情報連絡室を設置する。

3) 日本銀行

水戸事務所は平常の組織により対応する。

4) 日本赤十字社

① 茨城県支部長（以下「支部長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、警戒本部を設けるものとする。

② 非常災害に備えて常時8班の救護班を整備し、いつ災害が発生しても直ちに出勤できる体制を整える。

③ 非常災害が発生した場合、被害者の救護活動が迅速適切に行われるよう赤十字奉仕団と常に密接な連携を図る。

④ 茨城県支部地区・分区長は、非常災害時において炊出し等救援活動が適切にできるよう常に連携を図る。

⑤ 支部長は、警戒宣言が発令されたときは、その内容に応じ本社及び近隣支部に通報し、あらかじめ救援の要請を行う。

5) 日本放送協会

① 警戒宣言発令までの体制

東海地震注意情報時から取材・報道体制をしき、災害報道にあたる。

② 警戒宣言発令時の体制

予想規模別体制（1種～3種）に基づき、上記取材・報道のほか次の対策準備に入る。

ア 放送施設（保守・点検）

イ 視聴者（問合わせ対応）

ウ 営業（受信機復旧準備）

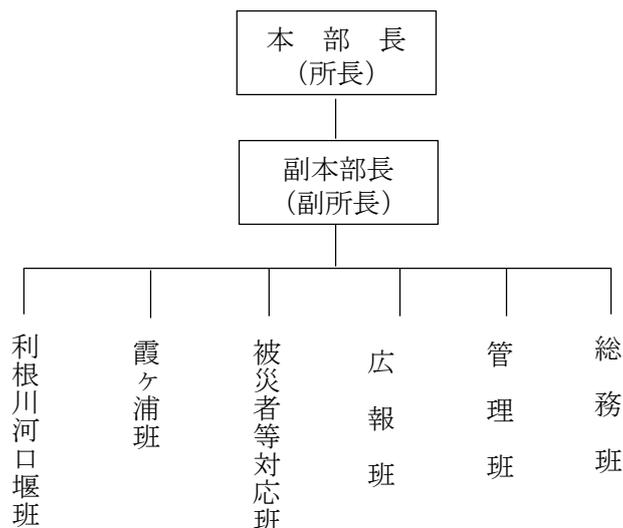
エ 管理（局舎防災点検等）

6) 東日本高速道路株式会社

地震防災強化地域判定会が招集され、又は警戒宣言が発令された場合は、非常体制に入るものとし、地震災害警戒本部を設置する。

7) 独立行政法人水資源機構

防災本部を設置し、警戒体制に入る。本部の組織は、次のとおりとする。



8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ① 「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」及び「原子力災害対策指針」に基づく警戒事態における、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部体制の確立に基づき、原子力緊急時支援・研修センターに緊急時支援体制を確立する。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の主たる事務所に「機構対策本部」を確立する。
- ② その他、警戒宣言発令時の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の対応措置については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定めによる。

9) 日本通運株式会社

茨城支店に防災委員会を設置する。

10) 東京電力パワーグリッド株式会社

茨城総支社長は、警戒宣言が発せられた場合は、速やかに第1非常体制を発令するとともに組織体制を確立する。

11) 東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社

判定会が招集された場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、対策本部を設置し組織体制を確立する。

12) 日本原子力発電株式会社

- ① 災害対策本部の設置
- ② 対策要員の確保、緊急用資材等の準備
- ③ 情報の収集、伝達

(4) 指定地方公共機関

1) 茨城県土地改良事業団体連合会

警戒宣言が発令されたときは、対策本部を設置し警戒体制を確立する。

2) 利根川水系県南水防事務組合

河川の増水又はそのおそれのあるときは、警戒水位以下の場合でも直ちに水防本部を設置する。

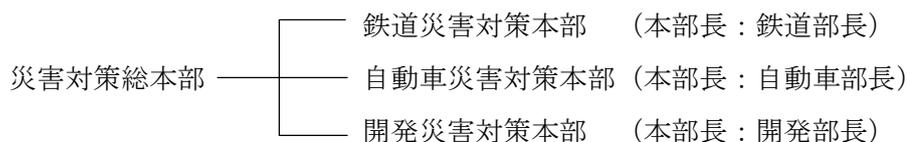
- ① 水防機関の動員
- ② 水防資機材の準備、点検
- ③ 関係機関との連絡

3) 茨城交通株式会社

- ① 運輸部長は、社長の命により震災対策本部長となり、震災対策本部を設置し、道路・線路・沿線構築物等の状況を的確に把握して、バス・鉄道の平常運行確保と輸送施設の防災のため必要な措置を講ずる。
- ② 事業部長は、社長の命により震災対策本部副部長となり、社有建造物・施設等の防災に必要な措置を講ずる。

4) 関東鉄道株式会社

社長は、警戒宣言が発令されたときは、災害対策総本部を本社内に設置する。組織は次のとおりとする。



- ① 災害対策総本部は、常勤取締役及び部長をもって構成し、災害対策に関する事項等を協議する。
- ② 各部本部長は、線路・道路・沿線構築物・社有建造物施設等の状況を的確に把握して、鉄道・バスの運行確保、輸送施設・社有建造物・施設等の防災のため、別に定める部門規則により必要な措置を講ずる。

5) 鹿島臨海鉄道株式会社

副社長は警戒宣言が発令された場合、災害対策本部を設置し、鉄道施設、列車の運転状況等を的確に把握し、防災のために必要な措置を講ずるものとする。

6) 一般社団法人茨城県トラック協会

警戒宣言が発令されたときは、次の要領によって緊急輸送体制を確立する。

- ① 県に設置される「災害対策本部」と緊密に連絡して、協会に緊急輸送対策本部（以下「本部」という。）を設置し、状況により必要な支部に緊急輸送対策地区本部（以下「地区本部」という。）を設ける。
- ② 本部の長は協会長とし、地区本部の長は支部長とする。
- ③ 本部は、県又は被災地の自治体と緊密に連絡し、緊急輸送の実施に必要な体制を整備する。

7) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）

判定会が招集された場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、対策本部を設置し組織体制を確

立する。

8) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

会長自ら震災対策本部長となり、直ちに協会本部内に対策本部を設置し、管下各支部への緊急出動体制の確立など、高圧ガス災害の未然防止を図る。

9) 株式会社茨城新聞社

警戒宣言が発令されたときは、防災委員会を緊急招集し、社員並びに施設の安全に万全を期するとともに、取材活動を強化して、地震等に関する情報を新聞紙上で、迅速的確に広報するものとする。

10) 株式会社茨城放送

- ① 県から要請を受け警戒宣言や県民への注意等を放送する体制をつくる。
- ② 編成局長を本部長とする警戒対策本部を設け、緊急時に即応できる体制をつくる。
- ③ 社員に対して緊急出社又は自宅待機の指示をする。
- ④ 県民や関係機関からの放送依頼を受け、対応できる窓口をつくる。

11) 首都圏新都市鉄道株式会社

警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部長が災害対策本部を設置し、旅客の混乱防止及び地震発生後の被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、県、市町村、防災関係機関はもとより、一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施するものとする。

(1) 県

県は、市町村及び防災関係機関と緊密に連携し、県民に対して迅速に適切な広報を行うものとする。

1) 広報の内容

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- ② 知事から県民への呼びかけ
- ③ 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- ④ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- ⑤ 混乱防止のための措置
- ⑥ その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

2) 広報の実施方法

広報は、主として報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）の協力を得て情報の提供や呼びかけを実施するとともに、県防災ヘリコプター、広報車等を活用し広報活動を行う。

また、必要に応じ他の広報媒体の活用を図るものとする。

(2) 市町村

市町村は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

1) 広報の内容

県の広報内容に準ずるものとし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮するものとする。

2) 広報の実施方法

市町村は、同報無線、有線放送、広報車等によるほか町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

(3) 県警察本部

1) 広報内容

- ① 警戒宣言及び大規模地震関連情報
- ② 交通の混乱防止のための情報
- ③ その他必要な情報

2) 広報の方法

- ① 警察広報車、県警ヘリコプター、パトカー等により行う。
- ② 警察署及び交通検問所等に掲示板、立看板を掲示して行う。
- ③ 日本道路交通情報センターを活用して交通情報、自動車運転者の取るべき措置等について行う。

3) 報道対策

警戒宣言の内容及びこれに関連する情報を報道機関に提供し、混乱防止に努める。

(4) 日本放送協会

テレビ、ラジオ、FM放送を通じ、できるだけきめこまかな関連情報を迅速かつ的確に提供する。

(5) 株式会社茨城放送

県など防災関係機関からの情報を、人心の安定を第一義として確実に報道する。その後も、安全報道を主として放送する。細部については、社で定める非常災害対策要項及びアナウンスコメント集による。

2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、県、市町村及び消防事務組合並びに防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する海岸、河川、湖沼、ダムの堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策

1) 県の措置

① 一般県民に対する措置

報道機関の協力を得て県民に対し、火気使用の自粛等による出火防止、初期消火及び危険防止（家具類、ブロック（石）塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）対策の実施について広報し、その推進を図る。

② 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

鹿島臨海工業地区（石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域）の特定事業所等及び他の工業団地の事業所に対しては、市町村（消防事務組合を含む）と緊密に連携し、安全の確保及び混乱防止のための地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛防災組織の配備等）の実施の推進を図る。

2) 市町村及び消防事務組合の措置

市町村及び消防事務組合は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する上記の地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川、海岸、湖沼、ダム、溜池等において、出水時や満潮時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期するものとする。

なお、この場合の水防対策については、茨城県水防計画及び市町村水防計画に基づき実施するものとする。

1) 国・県の措置

① 河川管理施設（ダムを除く）、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出動できる体制をとるものとする。

なお、河川法に基づく許可工作物である橋梁、排水機場等についても同様の措置をとるよう、工作物の管理者に対し指導する。

② ダムについては、堤体、ゲート予備電源、警報設備、周辺地山等の臨時点検を行う。

2) 市町村（水防管理団体）

防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。主な措置は次のとおりである。

- ① 水防体制の確立
- ② 重要水防箇所の点検・監視
- ③ 水防資機材の点検・整備
- ④ 避難の指示及び誘導
- ⑤ その他必要な措置

3 警備、交通対策

県警察本部、第三管区海上保安本部及び東日本高速道路株式会社は、警戒宣言が発令された場合、陸上・海上における交通混雑、犯罪並びに災害の発生を未然に防止するため、東海地震注意情報を受けた場合は、早期に必要な警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を実施するものとする。

(1) 県警察本部の措置

1) 警備対策

警備体制

① 警備本部の設置

警察本部に警備本部、警察署に警察署警備本部をそれぞれ設置する。

② 部隊の編成

警備部隊の編成は次のとおりとする。

県警察本部部隊

警察署部隊

③ 警備部隊の配置

混乱の予想される場所の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配置する。

2) 交通対策

交通規制措置

① 交通規制の目的

警戒宣言発令時における交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する避難及び緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

② 交通規制の基本方針

ア 緊急交通路を確保するため、関東管区警察局及び近隣都県と連携して、国道4号線、国道6号線、国道51号線及び常磐自動車道において、地震防災対策強化地域方面に向かう一般車両流入抑制のための交通規制等を行う。

イ 地震防災対策強化地域及びその隣接都県から本県に流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

③ 交通規制等の内容

警戒宣言が発せられた場合、国道4号線、国道6号線及び国道51号線の主要交差点、交通検問所等に警察官を配置し、交通整理、誘導、交通情報収集及び運転者に対する交通情報の提供等を行う。

④ 運転者の取るべき措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者の取るべき措置を周知する。

ア 走行中の車両は次の要領により行動する。

ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）の措置

1) 治安の維持に対する措置

必要に応じ警戒区域（災対法第63条の警戒区域をいう。以下同じ。）及び放射性物質取扱施設、石油・高圧ガス等貯蔵・製造施設の周辺海域の警戒を実施するものとする。

2) 危険物の保安措置

- ① 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講ずる。
- ② 危険物荷役岸壁、危険物取扱事業所等の管理者に対し、海上への危険物の流出防止措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンスその他の排出油防除資機材の準備を指導する。

3) 工事作業等の中止措置

工事作業等の施行者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事、作業等の中止等必要な措置を講ずる。

4) 航路障害の発生防止措置

流出した場合に航路の障害物となるおそれのある物件の所有者に対し、固縛又は陸上への引揚げ等流出防止を講ずるよう指導する。

5) 船舶及び海水浴、磯釣り客等の避難措置

必要に応じ船舶及び海水浴客に対する避難指示、入域制限を行うほか、防波堤等での磯釣り客を避難させるものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社

1) 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

2) 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

① 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路

県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。

② 他の道路管理者が管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

3) 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

① 道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

② 電気通信施設

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

③ 工事中箇所

工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強落下防止等の保全措置を講ずる。

4 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止に必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

(1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 施設の応急点検・監視及び修理
- 2) 危険物の流出及び出火防止措置
- 3) 必要に応じ運転（操業）制限又は一時停止の措置
- 4) 自衛消防体制の確立
- 5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 6) 消防設備・資機材の点検・整備
- 7) 周辺住民の安全確保措置
- 8) その他必要な措置

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- 2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- 3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- 5) 必要に応じ操業の制限又は停止
- 6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

(3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
- 2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- 3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 4) 火薬庫等施設の再点検
- 5) 防消火設備の点検・整備
- 6) 必要に応じ取扱作業の制限又は停止

(4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 貯蔵施設等の緊急点検

- 2) 巡視の実施
- 3) 充填作業、移し替え作業等の停止
- 4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- 5) 東海地震予知情報の収集
- 6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

(5) 放射性物質施設

知事は、警戒宣言が発令されたときは、県公害技術センター及び事業所に対し（原子力を含む。）、緊急モニタリング資機材の点検、緊急モニタリング計画の確認等を行い、緊急モニタリングの体制を確立するよう指示又は要請する。

また、事業所の長は、原子力災害の発生防止対策を速やかに実施するとともに、その実施状況を知事及び関係市町村長に報告するものとする。

1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

現地対策本部を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- ① 原子力施設及び設備の巡視点検
- ② 緊急モニタリング体制の整備
- ③ 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化
- ④ 通報連絡体制の確認

2) 日本原子力発電株式会社

災害対策機関を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- ① 発電所施設及び設備の巡視点検
- ② 緊急モニタリング体制準備
- ③ 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化
- ④ 通報連絡体制の確認

5 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 電話（東日本電信電話株式会社）

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

警戒宣言発令下の周辺地域内におけるN T Tの業務

1) 確保する業務

業務内容等	記 事
防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話	利用制限の措置は行わない
街頭公衆電話からの通話	

2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

業務内容等	記 事
一般加入電話からのダイヤル通話	トラヒック状況に応じて利用制限を行う
一般電報の発信及び電話による配達	避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取り扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
営業窓口	営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架線申込みの対応等緊急かつ重要な業務を行う。
防災関係等からの緊急な要請への対応 (1) 故障修理 (2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事	警戒本部にて状況判断の上、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受付電話を設けて対応する。

(2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社、株式会社J E R A）

1) 業務営業の方針

電力の供給は継続する。

2) 施設の保全

警戒宣言が発令されたときは、東海地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる項目の予防措置を講ずる。

① 特別巡視、特別点検等

東海地震予知情報に基づき、電力施設等に対しては別表－1により実施する。

② 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を別表－2により実施する。

3) 利用者対策等

① 避難誘導

発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と関係のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

② 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

別表－1 特別巡視、特別点検等

電力施設等	特別巡視、特別点検	機器調整	その他
火力発電設備	1 燃料油関係漏洩防止施設（防油堤等）の巡視、点検及び弁閉等（防油堤内排水弁等）の確認 2 危険物、高圧ガス、特化物等関係施設の巡視、点検及び弁閉等の確認並びに墜落転倒防止策の確認 3 津波、高潮対策用施設（角落し等）の巡視、点検 4 消防自動車、消火装置、消火器、オイルフェンス等防災資機材の点検整備 5 非常用電源設備の点検及び燃料、冷却水の点検 6 クレーン等、移動転倒するおそれのある設備の固定状況の点検	非常用電源設備の起動テスト	1 陸上、海上防災隊の出勤体制の確認 2 燃料タンクのレベルの均平化並びにタンク連絡弁を極力閉とした単独払い出し方式による運用 3 優先運転ユニットの決定 4 「地震発生時の心得」についての全員への周知徹底 5 高圧ガス、危険物、毒劇物、特化物関係の使用の極力停止
送電設備	—	車両、照明及び無線機器の点検	—
変電設備 〔制御所、 有人変電 所を優先 する。〕	1 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能物の排除等） 2 非常用電源設備の点検及び燃料、冷却水の点検 3 配電盤等の備品、什器類の固定状況の点検 4 消火設備、防火設備の点検	1 非常用電源設備の起動テスト 2 防火水幕設備等の作動テスト	—
配電設備	—	車両、照明及び無線機器の点検	—
通信設備	1 非常通信用電源設備の点検及び燃料、冷却水の確保 2 通信機械室の測定器、備品類の固定状況点検	非常用電源設備の起動テスト	—

別表－2 応急安全措置（建設所を含む）

電力施設		応急安全措置
火力発電設備		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強、仮吊り中物品の安定 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒又は転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、燃料設備周辺の車両交通、駐車規制、火気使用を禁止する。 3 揚油、揚ガス作業（燃料パイプ、受入れも含む）は防災体制を強化し実施するが、状況に応じ作業の中止及びタンカーの避難等の措置を講ずる。 4 硫酸、苛性ソーダ等の薬品類の受入れ、取扱い作業を中止する。 5 ユニット性能テスト等、各種諸試験を中止する。
変電設備		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
送電設備	架空線路	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 (4) 工事敷地の立入禁止柵の設置 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	地中線路	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 吊受防護等の点検、補強 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。

電力施設		応急安全措置	
配電設備	架空線路	1 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊結等を行う。 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。	
	地中線路	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム、柱上端末部等、移動落下が懸念されるものの固定、緊結等を行う。 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。	
通信設備	通信線路	架空	1 工事を中止し、ケーブルドラムの固定、緊結等を行う。 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
		地中	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラムの固定、緊結等を行う。 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。
	搬送結合装置	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強、足場の補強 (2) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。	
	屋内機器	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) 転倒又は移動、落下が懸念される物品の固定 2 火気使用を禁止する。	
	無線鉄塔	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強（各種シート類のあおり防止強化等） (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブームをおろし、安全区域へ移動 (4) 工事敷地の立入禁止柵の設置 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止を行う。	

(3) 上下水道

1) 上水道対策

① 緊急貯水の実施

水道事業者等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。(このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。)

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

② 施設点検及び工事の中止

水道事業者等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。(このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。)

2) 下水道対策

① 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生未然防止に努めるものとする。

② 人員・資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

イ 資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

③ 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

ア 特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

④ 危険物等に対する保安措置

ア 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

イ 塩素ガス等

ア) 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

イ) 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。

ウ) 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

ウ 消火ガス

ア) 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

イ) 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

エ 化学薬品等取扱い施設

ア) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。

イ) 引火又は混合混しよく等による出火防止措置を講じる。

(4) 都市ガス（東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）

警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の二次災害未然防止、又は軽減を図るための措置を的確に講じ得るよう、次の警戒体制を確保するものとする。

1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。

2) 人員、資機材等の確認整備

① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制に入る。

② 資機材等の確認整備

復旧工事用資機材及びその輸送のための車両の確認整備を行う。

3) 施設等の保安措置

① 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

② 保安通信設備の通信状態確認及び必要な統制を行う。

③ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

④ その他防災上重要な施設について、巡視、点検検査を行う。

4) 警戒宣言時の需要家に対する広報

① 広報の内容

ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達。

イ 引続きガスを供給していること。

ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法。

エ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法。

オ 地震が発生し、ガスの供給が停止した場合のガスについての注意等。

② 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報に係わる協力を要請する。

(5) 東日本旅客鉄道株式会社

1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達

① 部内及び運転中の列車等には「水戸支社防災業務実施計画（地震・津波準備編）」（以下「防災業務実施計画」という。）に定める伝達ルートに基づき伝達する。

② 旅客等への伝達

ア 駅においては、駅内放送及び掲示により伝達する。

イ 車内の旅客に対しては、乗務員が列車の運転状況を放送又は案内をする。

2) 列車の運行措置

① 東海地震注意情報を受けたときの運転規制

域外影響圏のA地域内（防災業務計画に定める地域で、本県では常磐線取手から牛久までの13.2kmの範囲）を運転する貨物列車は原則として抑止等を行う。

② 警戒宣言が発令されたときの運転規制

A地域内を運転する列車の運転速度は、時速65km以下とする。B地域は運転規制は行わない。

3) 混乱防止措置

① 広 報

運転計画の概要の周知、旅行の自粛、時差出勤等の呼びかけを行うため、報道機関に報道を依頼するとともに、必要に応じ防災関係機関に運転状況等を連絡する。

② 運転規制区域の駅及び主要駅の措置

各駅は、駅内放送及び掲示により、旅客等に次の事項について周知徹底を図る。

ア 列車の運転状況

イ 旅行中止のしょうよう

ウ 乗車券類の発売制限

エ 旅客の避難、誘導状況

オ その他必要な措置

(6) 運輸機関

警戒宣言が発令された場合は、沿線住民の社会生活機能の保持と社会的混乱防止のため、乗合バス・鉄道とも安全に留意して平常運行の確保に努めるとともに、防災関係機関からの救援要請に対応できる体制を確立するものとする。

1) 茨城交通株式会社

バス・鉄道の平常運行確保と輸送施設の防災のため、必要な措置を講ずる。

① 乗合バス・鉄道については、運行管理者から乗務員に対し、出発点呼の際に次の指示を行わせる。

ア 運行中震度4の地震が発生したときは、毎時25km以下の速度で進路上の安全を確認し運行

すること。

イ 運行中震度5弱以上の地震が発生したときは、乗客の安全が確保できる場所に他の交通を妨げないよう待避して運行を中止すること。

ウ 地震発生のため運行を中止したときは、速やかに状況を運行管理者に報告し事後の指示をうけること。

エ 到着点呼の際に道路・線路等の状況を報告すること。

② 貸切バスについては、地震発生が予想される地域への運行を中止し、又は迂回運行等安全保持に必要な指示を行う。

2) 関東鉄道株式会社

① 鉄道輸送対策

警戒宣言が発せられたときは、速やかに気象台その他関係機関と連絡し、当社線地域における予想震度、発生予想時刻、その他の情報の収集に努め、沿線において震度4以上に達するおそれがあると認められるときは、下記に定めるところに準じ、運転規制を行う等、適切な運転指示をしなければならない。

この場合において、警戒宣言の期間が長期にわたるときは、他社連絡線の運転状況等に応じ、別に定める地震ダイヤにより運転するものとする。

ア 震度が4の場合

全列車毎時25km以下の速度で注意運転し、安全が確認できた区間から解除する。ただし、夜間においては、状況に応じて毎時15km以下の速度とする。

イ 震度が5弱以上の場合

一旦全列車の運転を中止し、速やかに社内規程（運転取扱心得）に定める点検を指示し、運転に支障のないことが確認できた区間から運転を再開する。この場合、状況に応じて速度制限その他の規制をする等、安全運転の確保に十分配慮する。

② バス輸送対策

異常気象時処理要項に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア 対策本部の措置

情報の収集・伝達、道路状況及び運行状況の把握、また、状況の変化に応じ逐次指示、注意を与える。

イ 対策支部の措置

運転中における乗務員との連絡（貸切乗務員はハンドブック携行）、運転上必要な注意、運転中止の時期及び復旧の時期

3) 鹿島臨海鉄道株式会社

警戒宣言が発せられたときは、関係機関との連絡を密に行い、震度4以上に達するおそれがあるときは、運転規制等適切な措置を講ずるものとする。

- ア 震度5以上の場合
全列車の運転を中止する。
- イ 震度4の場合
全列車に対し、毎時25km以下の速度で注意運転の指令を発する。
- ウ 安全が確認できた区間から運転規制を解除する。

4) 首都圏新都市鉄道株式会社

① 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達

- ア 社員への伝達
別途定める情報収集伝達経路に基づき伝達する。
- イ 旅客等への伝達
 - ア) 駅においては、構内放送及び掲示板により伝達する。
 - イ) 列車内においては、乗務員が車内放送により伝達する。

② 列車の運行措置

- ア 警戒宣言当日
通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は、運転整理で対応する。
- イ 翌日以降
平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。

③ 混乱防止措置

- ア 各駅及び運行列車の混雑状況を把握し、運転計画並びに運転状況等について適切な放送を行い旅客の鎮静に努める。
- イ 時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。

6 教育、医療、社会福祉施設対策

(1) 教育

1) 学 校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

① 警戒宣言の内容の周知徹底

- ア 市町村長は、当該市町村教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
- イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市町村（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。
- ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示を

する。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

② 児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

ア) 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

ウ) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

ア) 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

イ) 小中学校、義務教育学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

ウ) 高等学校

実情に応じて、適切な方法で帰宅させる。

なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

エ) 特別支援学校

a スクールバスで通学している児童生徒等

緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

b スクールバス以外で通学している児童生徒等

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

c 寄宿舎に入舎している児童生徒等

寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。

オ) その他

幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

ア) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

イ) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④ 教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

ア) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

イ) 児童生徒等の登下校の具体的方法

ウ) 緊急連絡網の整備

2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

- 1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。
- 2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- 3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- 4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

- ① 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- ② 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- ③ 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

(3) 社会福祉施設

- 1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- 2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市町村災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。（特に通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。）

3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

6) 安全指導

- ① 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
- ② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。
- ③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行う。

7 劇場、百貨店、高層ビル等対策

不特定多数の者が出入りする劇場、百貨店、高層ビル等の管理者等は、警戒宣言の発令を市町村の広報、テレビ、ラジオの放送等です知した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行うものとする。

- (3) 避難誘導の準備又は実施
- (4) 出火防止の措置
 - 1) 火気使用の制限又は中止
 - 2) 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認
- (5) 消防用設備、器具の点検及び使用準備
- (6) 転倒及び落下防止の措置
 - 1) 窓硝子、看板等の建物の付属物
 - 2) ロッカー、陳列棚、商品等
 - 3) 薬品等の危険物
- (7) 応急救護の準備
- (8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限
- (9) その他必要な措置

8 がけ崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、県及び市町村は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- (1) 地すべり防止区域、山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。
- (2) 地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区のある市町村に対し、避難指示等の適切な措置を行うよう指導する。
- (3) 上記区域内で工事中のものがある場合は工事又は作業関係者に対し、工事又は作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。

9 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、県、市町村は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

(1) 県

日常生活物資の需給動向、価格、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策を講じる。

1) 日常生活物資の需給動向及び価格の把握

2) 関係機関等への協力要請

国、事業者団体等に対し、必要に応じて次の協力要請を行う。

- ① 情報提供
- ② 調査
- ③ 平常業務の維持

ア 卸売市場

地方卸売市場については、生鮮食料品の安定供給を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うよう要請する。

イ 出荷団体等

生産地、出荷団体及び出荷者に対し、市場への出荷要請を行う。(ひたちなか市に水産物需給調整用大規模冷蔵庫(6,000 t)が設置されている。)

ウ 大型店等

商工会議所連合会等の商工団体を通じ、又は直接、百貨店、スーパーマーケット等の大型店に対して、顧客等の混乱防止及び安全確保を図りつつ、極力通常通りの営業を継続するよう要請する。

- ④ 買占め、売り惜しみ、便乗値上げ防止の呼びかけ
- ⑤ その他の協力

(2) 国の措置

1) 関東農政局

生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。

2) 関東経済産業局

所掌の生活物資につき、県から緊急要請等があった場合、関係業界団体等を通じ必要量の供給確保、あっせんを図る。

10 金融対策

(1) 関東財務局水戸財務事務所の措置

必要に応じて関係機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関に対して、金融上の混乱の未然防止に十分配慮するよう協力を求める。

(2) 日本銀行水戸事務所の措置

- 1) 県内金融機関の現金保有状況の把握
- 2) 県内金融機関の資金決済の円滑の確保に向けた対応状況等の把握
- 3) 県内金融機関の業務運営確保に向けた対応状況等の把握
- 4) 地震防災対策強化地域内の金融機関店舗に対する為替取組、手形の取立停止等の要請
- 5) 上記各措置にかかる広報、情報収集、関係行政機関等との連絡・協議及び県内金融機関に対する指導・要請

第4節 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、本県地域内の住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市町村長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市町村役場や消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと
- (11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3節の7参照のこと)
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

茨城県地域防災計画

編集発行 茨城県防災会議

事務局 茨城県防災・危機管理部

防災・危機管理課

TEL 029(301)2885

作成 昭和38年10月

修正 令和6年3月発行
